

令和 7 年度 第 2 回総合教育会議

令和 7 年 1 0 月 1 4 日 (火)

午後 3 時 0 0 分 開会

8 0 1 会議室

議事日程	議 題	
第 1		開会
第 2	議 題 第 1 号	小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱について
第 3	議 題 第 2 号	のびゆくこどもプラン 小金井（令和 7 年度～令和 1 1 年度）の策定について
第 4		閉会

【資料】

資料 1	小金井市教育大綱（案）
資料 2	のびゆくこどもプラン 小金井（令和 7 年度～令和 1 1 年度）

小金井市教育大綱 (案)

令和7年10月

教育大綱の策定について

◆教育大綱とは

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた、教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針として、地方公共団体の長が定めるものです。

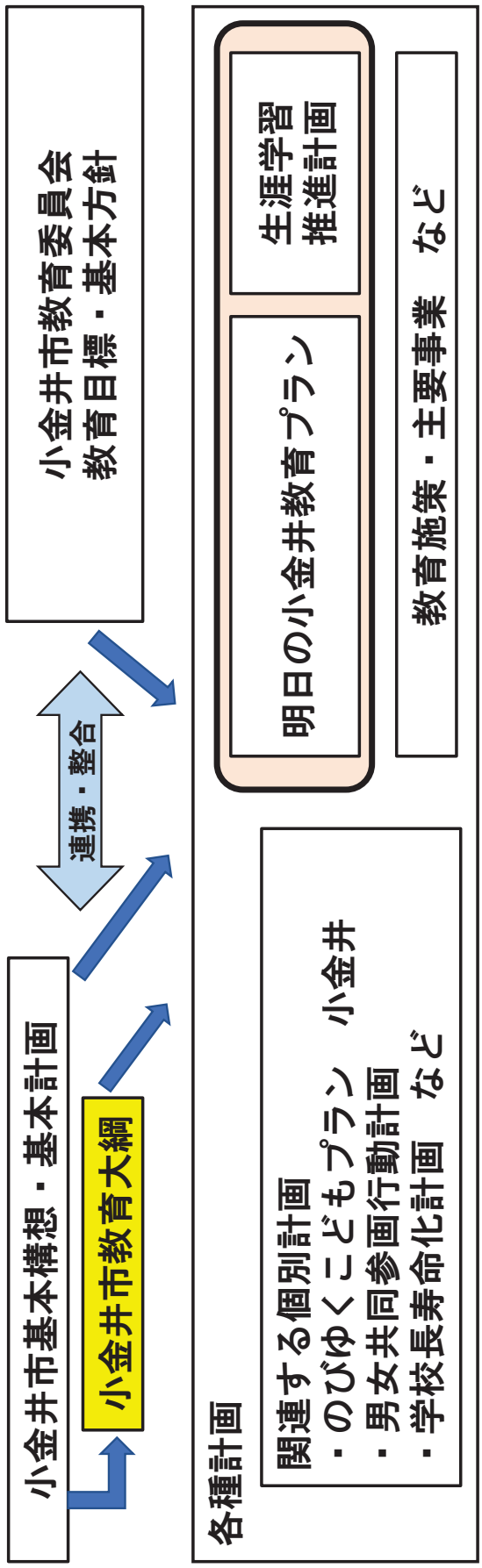
小金井市では、小金井市教育委員会の教育目標及び基本方針を尊重し、市長と教育委員会が協力・連携しながら、小金井市の教育を更に充実・発展させるために、理念・方針・取組の方向性を定めます。



教育大綱の策定について

◆教育大綱の位置づけ

小金井市教育大綱は、小金井市教育委員会が掲げる「教育目標・基本方針」と連携・整合を図ります。具体的な取組については、「明日の小金井教育プラン」や「生涯学習推進計画」をはじめ、関連する各種計画に基づき推進していきます。



理念

1. 全ての子どもが、主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓く教育を推進するまち
2. 全ての市民が学びを通じて豊かな人生を送り、一人ひとりの成長が社会全体の発展につながるまち

方針

- ① 未来を創造する力の育成
- ② 自他の人権を大切にして、共に生きる人の育成
- ③ 地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進
- ④ 安全で安心な学習環境の整備・充実
- ⑤ 学びを通じた豊かな人生と社会への還元
- ⑥ 文化・スポーツに気軽に親しむことができる環境・機会の充実

取組の方向性

方針① 未来を創造する力の育成

◆日本固有の伝統文化やグローバル社会、情報社会への理解を踏まえ、ICT利活用の推進を図るとともに、宿泊行事や英語学習における豊かな体験活動の充実を図ります。

◆主体的に学び、多様な人々と協働して新しい価値を生み出す人を育てる教育を推進するために、教員の授業力の向上を継続的に図り、授業の質の維持・向上を目指します。

取組の方向性

方針② 自他の人権を大切に、共に生きる人の育成

◆子どもたち一人ひとりの困り感に応じた支援を実施するとともに、不登校傾向児童・生徒に対応するための取組を進めるなど、その子らしさを最大限に伸ばすことを目的にチームとして継続した支援をすることができ、環境の整備を図ります。

◆いじめをしない・させない・見逃さないように、児童・生徒、教員や保護者などの意識を高めるとともに、安心して報告・相談がしやすい環境を整え、組織的な対応を図ります。

◆道徳教育の充実を図るとともに、子どもの声を聴き、子どもの権利を尊重する取組を推進します。

取組の方向性

方針③ 地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進

- ◆コミュニティ・スクールの仕組みをいかながら、ボランティアを始めとする地域の教育資源の積極的な活用を図ります。
- ◆学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」を目指します。
- ◆地域と協働した食育、健康教育、安全教育を推進します。

取組の方向性

方針④ 安全で安心な学習環境の整備・充実

- ◆子どもたちが学習に集中することができるよう、安全かつ安心な学習・生活環境の確保を図ります。
- ◆GIGAスクール構想により、これまでの教育実践にICTを活用していくことで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。
- ◆児童・生徒数の推移を定期的に見直し、普通教室の整備のほか、様々な方策で対応を図ります。

取組の方向性

方針⑤ 学びを通じた豊かな人生と社会への還元

◆誰もが生涯学習に親しむことのできる環境づくりに向けて、社会教育施設・関係機関と連携し、市民による生涯学習活動を支援します。

◆学びによって得た知識や経験を社会全体に還元できるよう、関係機関と連携し、魅力ある仕組みづくりを推進します。

◆学びを止めないための環境整備を進めるとともに、放課後子ども教室など、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもの成長を支える地域社会の活性化を目指します。

取組の方向性

方針⑥ 文化・スポーツに気軽に親しむことができる環境・機会の充実

◆市民一人ひとりを尊重し、市民が主体的に、文化に触れる機会を広く提供するとともに、生涯を通じて運動・スポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。

◆健康を保持・増進することにより、健康寿命の延伸や生きがいを持った暮らしにつなげるため、定期的に運動・スポーツをする習慣づけを図ります。

◆豊かなコミュニティが育んだ地域の多様な団体・人材と連携し、文化・運動・スポーツを支える体制の充実を図ります。

のびゆくこどもプラン 小金井

(令和7年度～令和11年度)

© Studio Ghibli

令和7年3月

小金井市
Koganei City



は じ め に

このたび、小金井市では、子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定しました。

本市では、平成21年に全国的にも早い段階で小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利について普及啓発活動を行ってきました。令和4年に子どもオンブズパーソン相談室を設置し権利侵害に関する相談・救済にも努めてきたところですが、一人ひとりの子どもが自分らしく豊かに生きるためには、地域全体で子どもの権利についての理解を広めることが重要です。

国では、令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設するとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行しました。また、「こども基本法」の中では、こどもの権利、養育や生活の保障、意見表明と社会参画の機会の確保をはじめとした6つの基本理念が示され、こども・若者施策を相互的に推進すべく「市町村こども計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。

本計画は、本市の「市町村こども計画」として位置づけるものです。本計画で掲げる「小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことにより子どもの権利が保障され、子どもの幸福を実現する」という基本理念の実現にあたっては、行政はもとより、市民の皆様や各関係機関・団体の皆様、事業者の皆様の主体的な参画と、多様な主体間における連携の強化・協働が必要不可欠です。引き続き、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり御尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様、子どもの意見聴取やアンケート調査、パブリックコメントなどを通じて多くの貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様や関係機関・団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

小金井市長 白井 亨



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	4
第2章	小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境	5
1	人口・世帯・人口動態等	5
2	教育・保育施設の状況	13
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	16
4	ニーズ調査の結果概要	20
5	子ども・若者からの意見聴取の結果	37
6	成果指標の状況	42
第3章	基本理念・視点	43
1	基本理念	43
2	基本的な視点と目標	45
3	施策の体系	47
4	「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性	49
第4章	施策の展開	57
第1節	子どもが心豊かに成長できる（基本的視点1）	57
目標1	子どもの最善の利益が守られている	57
目標2	子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる	61
第2節	子育て家庭が子育ての喜びを感じている（基本的視点2）	66
目標3	子育て家庭が必要な支援につながっている	66
目標4	子育て、子育て家庭の困難が軽減されている	71
第3節	地域で子育て、子育てを支え、まちが笑顔であふれる（基本的視点3）	74
目標5	地域社会が子育てを見守り支えている	74
目標6	地域社会が子育てを見守り支えている	77
第5章	子ども・子育て支援事業計画	79
第1節	教育・保育提供区域の考え方	79
1	国における教育・保育提供区域の考え方	79
2	小金井市における教育・保育提供区域の設定	79
第2節	教育・保育施設の充実	81
1	量の見込み	81
2	提供体制の確保と実施時期	83
3	幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上	86
第3節	地域子ども・子育て支援事業の充実	87
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	87

第6章 計画の推進体制	101
1 計画の推進体制	101
2 計画の達成状況の点検・評価	102
資料編	103
資料1 小金井市子ども・子育て会議条例	104
資料2 小金井市子ども・子育て会議名簿	106
資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過	107
資料4 「のびゆくこどもプラン 小金井（案）」について（報告）	109
資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について	111
資料6 小金井市子どもの権利に関する条例	114
資料7 子育て・子育てカレンダー	118
資料8 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保内容の算定方法	120
資料9 関係事業一覧（小金井市子どもの権利に関する条例、子どもの貧困対策、及び子ども・若者育成支援）	127
資料10 用語解説	135

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

小金井市では、平成21年の子どもの権利に関する条例の制定を経て、平成22年に「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育て、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とする計画を策定し、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。更に、平成27年以降は子ども・子育て支援法に基づき計画を策定し、それまでの計画の基本理念を継承するとともに、基本理念を実現するための基本的な視点と基本目標に基づき、子どもオンブズパーソンの設置やいじめ防止条例を制定する等、子育て、子育て支援の総合的な施策を推進してきました。

この間、少子化の進行は止まらず、令和5年の東京都の合計特殊出生率は0.99と1を下回りました。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化から、周囲の協力が得られず孤独な状態で子どもを育てる「孤育て」家庭が増加しており、児童虐待件数の増加、子育てに困難を抱える家庭の増加、支援を必要とする子どもの増加、さらには新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴うひきこもりや不登校など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化し続けています。

このような社会的背景を受け、国は令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設するとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」では、こどもの権利、養育や生活の保障、意見表明と社会参画の機会の確保をはじめとした6つの基本理念が示され、こども・若者施策を総合的に推進すべく「市町村こども計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。また、令和6年4月に施行された「改正児童福祉法」では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うものとされています。

小金井市においても待機児童ゼロの達成・継続、子どもオンブズパーソンによる子どもの権利救済、児童福祉と母子保健を一体的に実施するこども家庭センターの設置、子どもの居場所の提供支援など、子どもや子育て家庭への相談支援に取り組んできました。しかし、不登校児童生徒の増加、ひきこもりやヤングケアラーなど生きづらさを抱える子どもの課題は複雑・多様化しています。このように子どもをとりまく社会や環境は変化しており、「子どもがのびのびと育つまち」の実現のためにはきめの細かい支援が必要となっています。本計画では、これまでの基本理念を継承しつつも、これまでの子ども・子育て施策に若者施策を加えて総合的に推進するための「こども計画」とするとともに、地域の子ども・若者・子育て支援を総合的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の個別計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づくこども・若者計画、こどもの貧困解消対策推進法第10条第2項に基づくこどもの貧困解消対策計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を包含するものであり、母子保健に関する施策については、令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえています。

更に、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

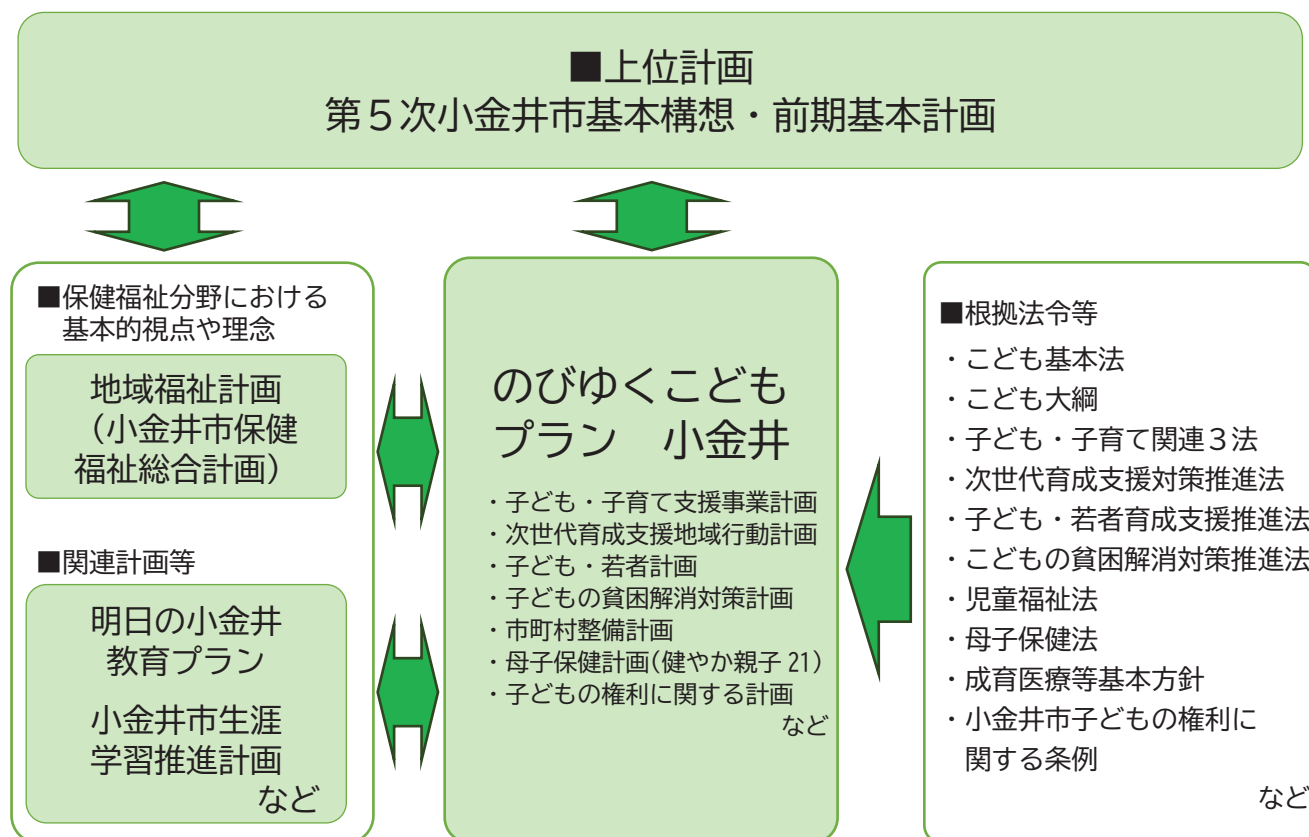
■計画の対象



本計画の対象である「子ども」とは、こども基本法等の考え方に則り、年齢等で区切らず妊娠期から切れ目なくサービスを提供する対象であり、心身の発達の過程にあり、こども施策が必要な人全般としつつも、こども大綱では、「若い世代」を「20歳代、30歳代を中心」としていることから、おおむね40歳未満までを「若者」とし、計画の対象として考えます。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。小金井市においては、子どもの権利に関する条例等において「子ども」を用いてきました。本計画においても、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き、「子ども」を用いることとします。

■関連計画及び根拠法令等との関係について



■こどもの総合計画としての位置づけ

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、かつ子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。本計画においても子ども施策を総合的に推進します。

3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
のびゆくこどもプラン 小金井 (第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)					のびゆくこどもプラン 小金井					次期 計画
第4次	第5次小金井市基本構想									
後期	前期基本計画					後期基本計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている合議制の機関として「小金井市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



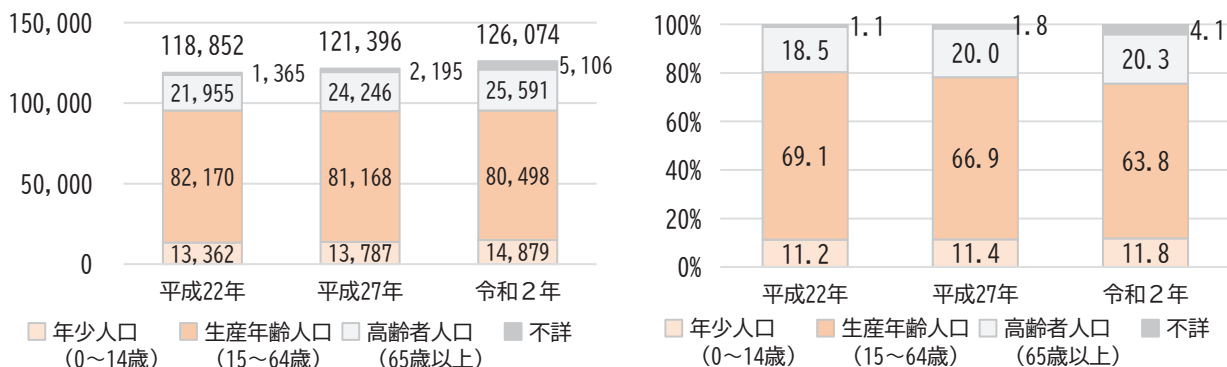
第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

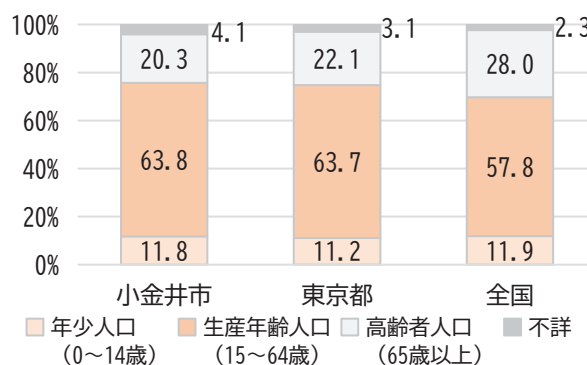
小金井市の人口は長らく増加傾向が続いており、年少人口も平成22年からの10年間で1,517人増加して令和2年は14,879人となっていました。この数年は横ばい状態となっています。

■年齢3区分別人口数及び割合の推移（国勢調査）



小金井市の人口割合は、全国及び東京都に比べると、生産年齢人口割合は高く、高齢者人口割合は低くなっています。また、年少人口割合は全国より低いものの、東京都よりは高くなっています。

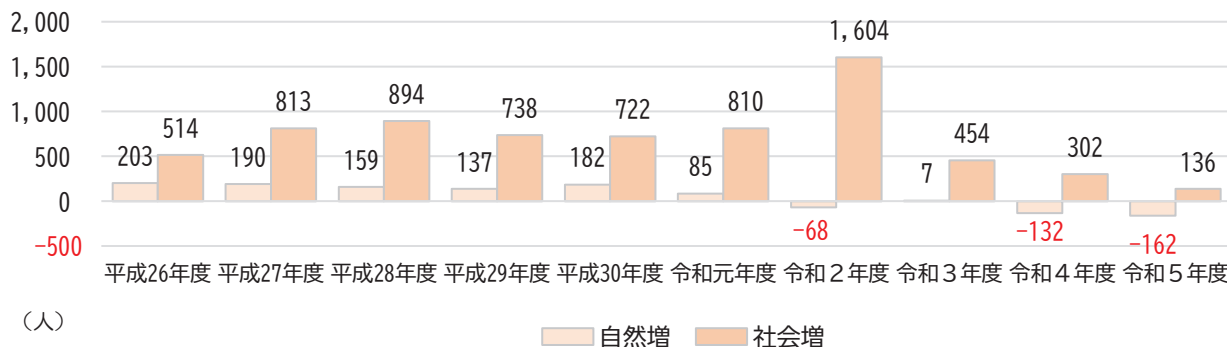
■令和2年人口割合の推移（国勢調査）



(2) 自然動態・社会動態

小金井市の社会動態（転入－転出）は、各年度で数のばらつきはあるものの、ここ10年間はプラスで推移しています。また、自然動態（出生－死亡）はプラスの年度が多いものの、令和2年度、令和4年度、及び令和5年度においてはマイナスとなっています。

■自然動態・社会動態の推移（小金井市事務報告書）



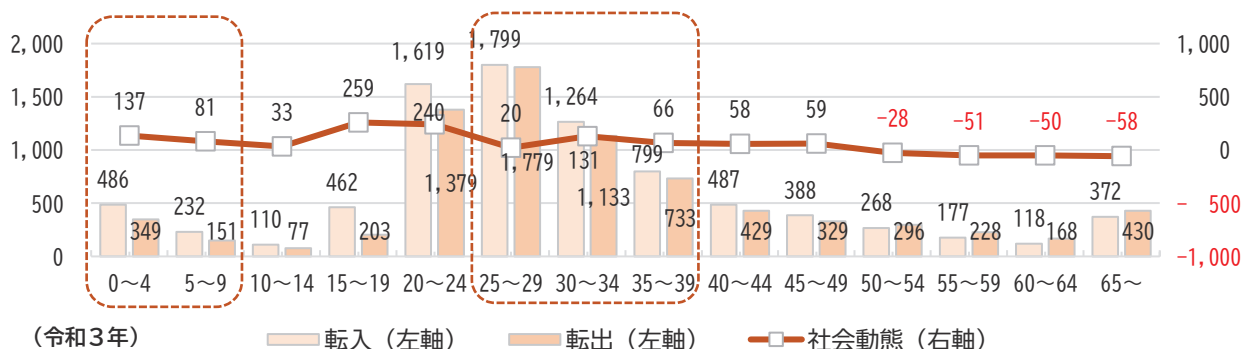
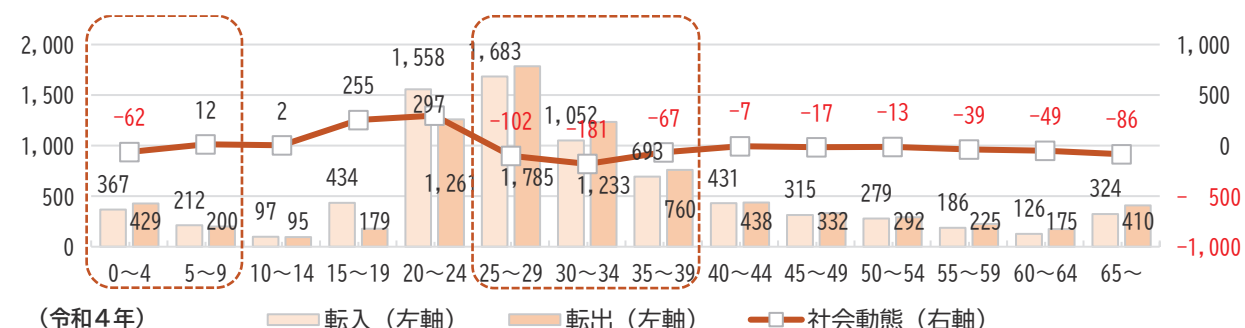
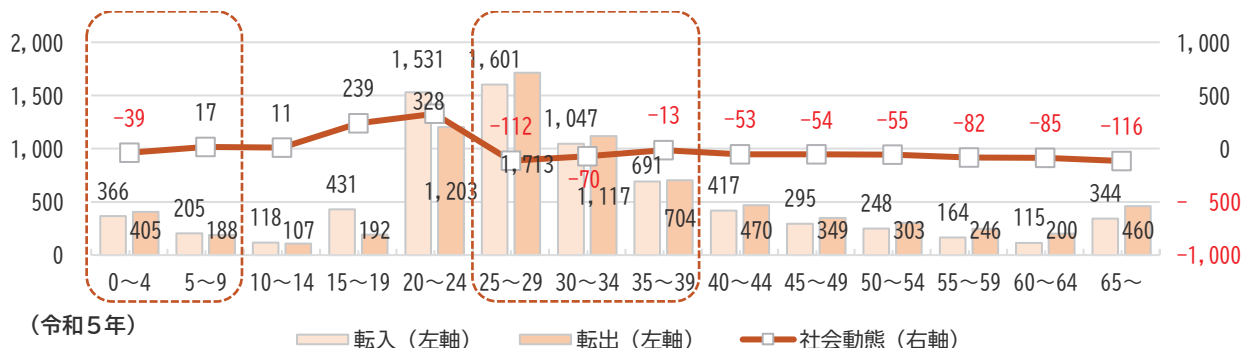
第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

(3) 転入・転出の状況

小金井市の社会動態は、令和3年までは増加（転入超過）で推移していましたが、令和4年、令和5年と減少（転出超過）しています。

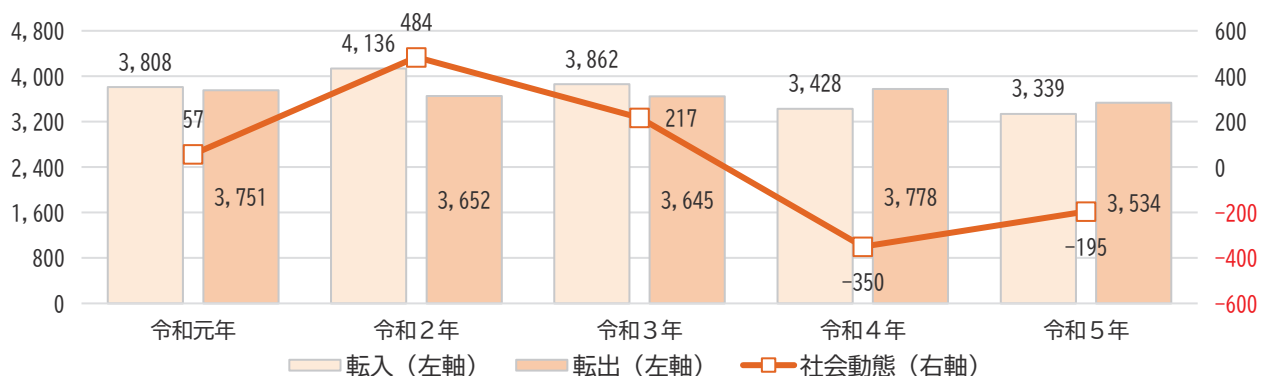
■ 5歳階級別転入・転出の状況（住民基本台帳人口移動報告年報）

(人)



■ 25歳～39歳の転入・転出の推移（住民基本台帳人口移動報告年報）

(人)

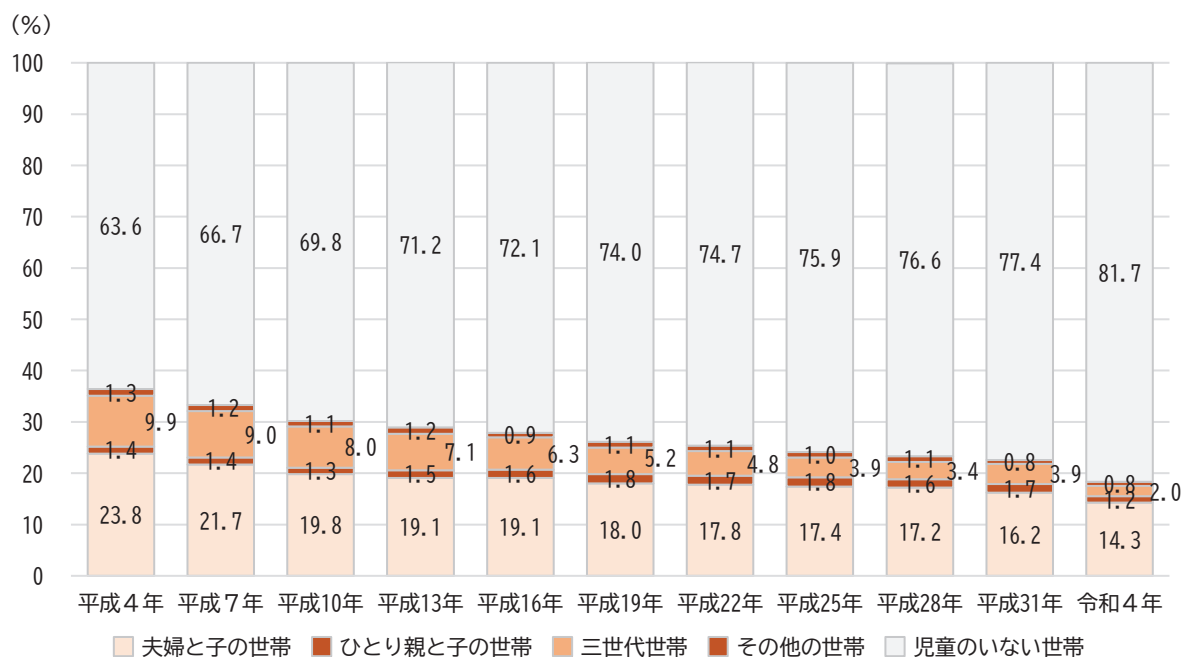


(4) 児童のいる世帯の変化

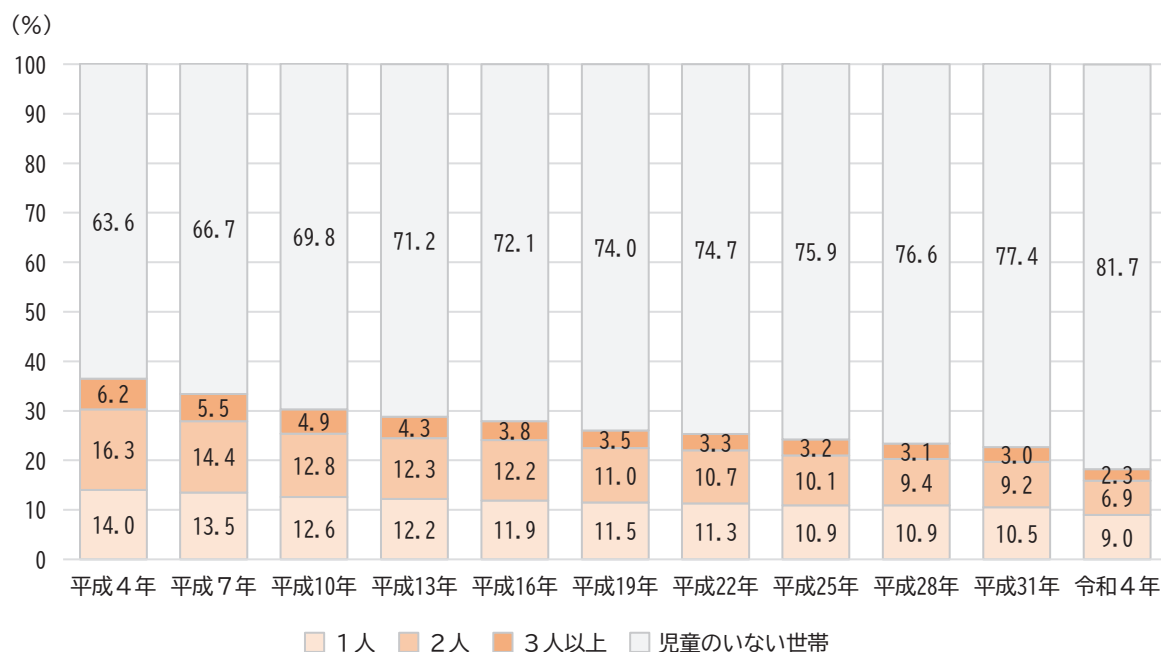
過去約 30 年間の年次比較をみると、夫婦と子の世帯が増加する一方、三世帯世帯が減少しており、核家族が進んでいることがわかります。

また、令和4年で児童のいる世帯は、全世帯の 18.3%、平均児童数は 1.66 人となっています。世帯数の構成割合・平均児童数の年次推移で令和4年をみると、児童が「1人」いる世帯は全世帯の 9.0%、「2人」いる世帯は 6.9%となっており、児童がいない世帯は、全世帯の約 81.7%と少子化が進んでいるのが、全国の統計からもみてとれます。世帯構成の変化によって子育て環境は変化をしています。

■児童の有無別にみた世帯構造別世帯数の構成割合の年次比較（厚生労働省・国民生活基礎調査）



■児童の有無及び児童数別にみた世帯数の構成割合（厚生労働省・国民生活基礎調査）

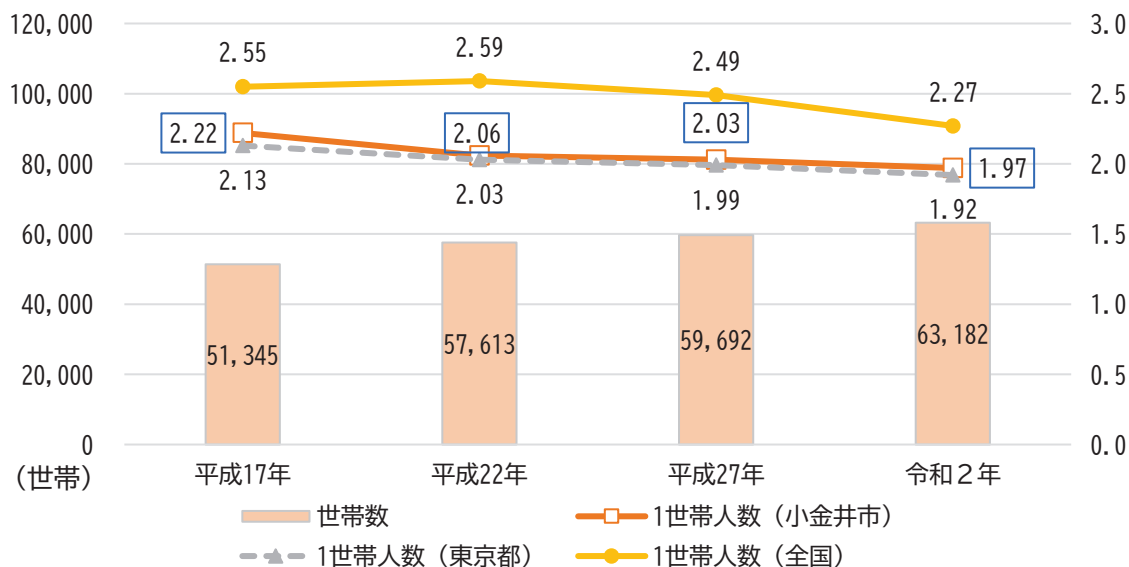


第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

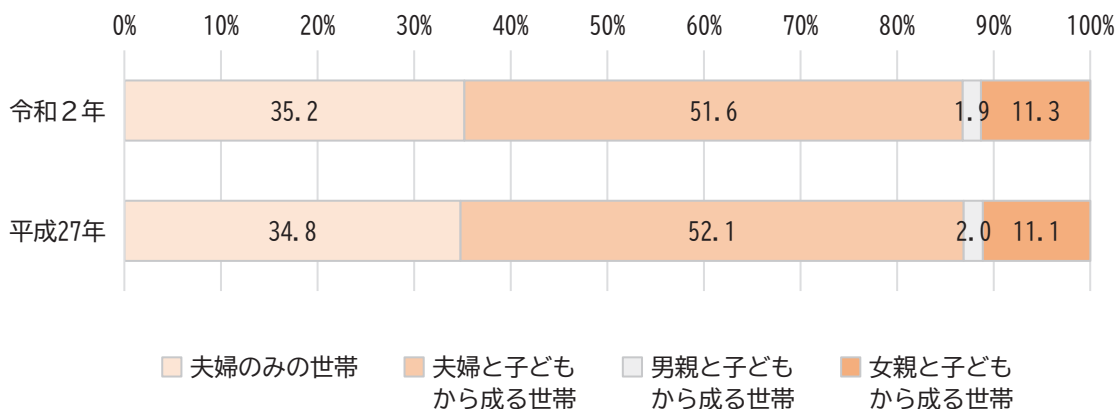
(5) 世帯の状況

小金井市の世帯数は増え続け、平成17年からの15年間で11,837世帯増加して、令和2年には63,182世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は減少し続け、核家族化が進展しています。核家族世帯の構成比では、「夫婦と子ども」、「男親と子ども」の世帯割合が微減、「夫婦のみ」、「女親と子ども」の世帯割合が微増しています。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移（国勢調査）



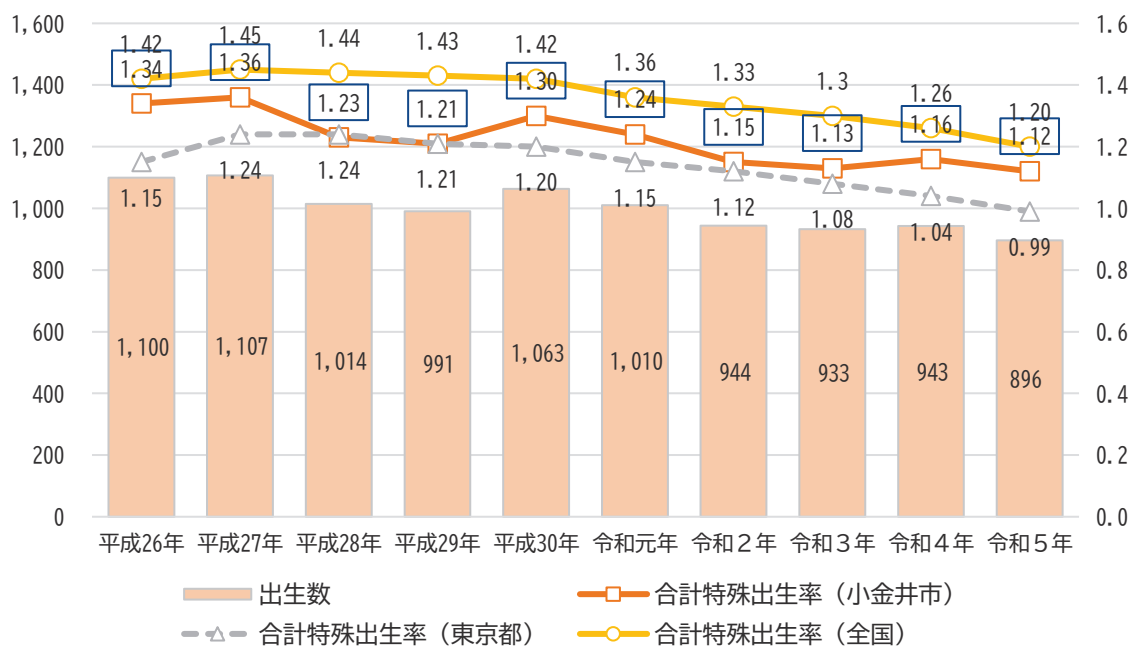
■核家族世帯の構成比（国勢調査）



(6) 出生の状況

小金井市の出生数は、平成26年からの10年間で204人減少しています。合計特殊出生率は全国よりも低く、また、平成27年の1.36をピークとして以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和5年は1.12となっています。将来にわたって人口水準を維持できる2.07には至っていないため、転入や高齢化を除く自然動態では人口減少が進むとみられます。

■出生数及び合計特殊出生率の推移（東京都保健医療局 人口動態統計）

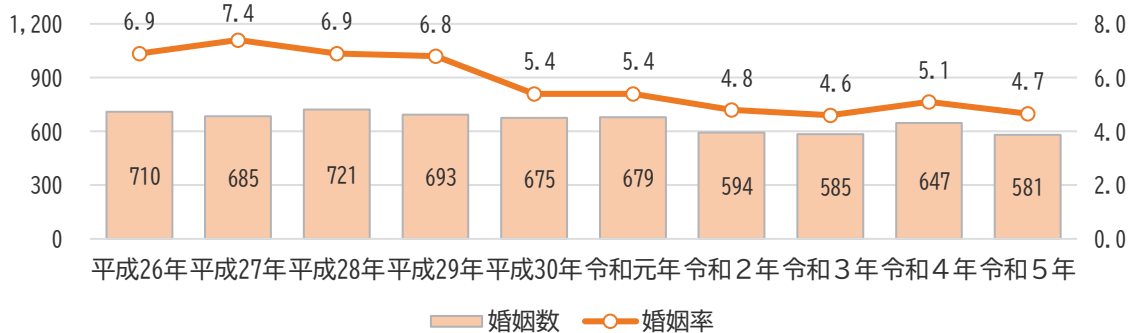


第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

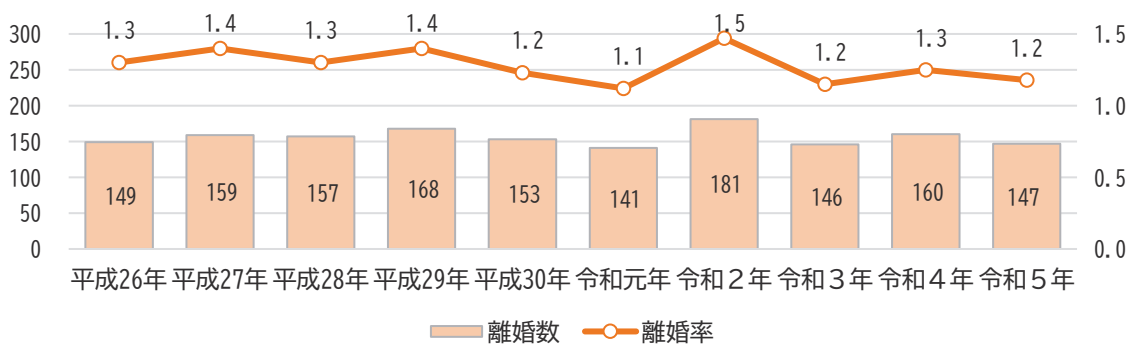
(7) 婚姻・離婚の状況

小金井市の婚姻件数および婚姻率は、年による増減があるものの、ゆるやかに減少しています。また、離婚件数および離婚率は、年による増減があるものの、横ばい状態となっています。

■婚姻件数および婚姻率の推移（東京都保健医療局 人口動態統計）



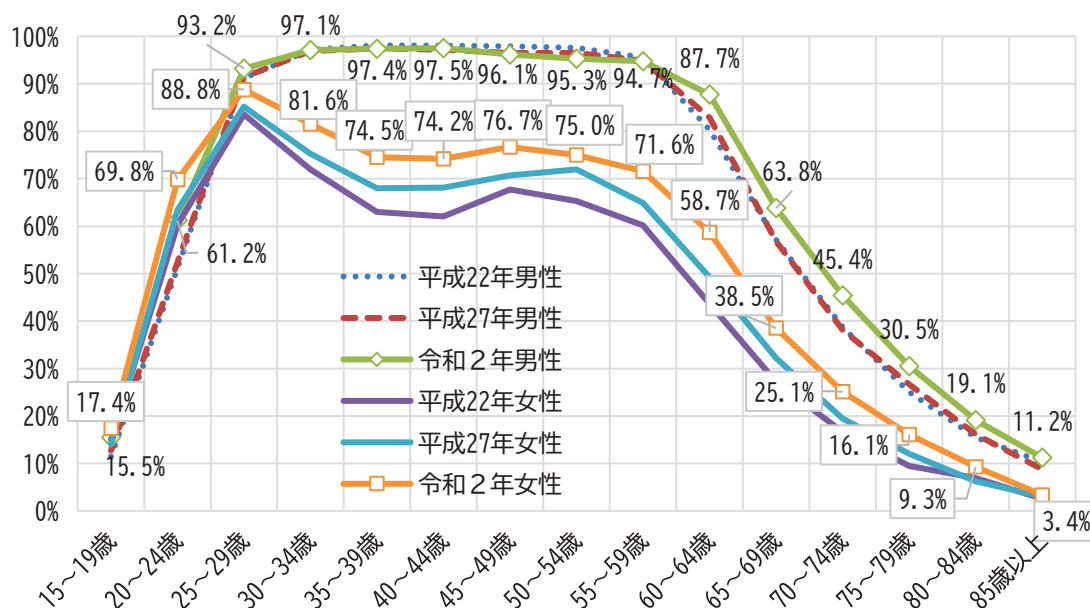
■離婚件数および離婚率の推移（東京都保健医療局 人口動態統計）



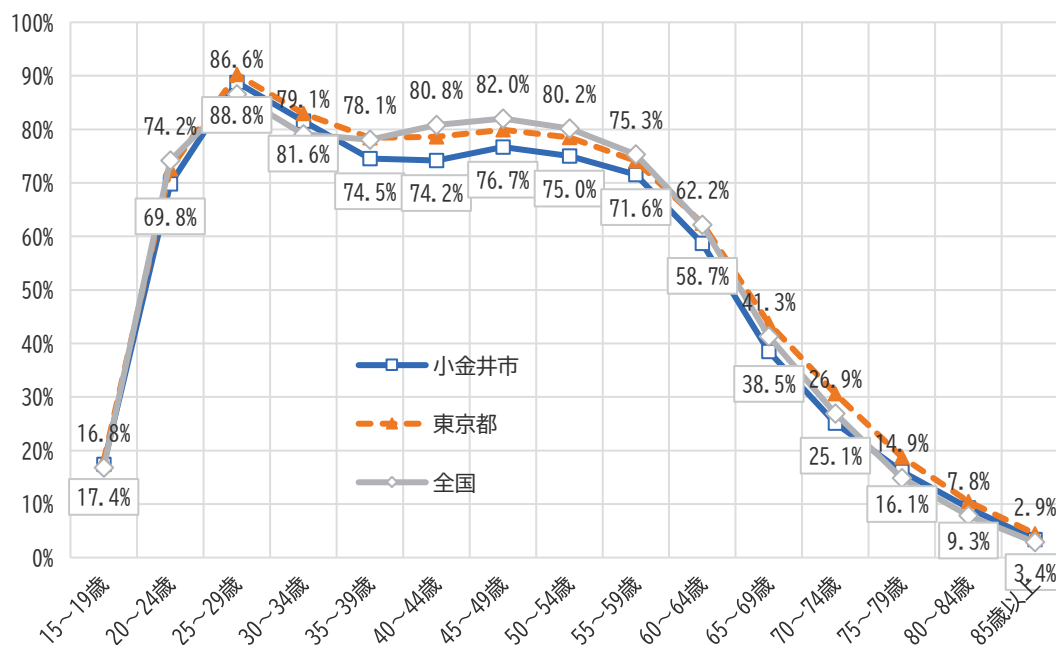
(8) 就労の状況

小金井市の年齢別労働力率をみると、男性の現役世代の労働力率はおおむね 95%以上となっています。また、女性の 20 歳代の労働力率が上昇し、30～34 歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」は解消に向かっているものの、30 歳代、40 歳代でその傾向は低い傾向のままです。女性の労働力率に関し、25～29 歳では全国平均並みであるものの 35～49 歳では全国平均より 3～5 ポイント低くなっています。

■ 小金井市の年齢別労働力率の推移（国勢調査）



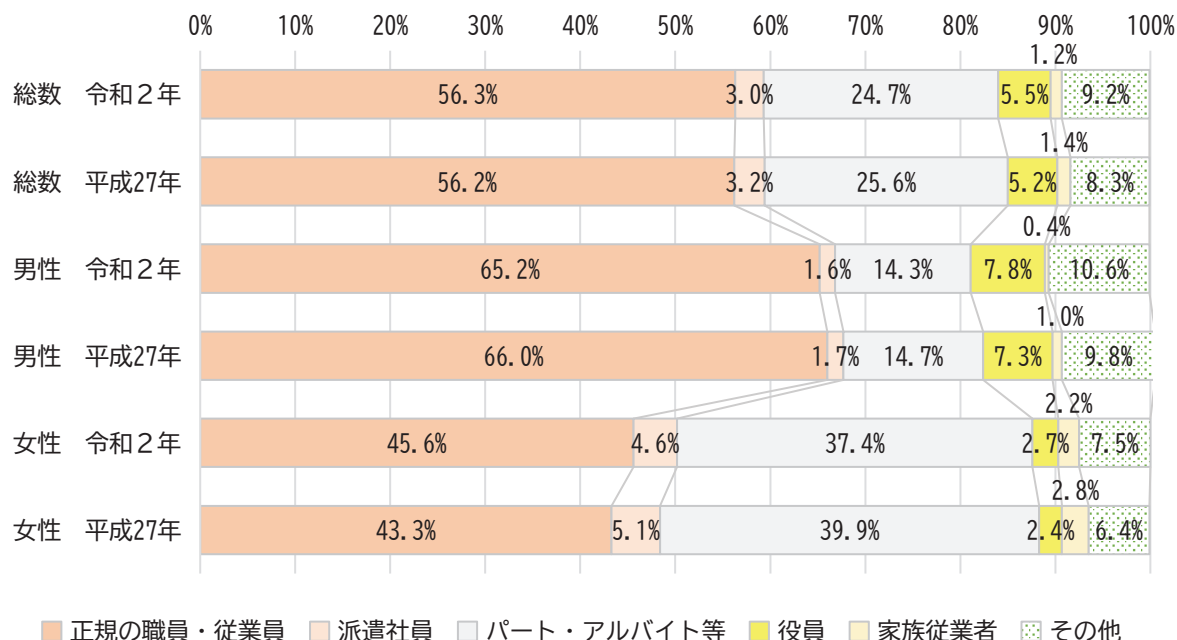
■ 令和2年の女性の年齢別労働力率の全国・東京都比較（国勢調査）



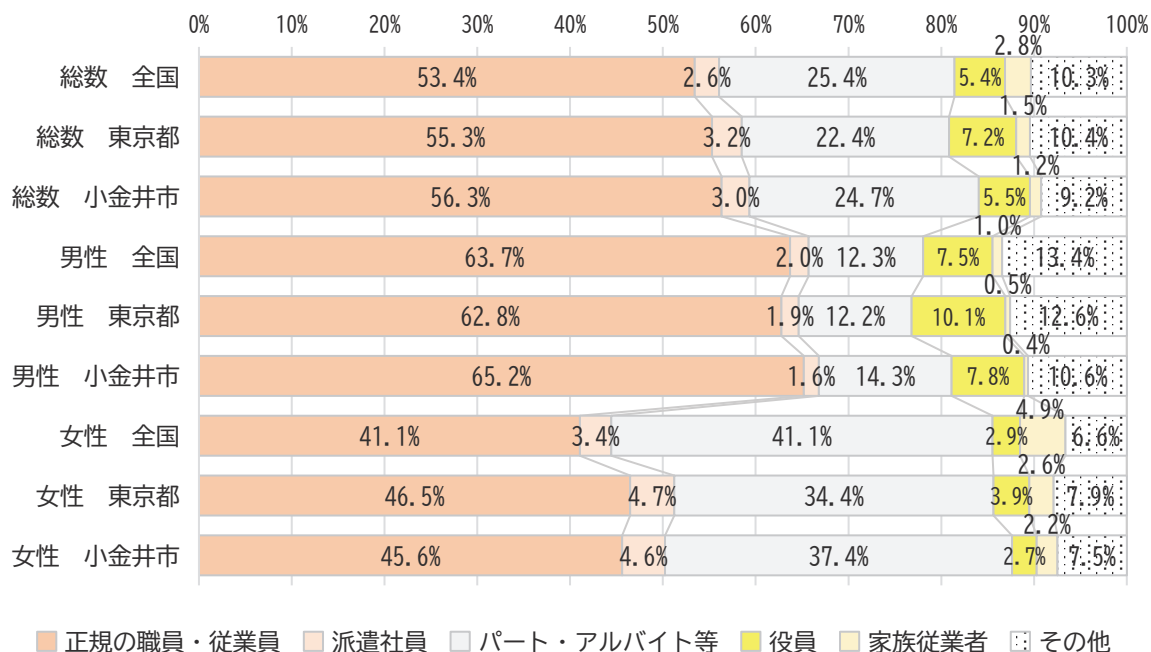
第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

従業上の地位別従業者数割合でみると、男女ともに「正規社員・従業員」の割合が最も高くなっています。女性について平成27年に比べて令和2年は、「正規社員・従業員」の割合が増加、更に「パート・アルバイト等」と「派遣社員」を合わせた非正規雇用の割合は減少しています。全国と比較すると、男女ともに「正規社員・従業員」の割合が全国よりも高くなっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（国勢調査）



■従業上の地位別従業者数の割合（国勢調査）



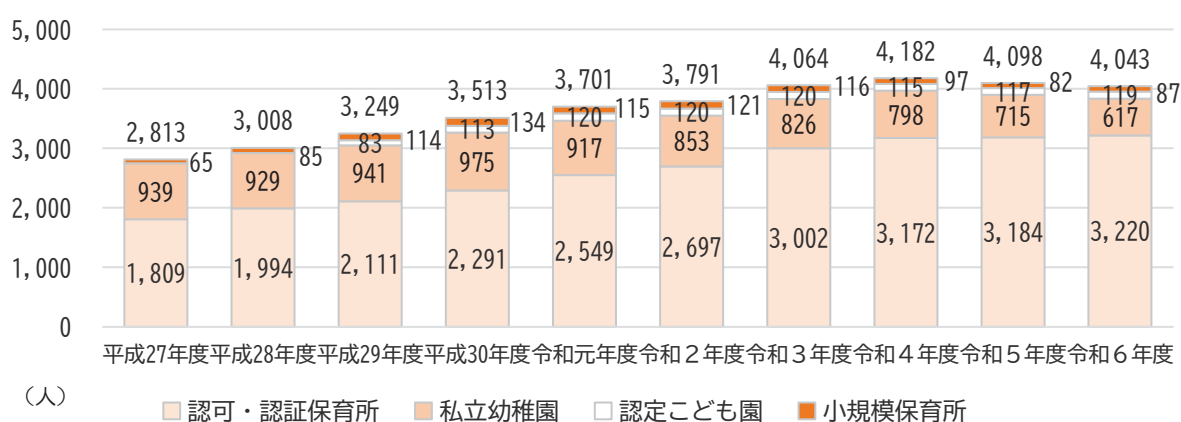
2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

ここ10年間、小金井市内の認可・認証保育所の利用児童数は年々増加している一方、私立幼稚園の利用児童数は増減しています。小規模保育所は平成27年度に実施されて以降、平成30年度に利用児童数のピークを迎えたあと、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。また、認定こども園は平成29年度に実施されて以降、令和3年度に利用児童数のピークを迎えたあと、ゆるやかな増減はありますが横ばい状態となっています。全体では、令和4年度のピーク時は4,182人の利用児童数がありましたが、それ以降徐々に減少しています。

■認可・認証保育所、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育所の利用児童数の推移

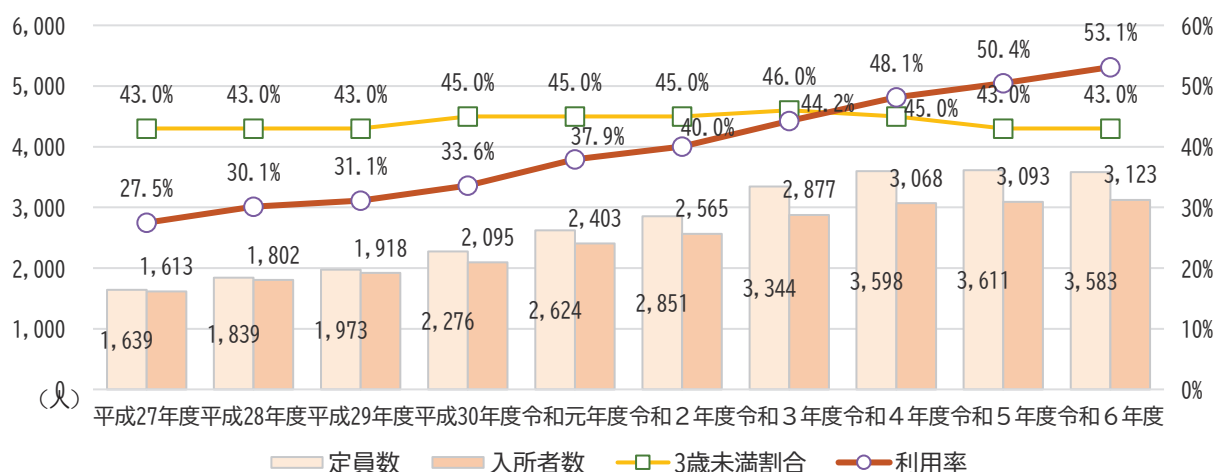
(各年4月1日現在)



(2) 認可保育所の利用状況

小金井市内の認可保育所の定員数は、令和5年度にピークを迎えた一方、入所者数は年々増加しています。母親の就業率の上昇に伴い、0～5歳の未就学児童に占める認可保育園の利用率も年々増加しており、令和6年度には53.1%となっています。

■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合、利用率の推移 (各年4月1日現在)

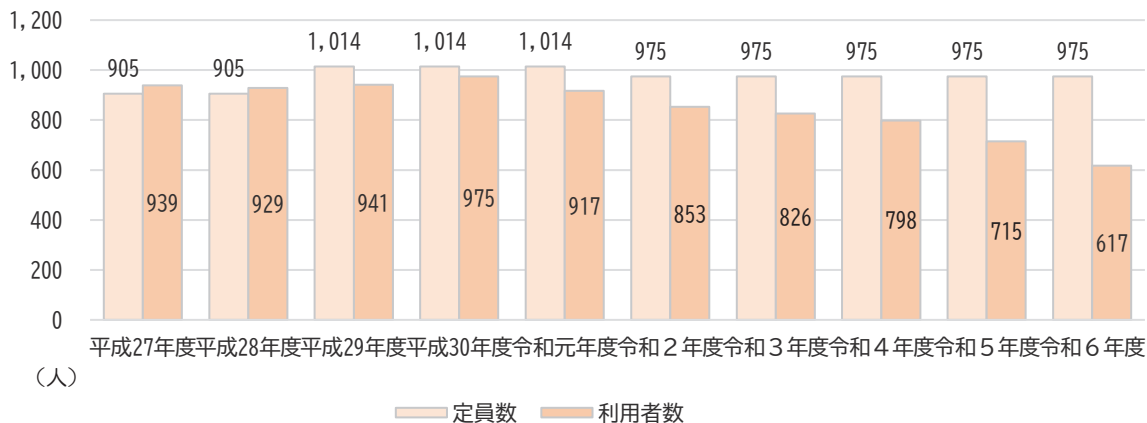


第2章 小金井市子ども・子育てを取り巻く環境

(3) 私立幼稚園の利用状況

小金井市内の私立幼稚園の定員数は横ばいで推移していますが、利用者数は平成30年度以降減少を続けています。令和6年度においては、定員975人に対して、利用者数は617人となっています。

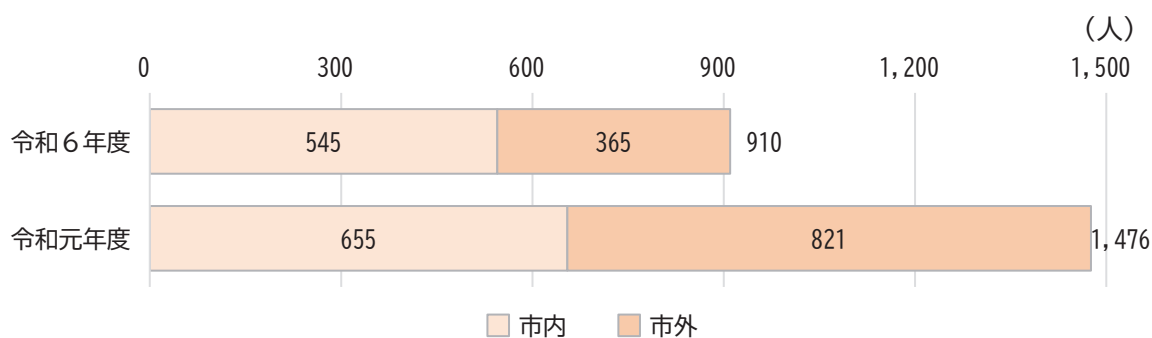
■私立幼稚園の定員数、利用者数の推移



(4) 私立幼稚園の通園状況

小金井市の私立幼稚園利用者は、令和元年度の1,476人であったのに対し、令和6年度は566人減少し910人となっています。通園の所在地別で見ると、市外への通園人数は、令和元年度は821人であったのに対し、令和6年度は456人減少し365人となっています。一方、市内への通園人数は、令和元年度は655人であったのに対し、令和6年度では110人減少し545人となっています。以前は市外の通園者が多い状態でしたが、ここ5年間で大きく減少した結果、令和6年度では市内の通園者のほうが多い状態となっています。

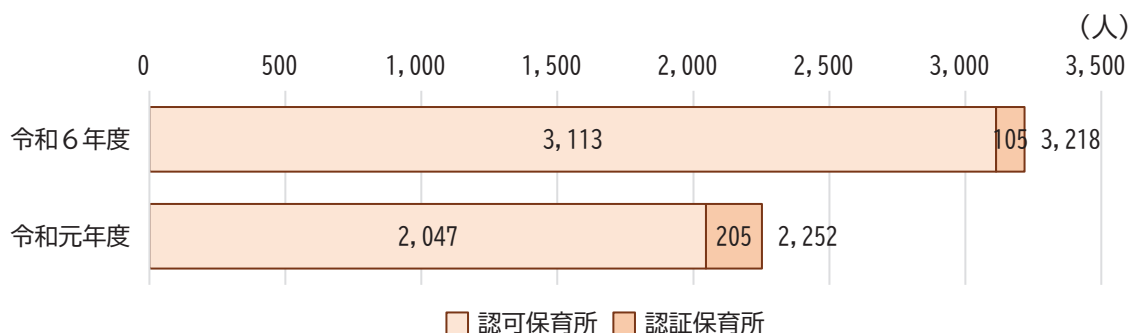
■私立幼稚園所在地別通園状況



(5) 認可・認証保育所の利用状況

小金井市内の認可保育所と認証保育所の利用状況は、令和元年度と比べ、認可保育所は1,066人増の3,113人、認証保育所は100人減の105人となっています。

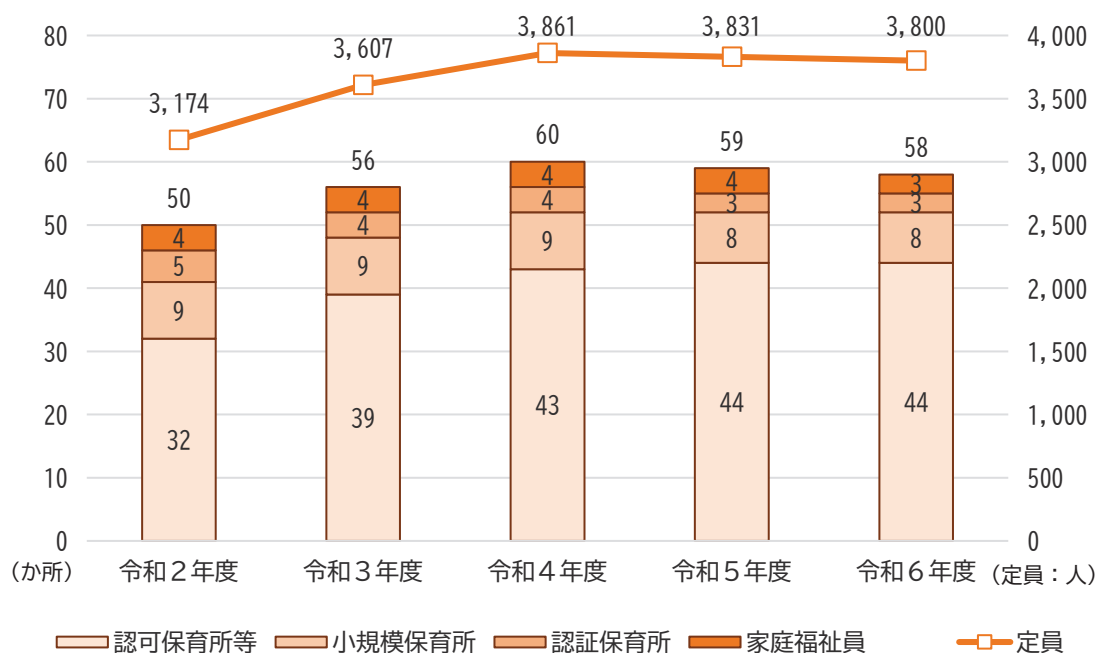
■認可・認証保育所の施設利用状況



(6) 保育施設数と定員の推移

小金井市内の保育施設数及び定員は、令和4年度にそれぞれピークを迎え、施設数は60か所、定員は3,861人となっており、以降は両者ともやや減少しています。

■市の保育施設数と定員の推移



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業、休日保育事業

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【実施状況】（令和5年度実績）

区分	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園預かり保育
実施か所数	44	0	0	5
私立	39	0	0	5
公立	5	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後における保育が必要な児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	19	22	25	26	26
登録児童数	1,073	1,193	1,287	1,425	1,525

【参考：放課後子ども教室実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	33,018	18,861	49,820	108,601	122,670
実施回数	837	281	623	1,268	1,566

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

①ショートステイ

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合に、市が指定する施設において、子どもを宿泊により一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1	1	1	1	1
延宿泊数	5	28	24	27	15

②トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により夜間不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、小金井市が指定する施設において、子どもを夜間一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

令和6年9月より事業開始

（令和元年度～5年度実績） 未実施

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	1,146	918	1,045	983	871
出生数	1,017	929	980	937	910

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問家庭数	9	11	13	9	9
実施率	必要な家庭には全戸派遣				

(6) 地域子育て支援拠点事業

子どもたちの健やかな成長と、保護者が楽しく子育てできるよう、気軽に集う場を提供し、子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【実施状況】子ども家庭支援センター、本町児童館、東児童館、貫井南児童館、緑児童館で実施（ひろば事業）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数	5	5	5	5	5

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	10	10	10	10	10
延利用件数	14,587	8,107	8,322	8,339	8,482

第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

【実施状況】各施設定員4名（1日あたり）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	2	3	3	3	3
登録児童数	949	1,282	1,657	1,900	2,163
延受託児数	136	86	546	434	547

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数	1,699	1,709	1,685	1,746	1,832
協力会員数	270	277	285	298	307
両方会員数	28	25	25	25	23
活動件数	3,418	2,601	3,076	3,084	5,329

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状況などを定期的に確認するため、妊婦に対して健康診査を実施します。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診件数（合計）	10,579	10,169	10,610	10,543	10,264
受診件数（1回目）	973	959	925	964	858
受診件数（2回以降）	9,606	9,210	9,685	9,579	9,406
妊娠届出数	1,032	980	984	994	885
受診件数／妊娠届出数	10.25	10.38	10.78	10.61	11.60
妊娠届出数／0歳人口	0.99	0.97	1.05	1.03	0.99

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型 実施か所数	—	—	—	—	—
特定型 実施か所数	1	1	1	1	1
母子保健型 実施か所数	1	1	1	1	1

基本型については令和6年9月より事業開始（実施か所数1）

【参考：妊婦面談】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施人数	726	802	618	894	918

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	実施	実施	実施	実施	実施

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	—	—	—	検討	実施

4 ニーズ調査の結果概要

教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握し、子どもが健やかに成長できるまちとなるよう、更なる子どもと子育て家庭の支援の充実を推進する「のびゆくこどもプラン小金井」（令和7年度から令和11年度まで）を策定するための基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

○抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

○調査期間：令和5年12月26日～令和6年1月25日

※WEBは令和6年1月31日到着分、郵送は令和6年2月5日到着分まで集計。

○配布方法：郵送

○回収方法：郵送または調査票に示したWEBページから回答するインターネット方式

※調査対象者の方全員にお礼状と未記入の場合の送付をお願いするハガキを令和6年1月15日に発送しました。

区分	標本数	有効回答数	有効回答率
ア) 就学前児童の保護者調査	2,000 人	全体：1,059 通 郵送：630 通 WEB：429 通	全体：53.0% 郵送：31.5% WEB：21.5%
イ) 小学生児童の保護者調査 (小学生児童の本人調査を含む。)	1,500 人	全体：654 通 郵送：435 通 WEB：219 通	全体：43.6% 郵送：29.0% WEB：14.6%
ウ) 中学生・高校生年代の保護者調査	1,250 人	全体：586 通 郵送：378 通 WEB：208 通	全体：46.9% 郵送：30.2% WEB：16.6%
エ) 中学生・高校生年代の本人調査	1,250 人	全体：411 通 郵送：283 通 WEB：128 通	全体：32.9% 郵送：22.6% WEB：10.2%
オ) ひとり親家庭の保護者調査	500 人	全体：204 通 郵送：146 通 WEB：58 通	全体：40.8% 郵送：29.2% WEB：11.6%
合 計	6,500 人	全体：2,914 通 郵送：1,872 通 WEB：1,042 通	全体：44.8% 郵送：28.8% WEB：16.0%

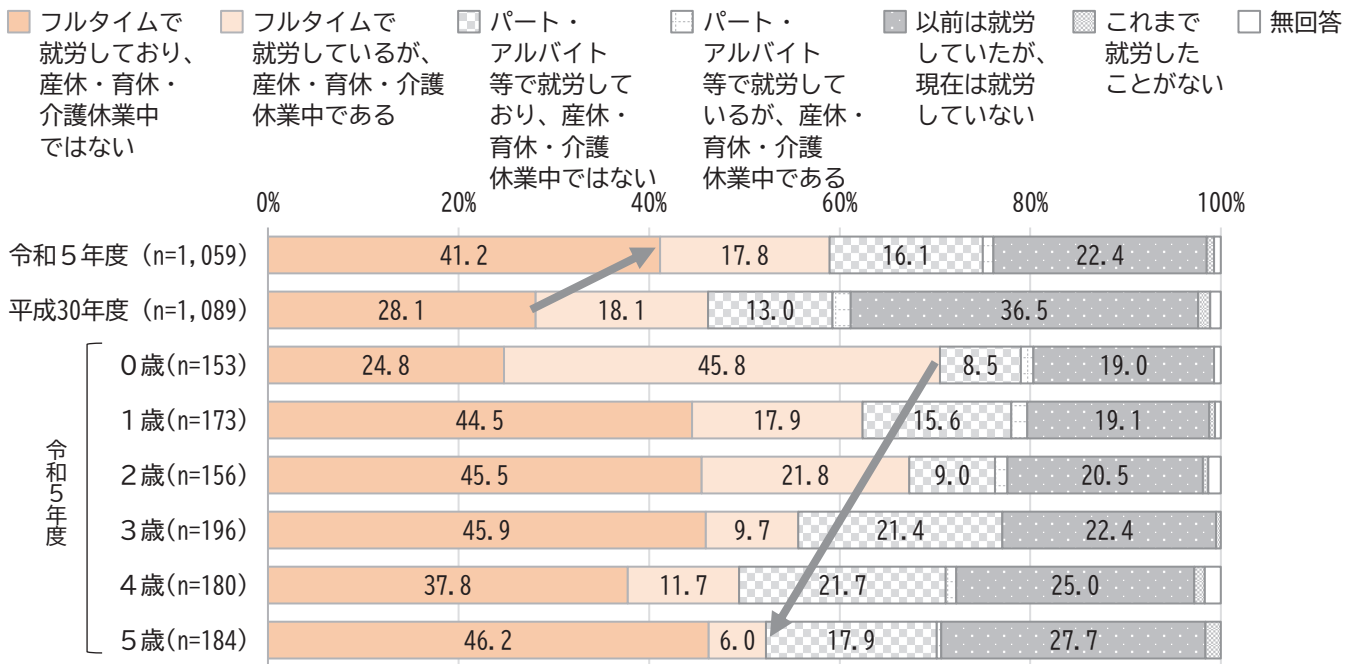
※帯グラフについては、数字が重なると読解できなくなることから、一部表記を省略しています。

※前回比較などで項目がないものは、数値を表示していません。

ア) 就学前児童の保護者調査

①保護者の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合計した割合を見ると、平成30年度よりも令和5年度が高く、子どもの年齢が上がるにつれ割合が減少する傾向にあります。年代が移り変わるにつれ、フルタイム就労が増加していることがわかります。



②現在利用している幼稚園・保育所を選んだ理由

「通いやすさ」においては、「0歳」が最も高く、子どもの年齢とともに割合が下がっています。一方、それ以外の項目については、「0歳」以降に割合が増えるケースが多いことから、保育園・幼稚園へのニーズは、子どもの年齢とともに多様化する傾向があることがわかります。

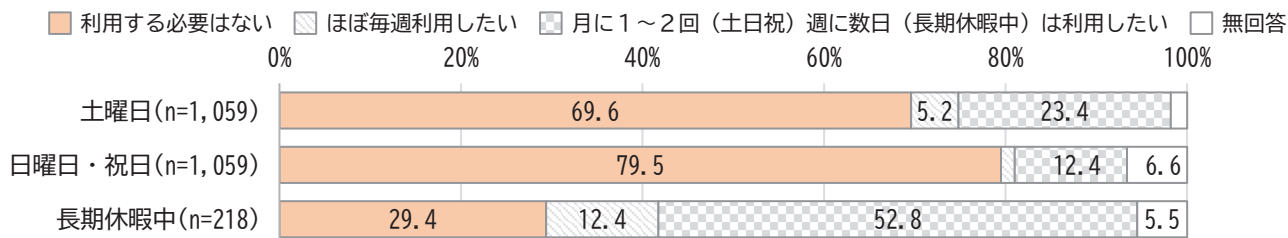
(単位：％)

区分	回答者数(人)	通いやすさ	先生の質	教育・保育理念	園全体、園児の雰囲気の良さ	延長保育、預かり時間の長さ	夏休み・冬休みなどの長期休暇中の事業	紹介、評判、友人・知人の	給食やおやつの内容	充実したイベントの	定員	幼稚園・保育所の費用(自己負担額)	その他	無回答
0歳	59	86.4	25.4	20.3	42.4	10.2	1.7	8.5	11.9	13.6	11.9	1.7	11.9	0.0
1歳	129	85.3	31.0	31.8	52.7	13.2	2.3	11.6	11.6	11.6	8.5	6.2	17.8	0.8
2歳	121	76.9	26.4	27.3	50.4	14.9	2.5	9.1	13.2	5.8	9.1	0.0	14.9	0.0
3歳	196	74.5	33.7	33.7	55.1	15.8	4.6	12.8	16.3	11.2	3.6	2.0	19.4	1.0
4歳	180	71.1	31.7	34.4	60.0	21.1	4.4	13.3	18.9	12.8	5.6	5.0	17.2	1.1
5歳	182	68.1	29.1	32.4	51.6	15.4	5.5	9.9	18.1	12.6	7.7	3.3	21.4	0.5

第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

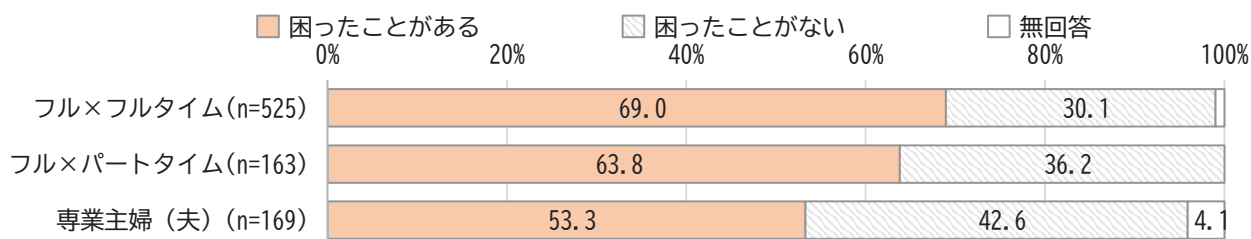
③休みの時の定期的な教育・保育の事業の利用希望

幼稚園を利用されている方の「長期休暇中」の利用意向が高くなっています。また、教育・保育事業では「土曜日」と「日曜日・祝日」との比較では、「土曜日」のほうが利用意向は高くなっています。



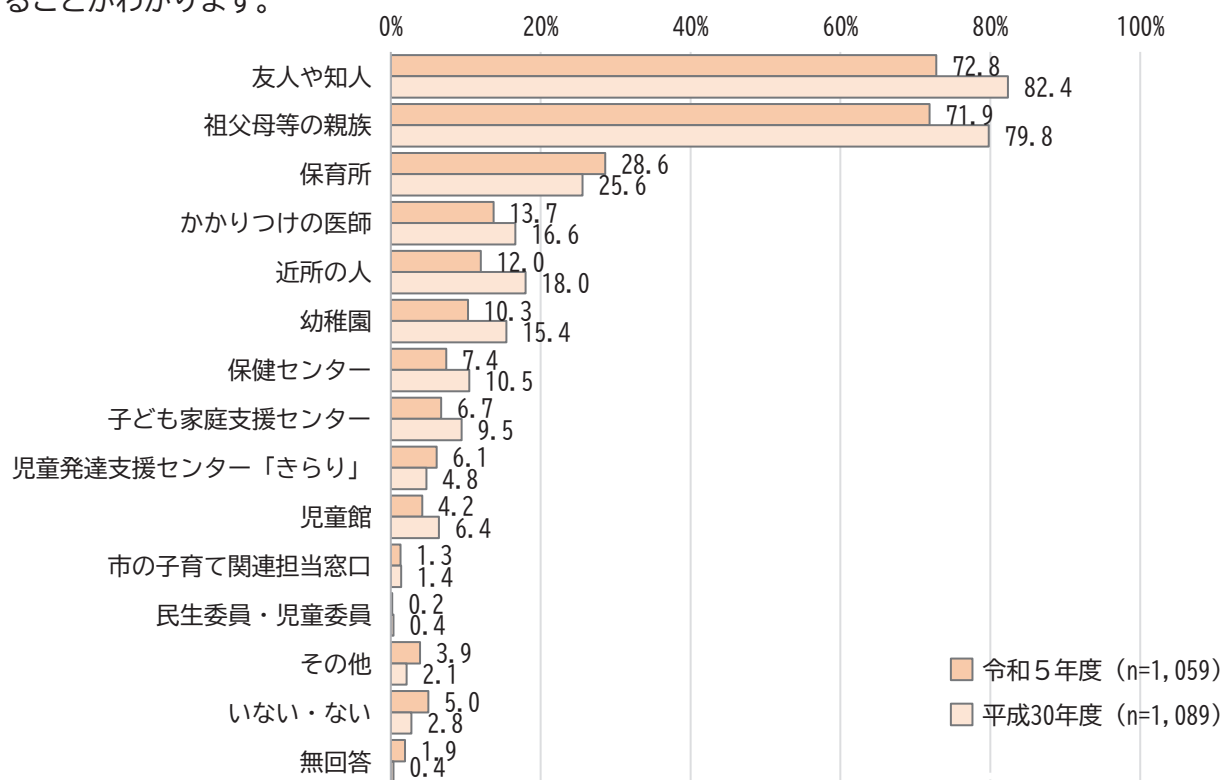
④お子さんが急病の際にすぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったこと

両親の就労形態別に見ると、「困ったことがある」の割合は、「フル×フルタイム」が最も多くなっています。



⑤子育ての不安や悩みを相談できる人や場所

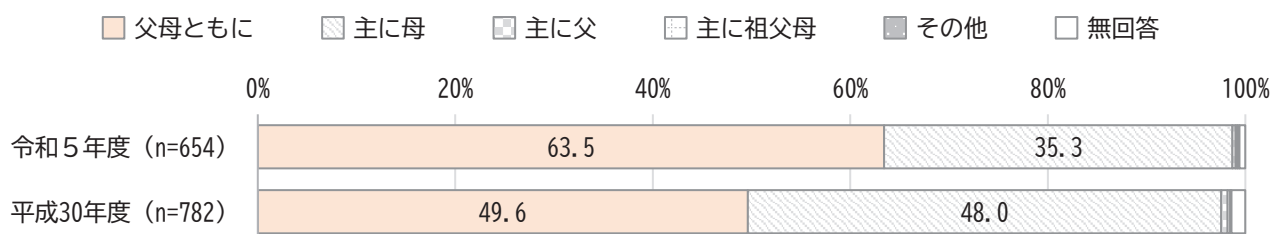
令和5年度は平成30年度と比べほとんどの項目で割合が減少しています。特に「友人や知人」「祖父母等の親族」「近所の人」などの割合も減少していることから、人と人とのつながりが希薄化していることがわかります。



イ) 小学生児童の保護者調査

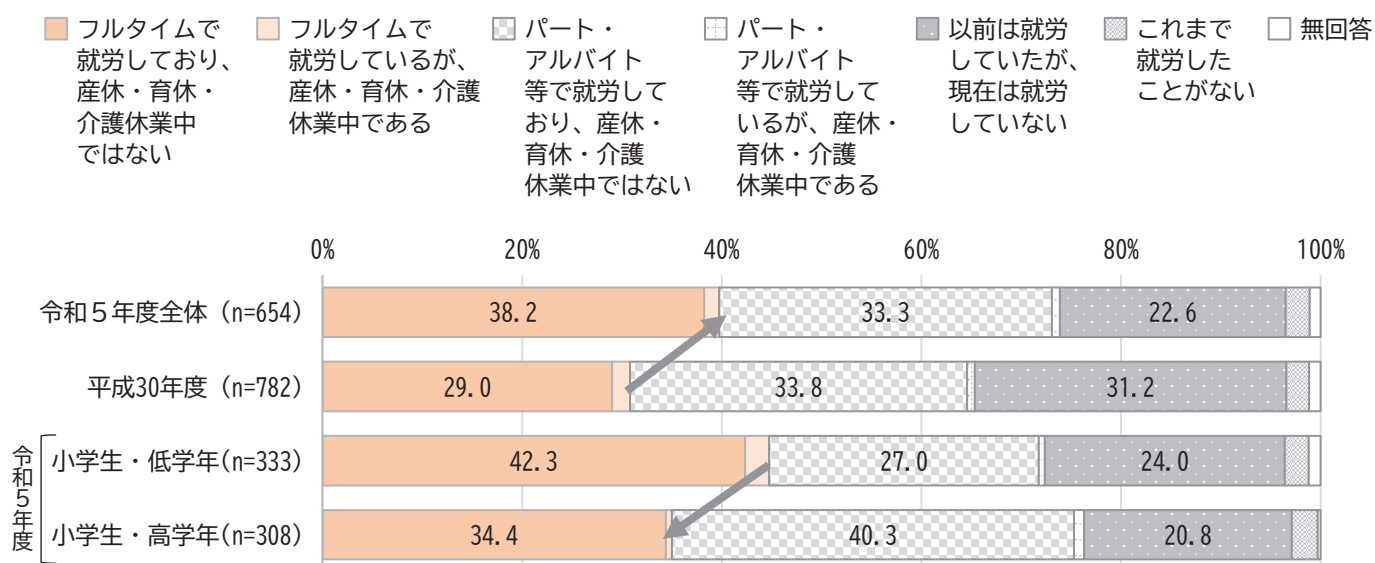
①子育て（教育を含む）を主に行っている方

子育て（教育を含む）を主に行っている方について、「父母ともに」の割合が 63.5%と最も高く、次いで「主に母」の割合が 35.3%となっています。育児の役割の均等化が進んでいることがわかります。



②保護者の就労状況

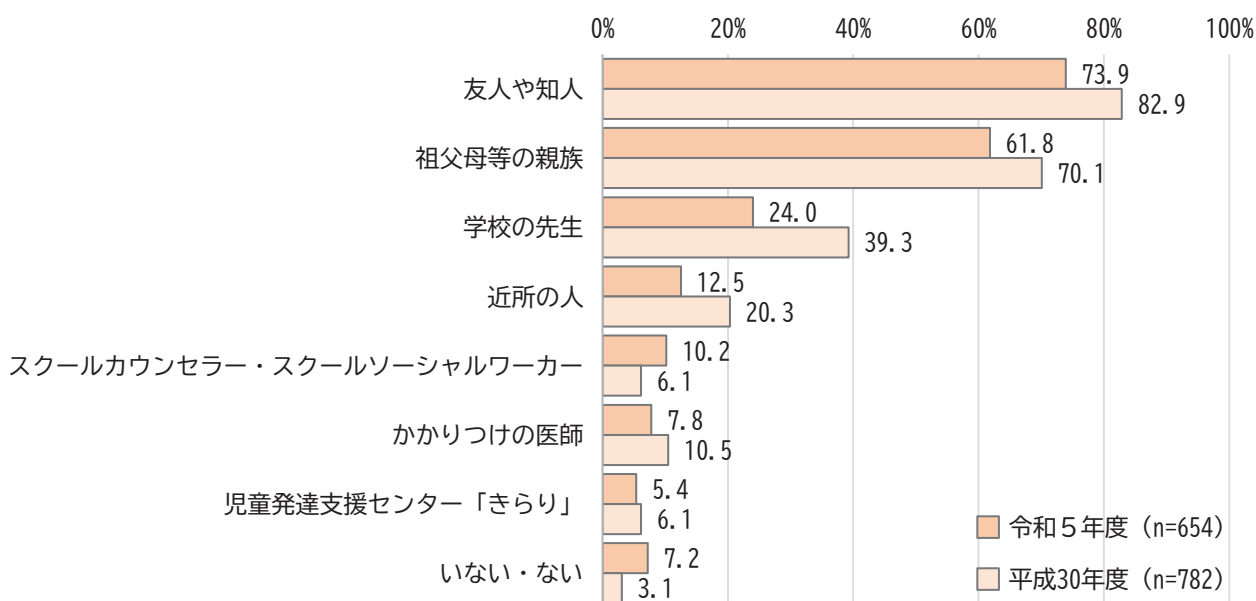
母親の就労状況について、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合計した割合を見ると、未就学の保護者の結果と同様、平成 30 年度よりも令和5年度が高く、子どもが小学生高学年よりも低学年の方が割合は高くなっています。就学前児童の保護者だけでなく、小学生児童の保護者でもフルタイム就労が増加していることがわかります。



第2章 小金井市子ども・子育てを取り巻く環境

③子育ての相談のできる人や場所

令和5年度は平成30年度と比べほとんどの項目で割合が減少しています。特に「友人や知人」「祖父母等の親族」「近所の人」などの割合も減少していることから、人と人とのつながりが希薄化していることがわかります。

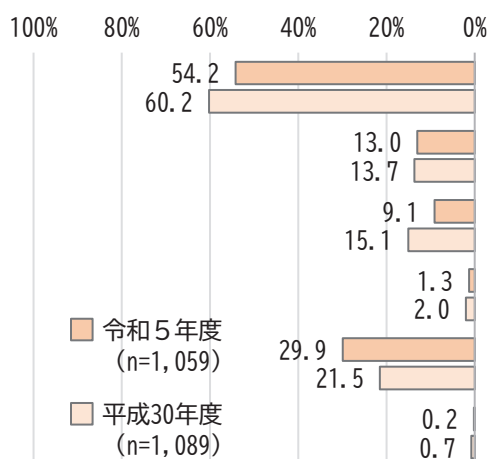


※選択率の低い項目は掲載していません。

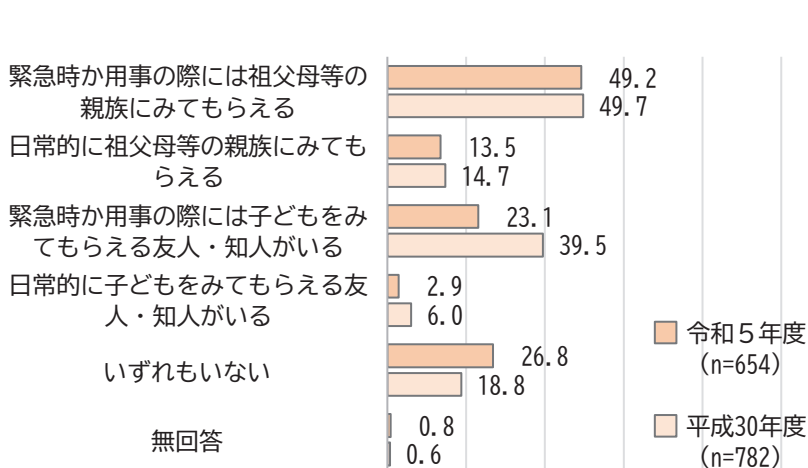
④日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

就学前児童及び小学生児童の保護者の双方において、平成30年度と比較して、「緊急時か用事の際にみてもらえる祖父母等の親族や友人・知人」、また、「日常的にみてもらえる祖父母等の親族や友人・知人」は、いずれも減少の一方、「いずれもない」が増加しています。人と人とのつながりが希薄化しており、いわゆる「孤育て」世帯が増加しています。

○就学前児童の保護者



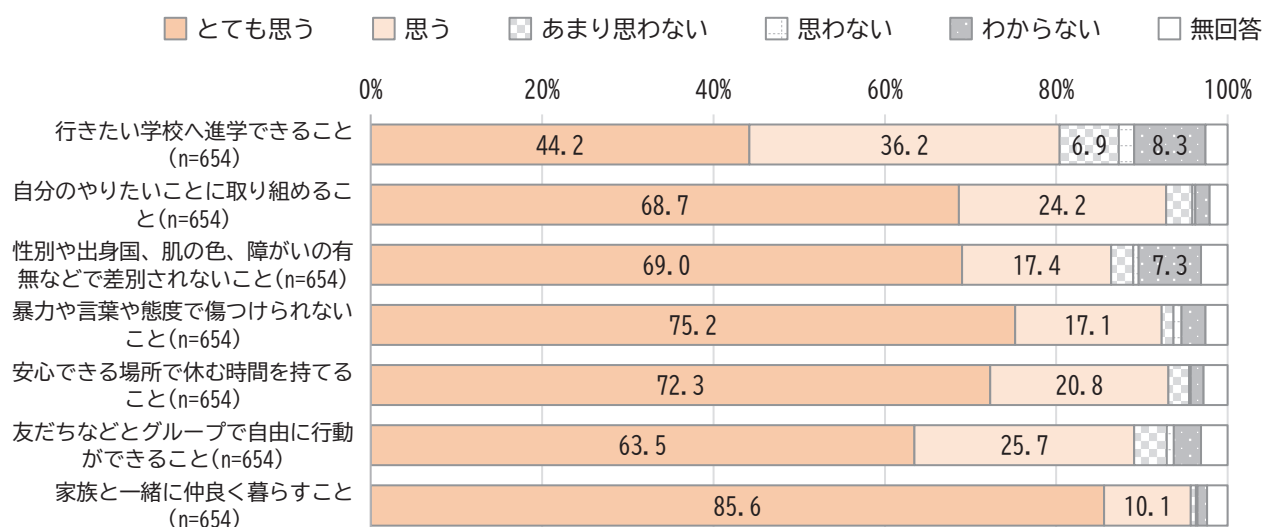
○小学生児童の保護者



イ) 小学生児童

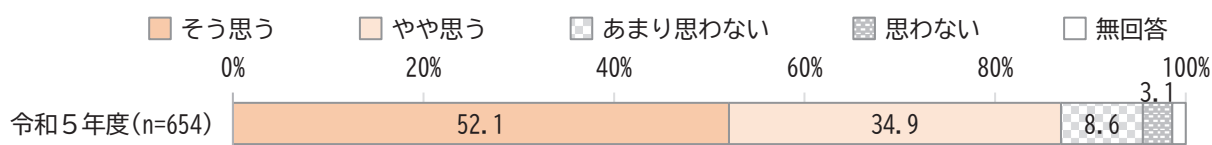
①大切なと思うこと

「とても思う」の割合が最も高いのは、「家族と一緒に仲良く暮らすこと」、次いで「暴力や言葉や態度で傷つけられないこと」となっています。



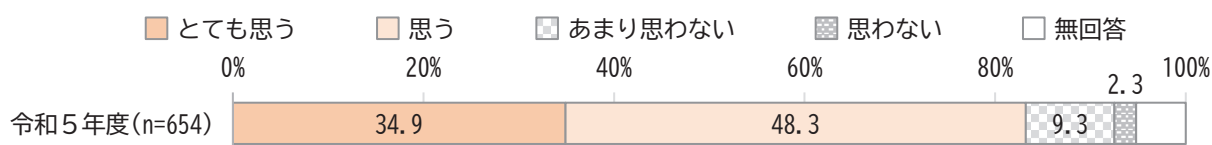
②自分のことが好きか

自分のことが好きかについて、「そう思う」と「やや思う」の割合が 87.0%に対して、「あまり思わない」と「思わない」の割合が 11.7%となっています。



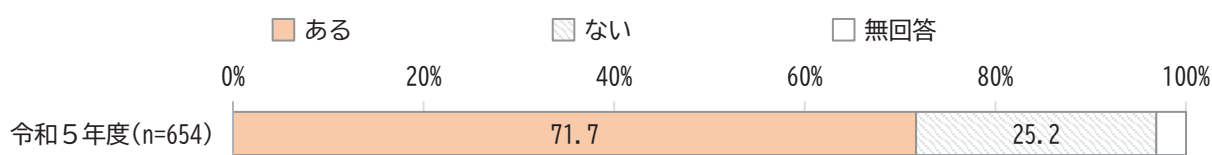
③自分の意見を聞いてもらえていると思うか

自分の意見を聞いてもらえていると思うかについて、「とても思う」と「思う」の割合が 83.2%に対して、「あまり思わない」と「思わない」の割合が 11.6%となっています。



④将来の夢はあるか

将来の夢はあるかについて、「ある」の割合が 71.7%に対して、「ない」が 25.2%となっています。

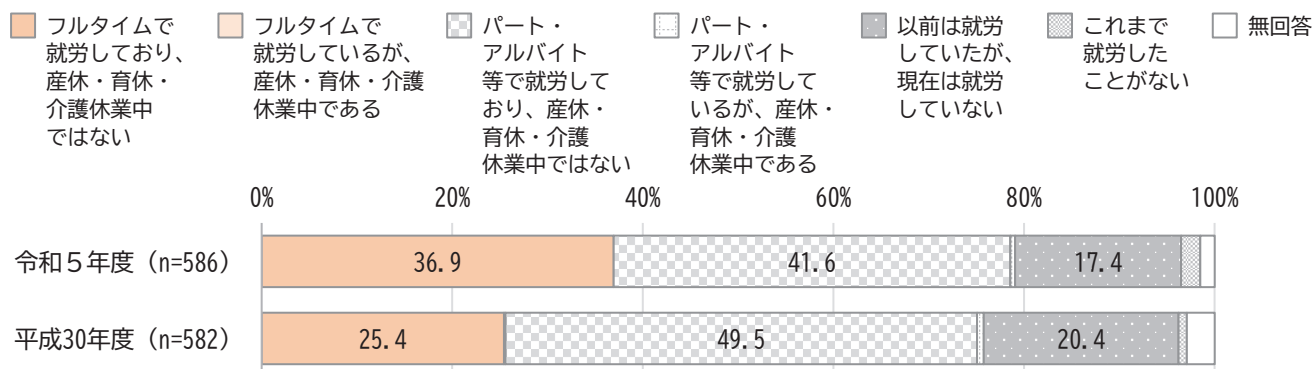


第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

ウ) 中学生・高校生年代の保護者調査

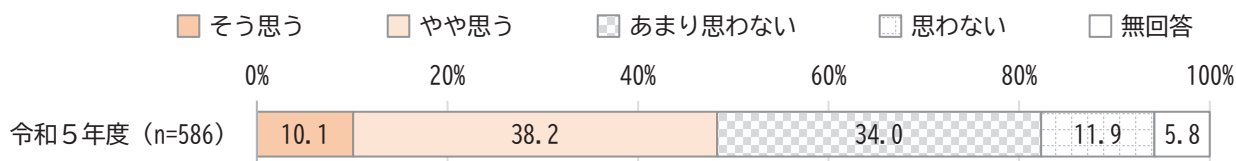
①保護者の現在の就労状況

母親の就労状況について、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が41.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.9%となっており、フルタイム就労は、平成30年度(25.4%)より11.5ポイント高くなっています。



②子どもがのびのびと遊べる環境

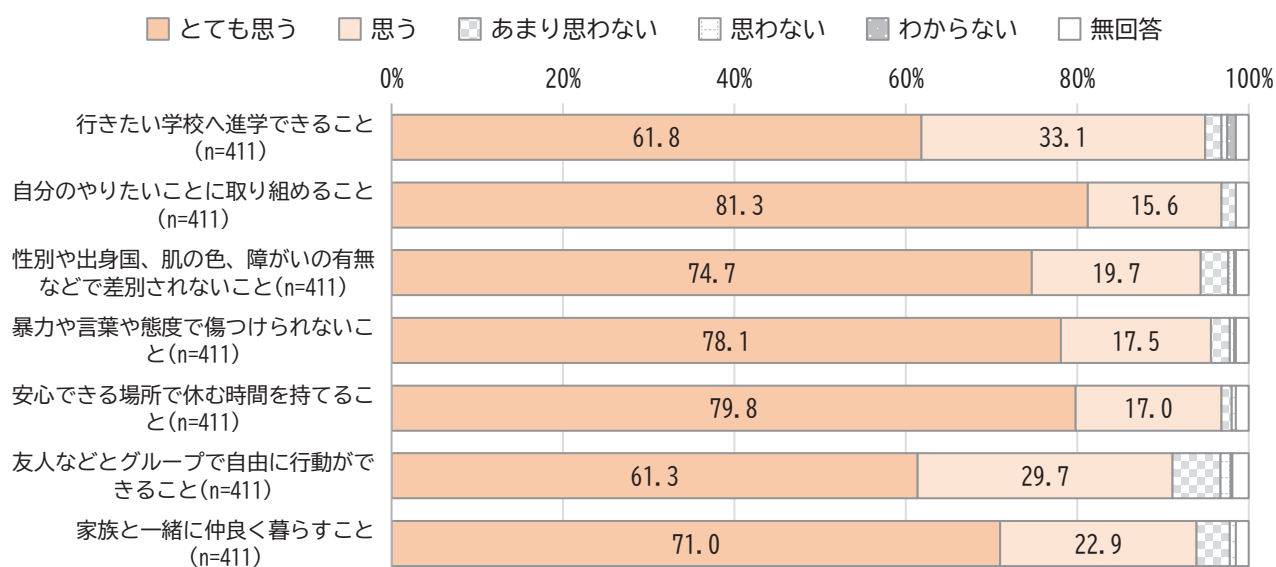
子どもがのびのびと遊べる環境が整備されているかについて、「そう思う」と「やや思う」の割合が48.3%に対して、「あまり思わない」と「思わない」の割合が45.9%となっています。



工) 中学生・高校生年代の本人調査

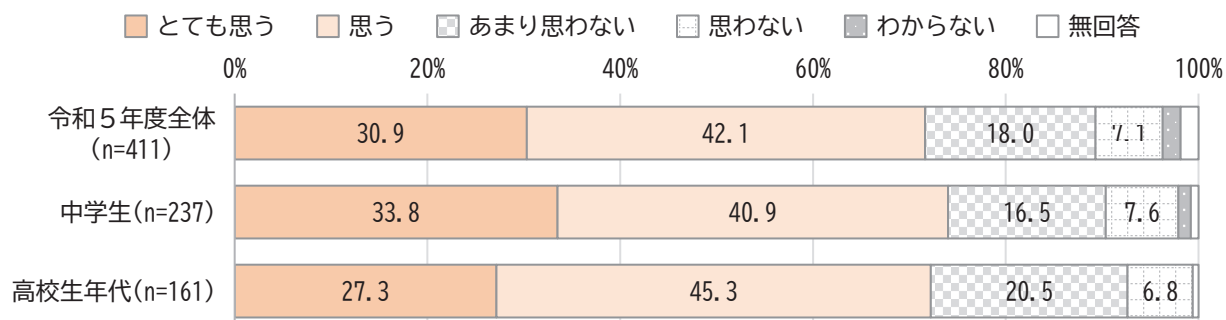
①あなたが大切だと思うこと

総じて「とても思う」の割合は高くなっていましたが、「自分のやりたいことに取り組めること」の割合が81.3%と最も高く、次いで「安心できる場所で休む時間を持てること」の割合が79.8%となっています。



②自己肯定感

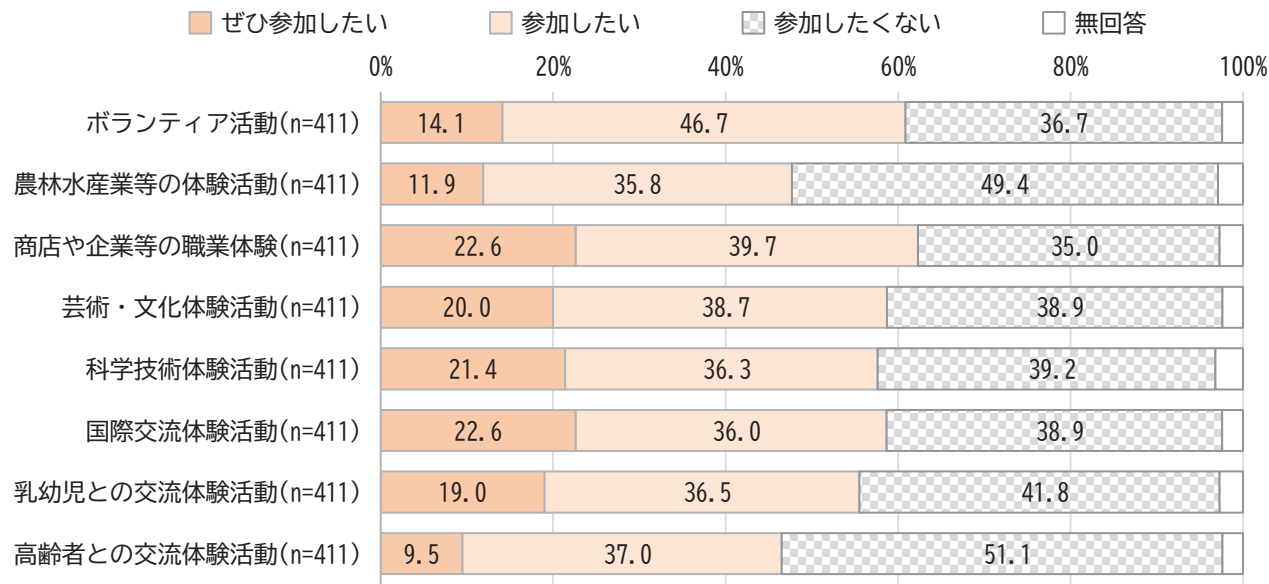
自分のことが好きかについて、「とても思う」と「思う」の割合が73.0%に対して、「あまり思わない」と「思わない」の割合が25.1%となっています。



第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

③参加したいと思う体験の機会

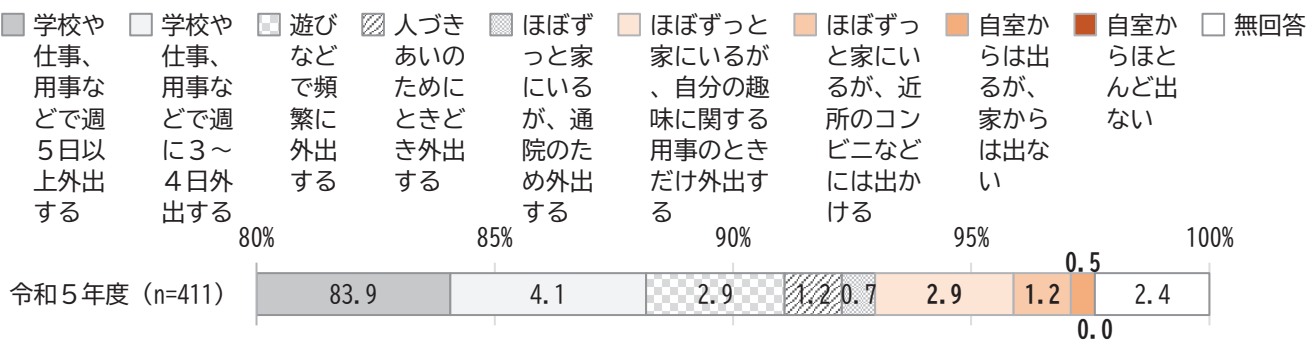
「ぜひ参加したい」と「参加したい」を合計した割合を見ると、「商店や企業等の職業体験」が最も高く、次いで「ボランティア活動」となっていますが、ほぼ全ての項目で5割を超えており、体験の種類においては様々なニーズがあることがわかります。



④外出（ひきこもり）の状況

最近6か月の外出状況について、「学校や仕事、用事などで週5日以上外出する」の割合が83.9%と最も高く、次いで「学校や仕事、用事などで週に3～4日外出する」の割合が4.1%となっています。

「狭義のひきこもり」の割合は1.7%、「準ひきこもり」の割合は2.9%、「広義のひきこもり」の割合は4.6%となっています。



※選択割合の低い項目の見やすさから始点を80%にしました。

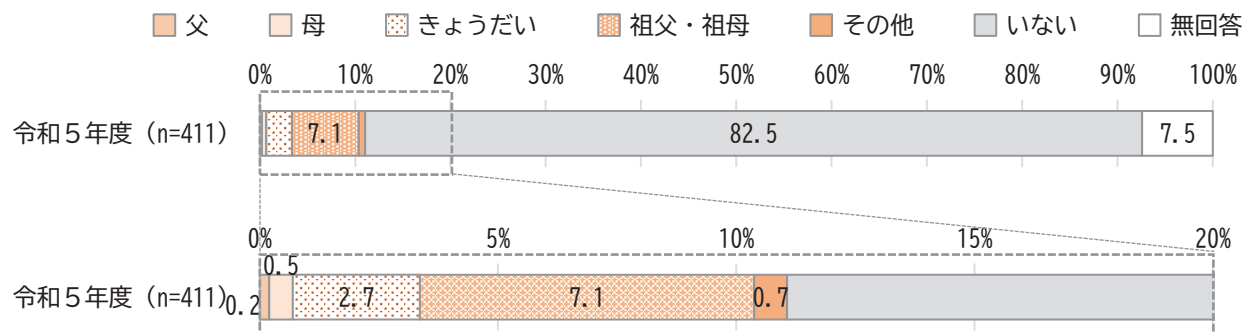
■ひきこもりの定義（内閣府）

6か月以上にわたり以下の状態にある。

広義のひきこもり	準ひきこもり	「ほぼずっと家にいるが趣味の用事の時だけ外出する」
	狭義のひきこもり	「ほぼずっと家にいるが近所のコンビニには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」の合計

⑤ヤングケアラーの状況

家族に育児・看病・介護やその他ケアなどお世話が必要な人が「いる」人の割合は11.2%となっています（「父」0.2%、「母」0.5%、「きょうだい」2.7%、「祖父・祖母」7.1%、「その他」0.7%の合計）。「いる」人のうち約1割の人が「自分の時間が取れないことがある」と回答しています。

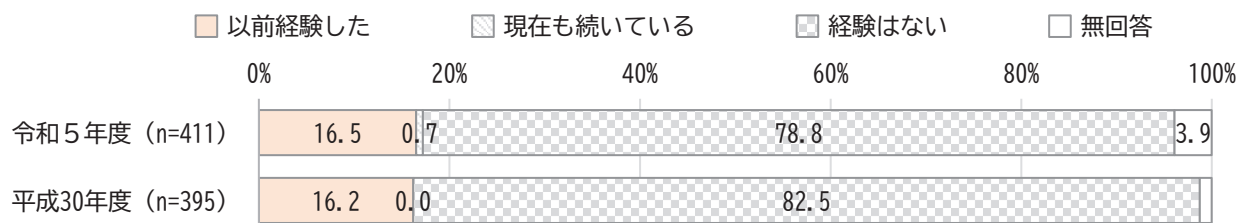


※選択割合の低い項目の見やすさから終点を20%に拡大しました。

本調査からヤングケアラーの割合を特定することはできないところ、「ヤングケアラーと思われる子ども」実態調査（文部科学省委託、令和3年3月）によると、世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%となっています。

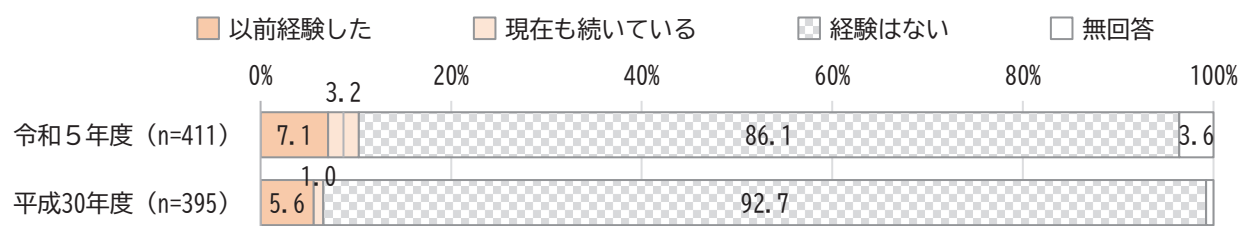
⑥いじめを受けた経験

いじめを受けたことについて、「以前経験した」16.5%と「現在も続いている」0.7%の合計は17.2%となっており、平成30年度の16.2%と比べて1.0ポイント増加しています。



⑦不登校の経験

不登校について、「以前経験した」7.1%と「現在も続いている」3.2%の合計は10.3%となっており、平成30年度の6.6%と比べて3.7ポイント増加しています。

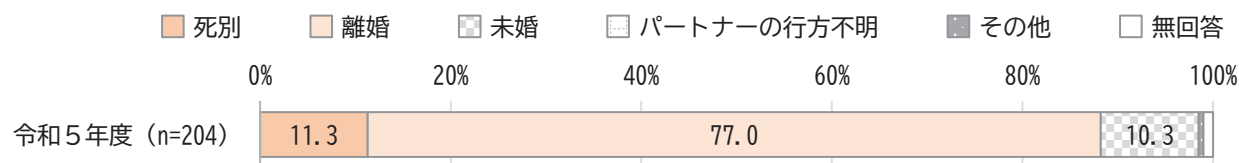


第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

オ) ひとり親家庭の保護者調査

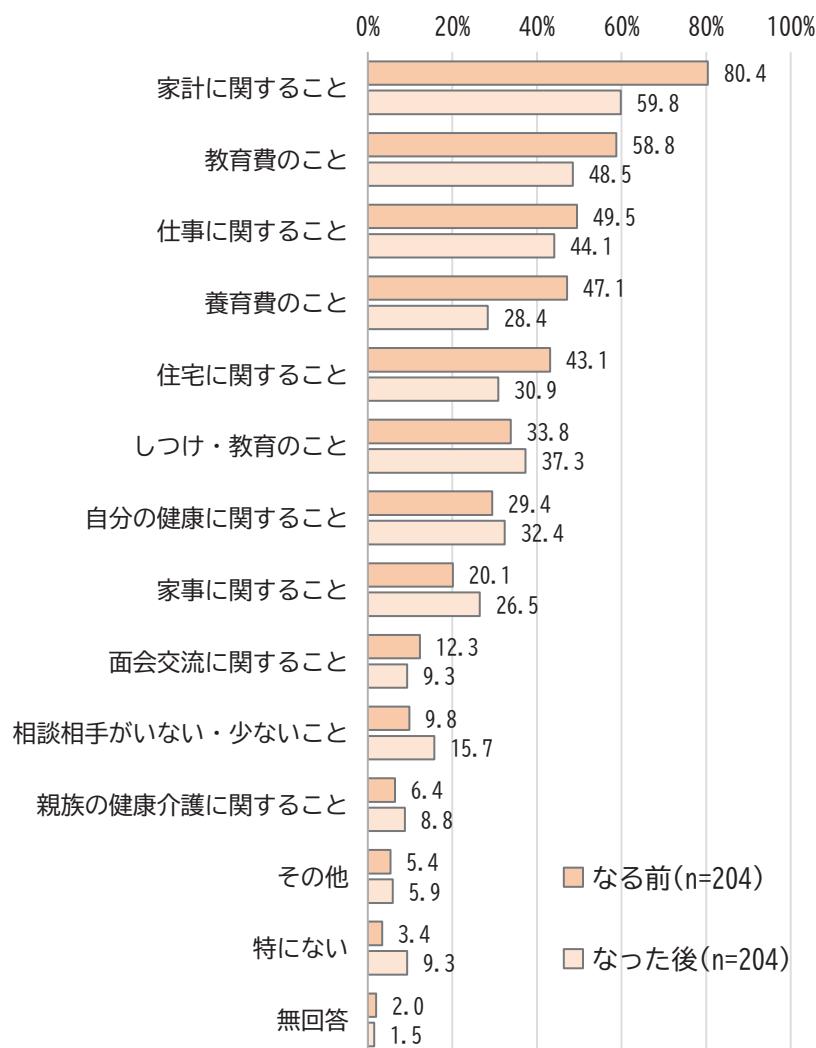
①ひとり親になった理由

ひとり親になった理由について、「離婚」の割合が77.0%と最も高く、次いで「死別」の割合が11.3%となっています。



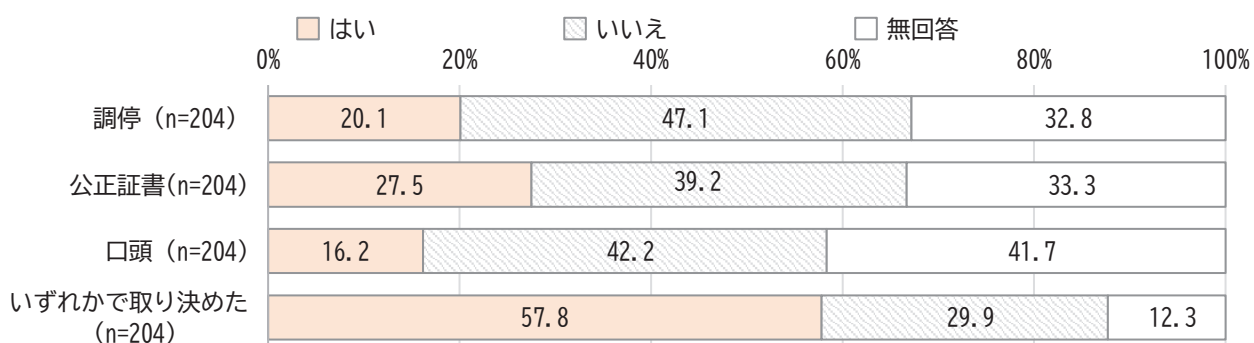
②ひとり親になる前と後の心配

ひとり親になる前と後の心配について、「家計に関すること」「教育費のこと」「養育費のこと」などお金にまつわる心配事は「なる前」の方が高く、逆に「しつけ・教育のこと」「自分の健康に関すること」「家事に関すること」「相談相手がない・少ないこと」などのお金以外の心配事は「なった後」の方が高くなっています。ひとり親に対するお金に関連する支援について、ひとり親になる前にはよく知られていないものがあることがわかります。



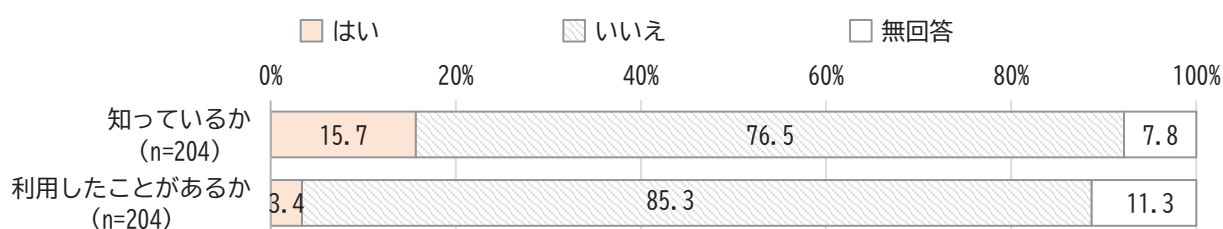
③離婚における養育費の取り決め方

「公正証書」の割合が27.5%と最も多く、次いで「調停」の割合が20.1%となっています。また、取り決め方のいずれかに「はい」と回答した割合は57.8%となっています。



④養育費確保支援事業

養育費の取決めを行うひとり親に対し、公正証書等の作成や保証会社との養育費保証契約に必要な経費に対して補助を行う養育費確保支援事業について、知っているかについて「はい」の割合は15.7%、利用したことがあるかについて「はい」の割合は3.4%となっています。事業について8割近くが周知されていないことがわかります。



第2章 小金井市子ども・子育てを取り巻く環境

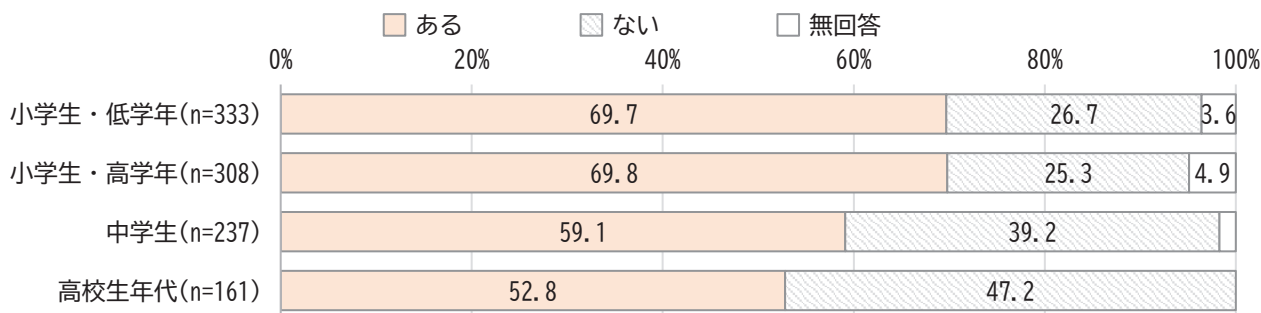
カ) 共通設問の対象者間比較

<居場所と体験>

①「ここに居たい」と感じる場所

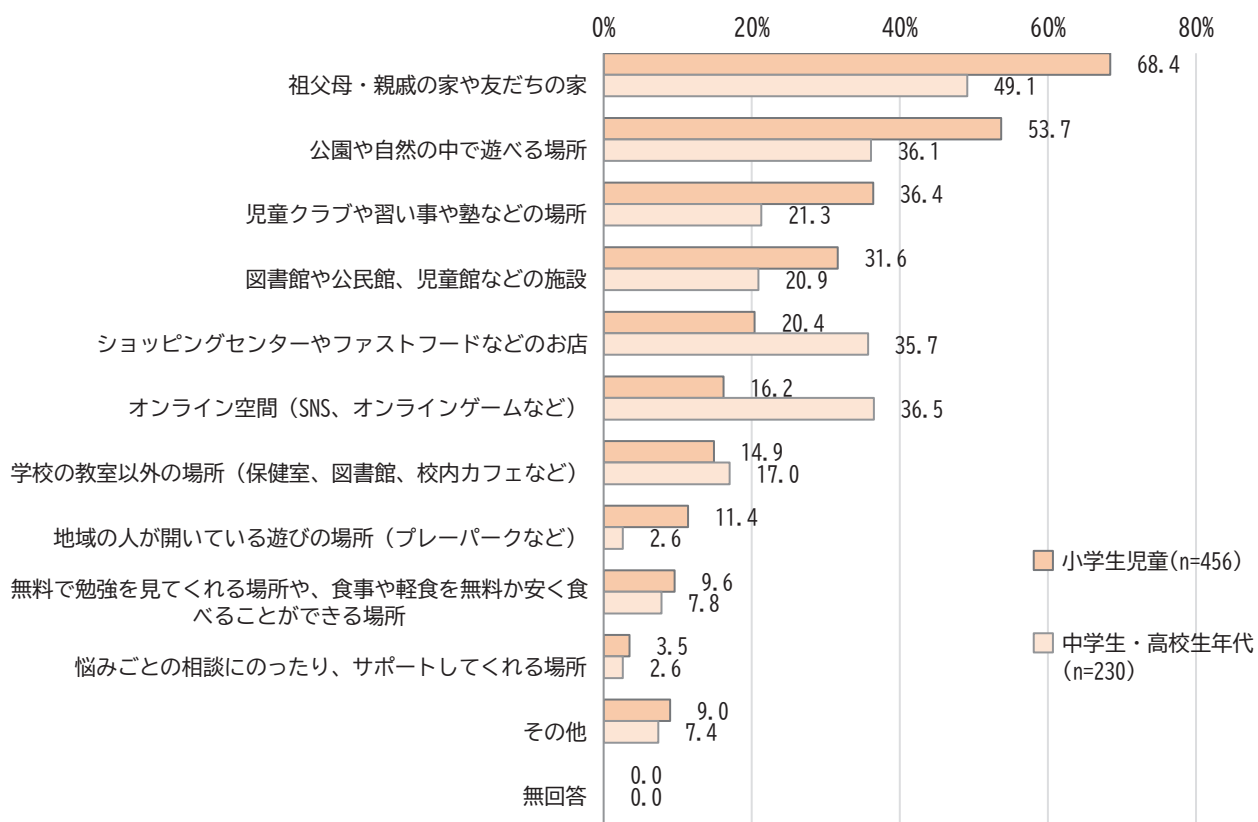
家や学校以外の「ここに居たい」と感じる場所は、小学生低学年・高学年ではあまり変化がない一方、中学生、高校生年代など年代が上がるにつれて「ある」が少なくなっています。

小学生では、学童保育所をはじめとした放課後の居場所の提供により「ある」の割合が高くなっていることが考えられる一方、中学生や高校生では、授業の時間が延び、時間を自由に使える放課後の時間が減少することにより、「ある」の割合が低くなっていることが考えられます。



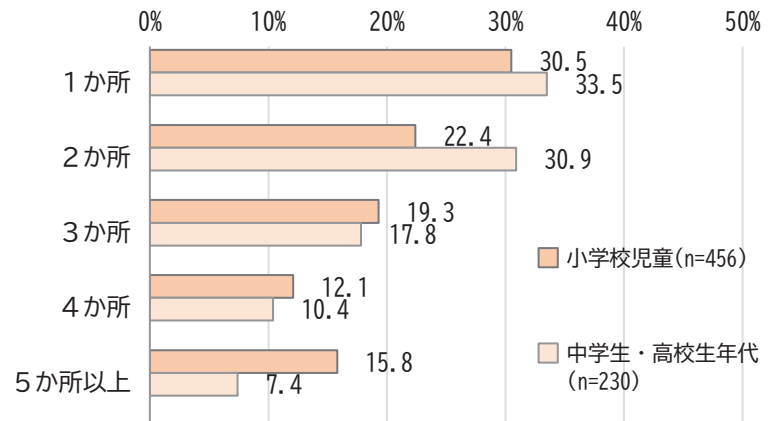
②「ここに居たい」と感じる場所

「ここに居たい」と感じる場所が「ある」と回答した方について、「小学生児童本人」「中学生・高校生年代の本人」とともに、「祖父母・親戚の家や友達の家」の割合が最も高く、次いで「小学生児童本人」では「公園や自然の中で遊べる場所」、また、「中学生・高校生年代の本人」では「オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）」や「公園や自然の中で遊べる場所」となっています。居場所に対する「安心感」や「自然体験」は広い世代でニーズがあることがわかります。



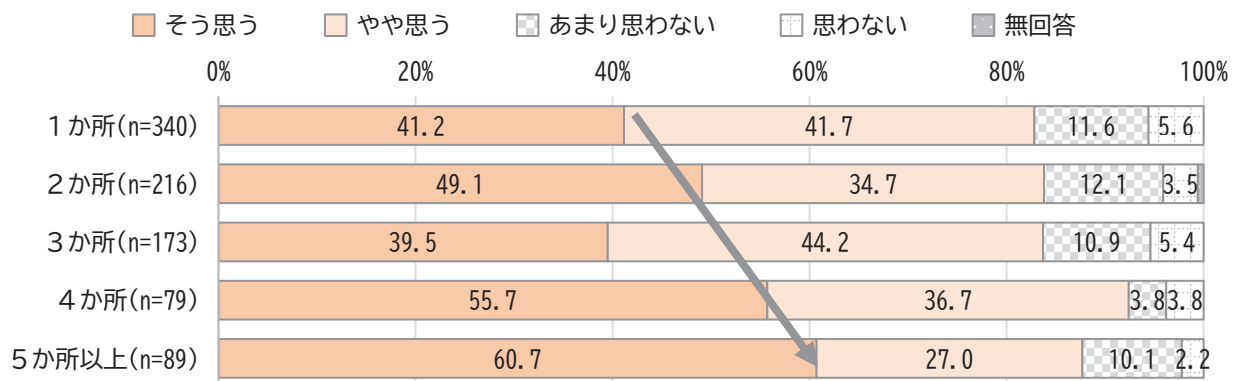
③居場所の数

上記設問で、1人の回答者が選択した数を「居場所の箇所数」として集計すると、右記のような結果となりました。「3か所」以上では「小学生児童本人」の割合の方が多い一方、「2か所」以下では「中学生・高校生年代の本人」の割合が多くなっています。このことは、放課後の自由な時間が減少することが影響していると考えられます。



④居場所の箇所数と自己肯定感の関係

ここにいたいと思う居場所の箇所数が多い方が、自分のことが好きかについて「そう思う」の割合は高い傾向があります。子ども・若者が、自尊感情・自己肯定感をはぐくみ、役割や出番を獲得できるような多様な居場所づくりが求められています。

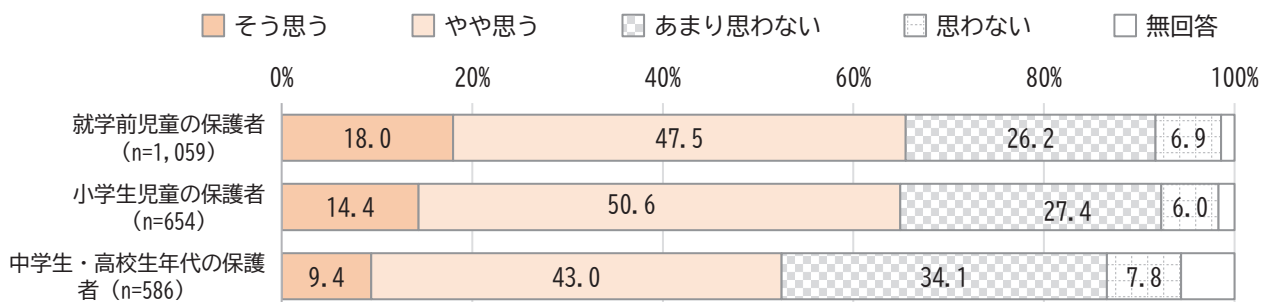


※nが小さいため、「小学生児童本人」「中学生・高校生年代の本人」のnを合算した上で再集計しています。

※中高生年代の選択肢は、「とても思う」「思う」「あまり思わない」「思わない」の4段階となっています。

⑤自然、社会、文化などのさまざまな体験

子どもが自然、社会、文化、芸術などの様々な体験をしやすいかについて、「そう思う」と「やや思う」の割合は、就学前児童の保護者 65.5%、小学生児童の保護者 65.0%、中高生年代の保護者 52.4%と子どもの年次が高くなるにつれて低くなっています。

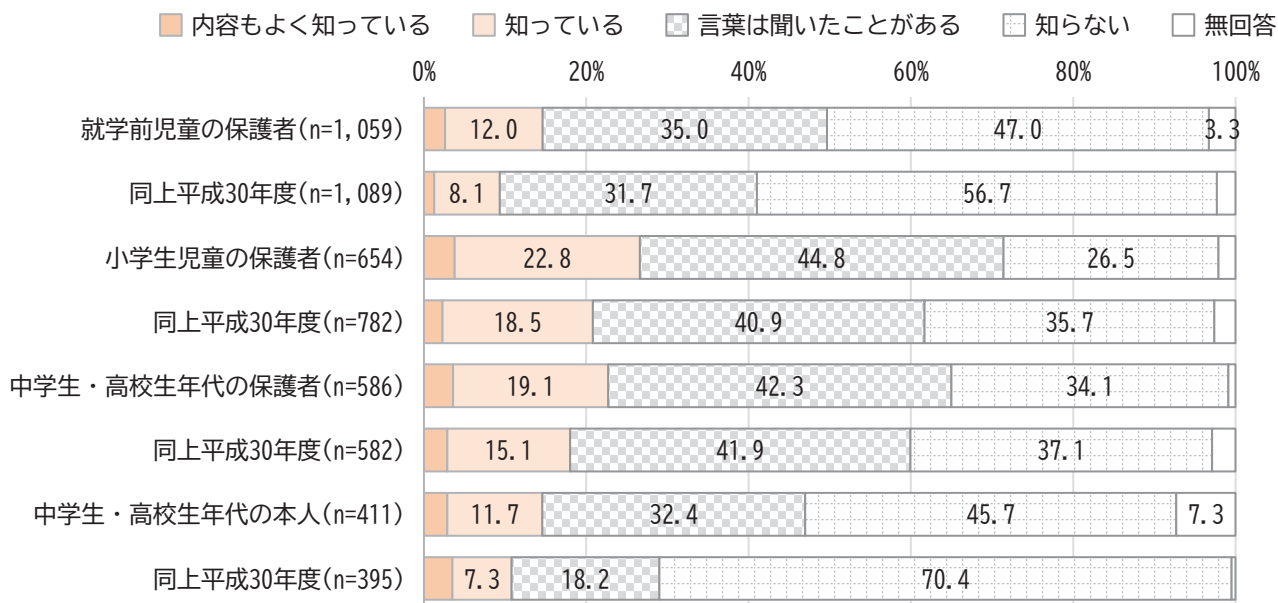


第2章 小金井市子ども・子育てを取り巻く環境

<子どもの権利>

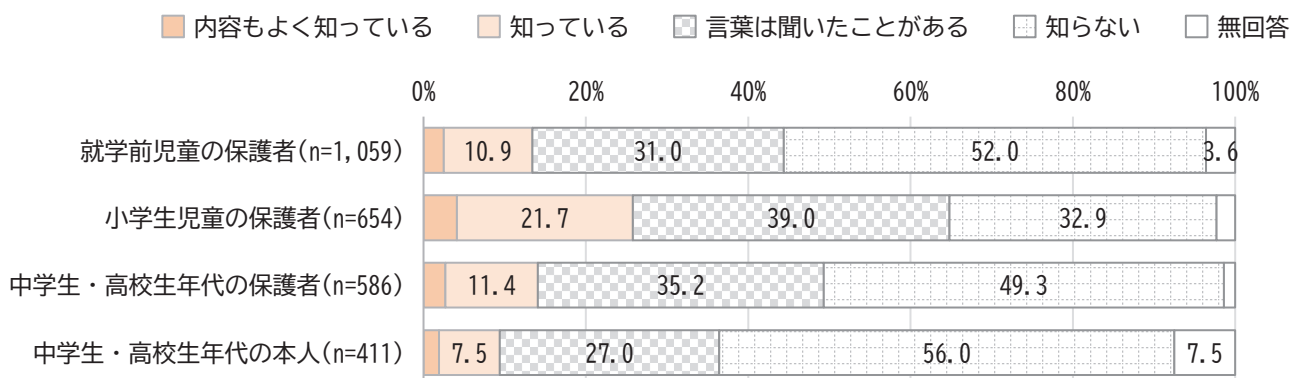
①「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知度

「内容もよく知っている」と「知っている」の合計について平成30年度と比較すると、いずれの年代も割合が高くなっており周知が進んでいますが、「言葉は聞いたことがある」と「知らない」の合計は、いずれも年代も約8割に上っています。



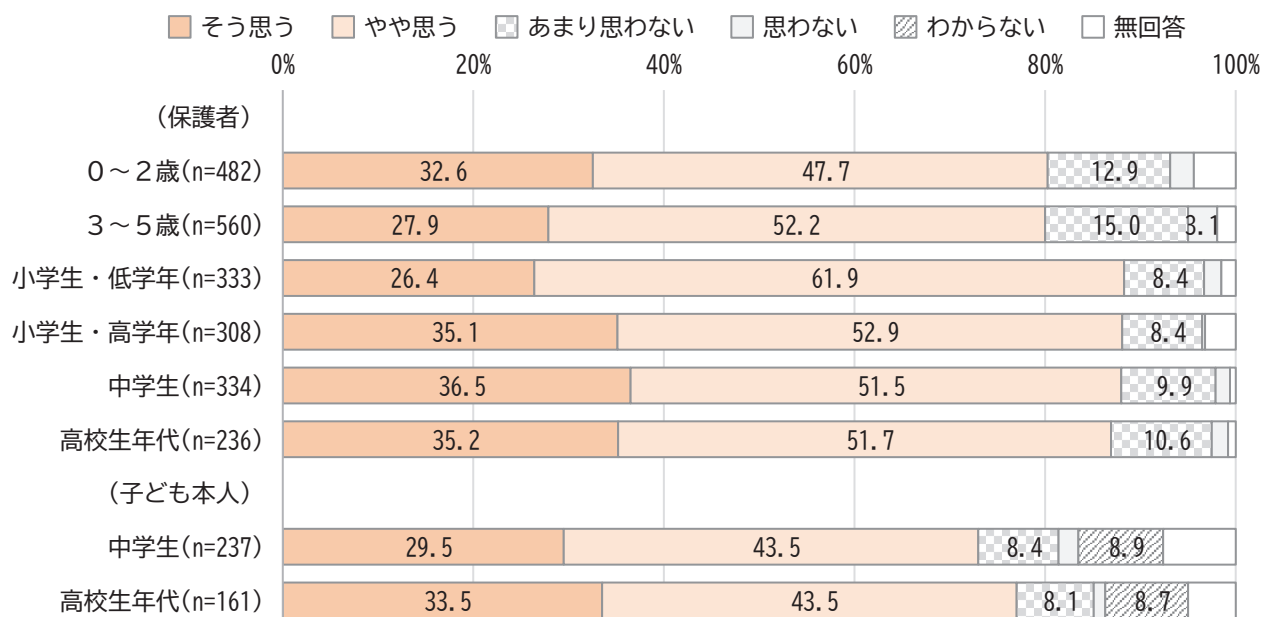
②「子どもオンブズパーソン」の周知度

「内容もよく知っている」と「知っている」を合計した割合は、「小学生児童の保護者」が最も高くなっており、小学校での周知が効果的にされていることが分かります。



③子どもの権利が守られていると思うか

「そう思う」の割合はおおむね3割前後ですが、小学生・高学年より上の年代の保護者でその割合が高くなっています。

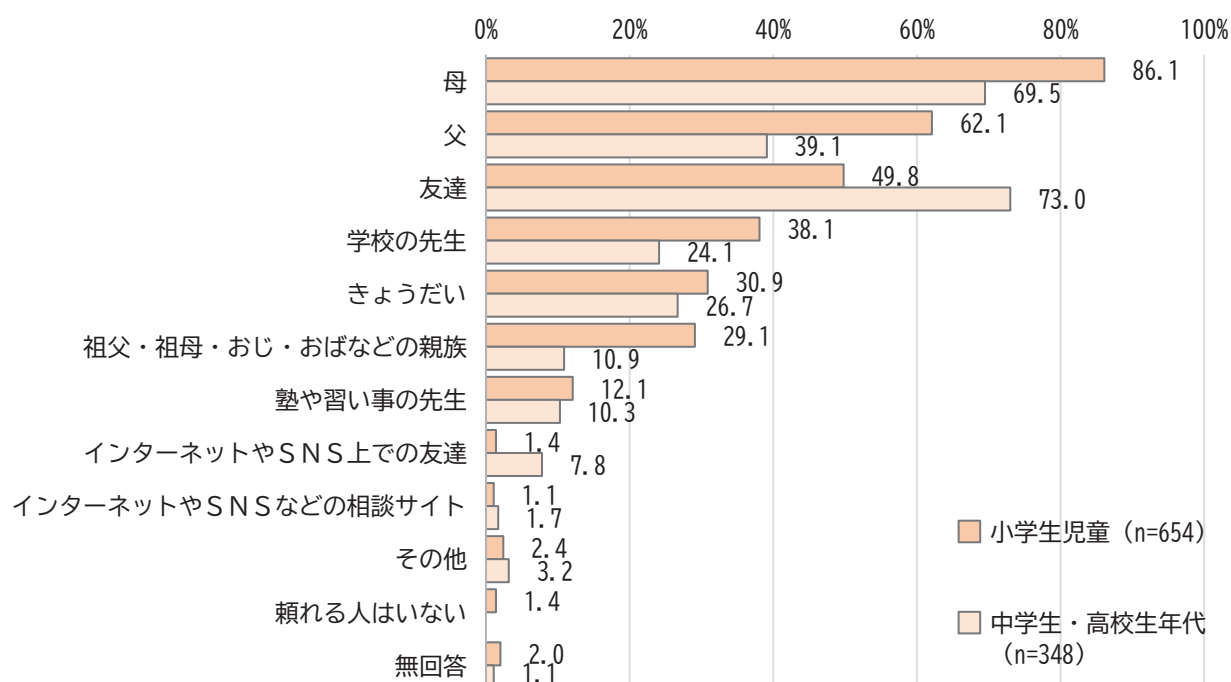


※「わからない」は子ども本人のみの設定項目です。

<困った時の相談相手>

①困ったときの相談相手（小学生児童と中学生・高校生年代の比較）

「小学生児童」では「母」の割合が86.1%と最も高い一方、「中学生・高校生年代」では「友達」の割合が73.0%と最も高くなっています。また、全体的に「小学生児童」の割合よりも「中学生・高校生年代」の割合は低い項目が多いことから、年齢が上がるとともに、家族から家族以外へと相談相手が変わっていることがわかります。

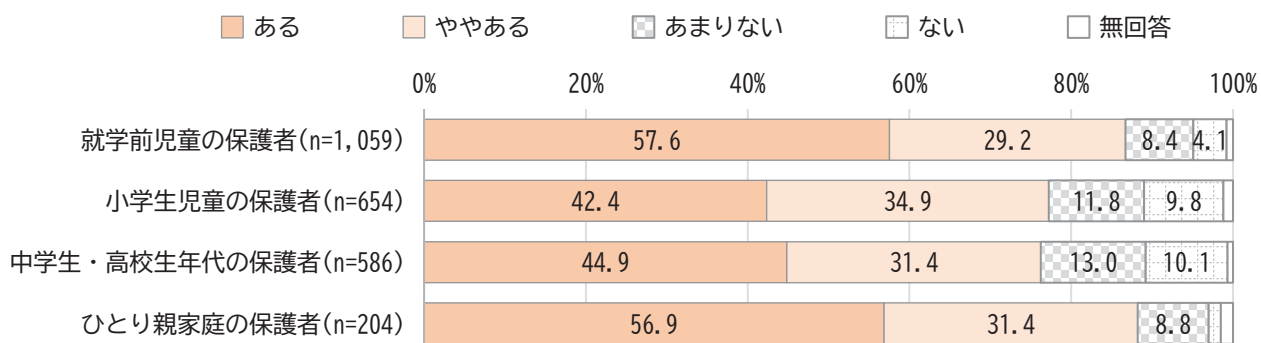


第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

<費用負担の不安、市や地域への要望>

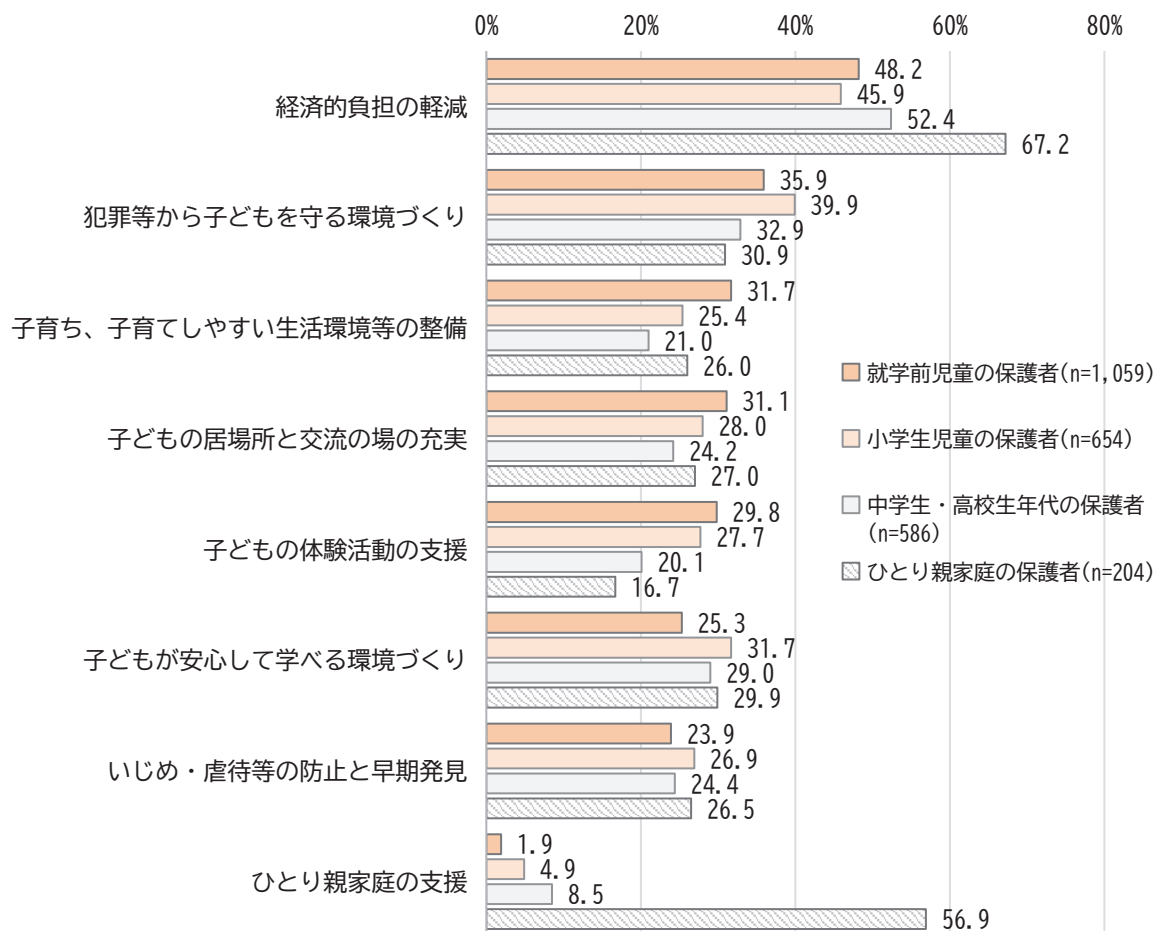
①子育て・教育の費用負担にかかる不安

子育て・教育の費用負担の不安が「ある」方の割合は、就学前児童の保護者で 57.6%と最も高く、次いでひとり親家庭の保護者で 56.9%となっています。



②子ども・子育て支援に関して小金井市や地域で充実してほしいこと

「就学前児童の保護者」では、「子育て、子育てしやすい生活環境」「子どもの居場所と交流の場の充実」などが他の保護者よりも高くなっています。「小学生児童の保護者」では、「犯罪等から子どもを守る環境づくり」「子どもが安心して学べる環境づくり」「いじめ・虐待等の母子と早期発見」が他の保護者よりも高くなっています。「ひとり親家庭の保護者」においては、「経済的負担の軽減」「ひとり親家庭への支援」などが他の保護者よりも高くなっています。



※項目が多いため、一部表示していません。

5 子ども・若者からの意見聴取の結果

(1) 実施目的

「キッズカーニバル KOGANEI」及び「U30こがねい会議室」において、以下を目的として、子どもや若者から意見を聴取しました。

- ・こどもや若者が年齢や発達に応じて自分の意見を表明する機会及び社会的活動に参加する機会を確保するため（こども基本法第3条）
- ・のびゆくこどもプラン 小金井（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定するに当たり、こどもや若者から意見を聴き、反映させるため（こども基本法第11条）

(2) キッズカーニバルにおける意見

①実施要項

- イベント名 : キッズカーニバル KOGANEI
- 調査対象 : イベントに来訪している子ども（未就学児～小学校高学年を想定）
- 開催日時 : 令和6年6月8日（土）10:30～16:00、6月9日（日）10:00～16:00
- 開催場所 : 小金井 宮地楽器ホール
- 回答者数 : 268名（推定）
- 調査方法 : 「居場所」に関する4つの設問を記したポスターを用意しイベント会場のパネルに掲示。4つの選択肢の中から該当する枠に配布するシールを貼りつけてもらう。

②実施結果

問1.「とても楽しいと感じる場所」はどこですか？

「図書館や公民館、児童館や児童クラブなど」が98件と最も多く、次いで「友だち・おじいちゃん・おばあちゃん・親せきの家」が88件、「公園や自然の中で遊べる場所」が41件と続いています。小金井市で小学生児童に対して実施したアンケート調査で、「ここに居たいと感じる場所」についての設問の結果では、「祖父母・親戚の家や友達の家」が最も多く、次いで「公園や自然の中で遊べる場所」、「3 図書館や公民館、児童館などの施設」となっています。

□「とても楽しいと感じる場所」ランキング

キッズカーニバル (未就学～小学生低学年)	順位	アンケート調査 (小学生低学年・高学年)
図書館や公民館、児童館や児童クラブなど	1位	祖父母・親戚の家や友達の家
友だち・おじいちゃん・おばあちゃん・親せきの家	2位	公園や自然の中で遊べる場所
公園や自然の中で遊べる場所	3位	図書館や公民館、児童館などの施設

※選択肢を対象に合わせて修正しており、また、項目の数などが異なることから、割合で比較できず、誤った読み方を防止する目的でランキング表記としています。

第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

問2. 楽しいのはなぜですか？

「友だちや仲間、やさしい大人がいるから」が108件と最も多く、次いで「好きな遊びや運動、本が読めるから」が93件、「安心できる・落ち着けるから」が28件と続いています。

問3. だれといっしょに行きたいですか？

「お父さん・お母さん・きょうだい・一緒に暮らしている家族」が125件、と「一緒に暮らしていない家族、友だち」が120件となっており、全体の回答数のうち95%以上を占めています。

問4. その場所で何ができるとうれしいですか？

「いろんな人と出会えること」が93件と最も多く、次いで「ほかの意見」が79件、「じぶんの話や意見を聞いてもらえること」が56件となっています。「ほかの意見」は、「ブランコ」や「滑り台」といった、個々の具体的な遊びの回答が多くありました。

③実施結果からわかること

結果として未就学児から小学校低学年までの層に効果的にリーチすることができました。実施前は1日100人程度の来訪を想定していましたが、実際は両日ともに250人以上の来訪がありました。イベント実施にあたり子どもたちに参加したいと思ってもらえる工夫として、回答するためのシールを子どもたち自身が選べるようにしたこと、答えてくれた子どもたちに対する景品を用意したことが効果的に働いていたと考えられます。今後同イベントで調査を実施する際には、これらの点を考慮し体制・聴取内容を検討していくことが必要です。

また、こども大綱では、「幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である」とされています。今回は未就学から小学校低学年をターゲットとしていることから、意見を収集するだけでなく、主体的な自己決定や意見表明を通じて、子どもたちに「話を聞いてもらえた」という自己肯定感を持ってもらえるよう、注意を払って実施しました。

居場所が楽しい理由は、「友だちや仲間、やさしい大人がいるから」が最も多かったです。居場所の創出について、交流や友だちづくり、適切な大人のサポートという視点を含めて推進していくことが必要です。更に、居場所で何ができるとうれしいかについてでも、「いろんな人と出会えること」が最も多くなっていることから、やはり交流や友だちづくりは大切な要素です。

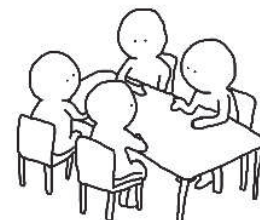
回答してくれた子どもたちの多くは、保護者とともに来訪してくれました。今回、パネルアンケートのポスターには、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会にご提供頂いた「たんけんマップ」を使わせて頂きましたが、たんけんマップを保護者に知っていただき、「大人が気付かなかった子どもの居場所」が地域にたくさんあることも知って頂けました。今回のイベントを通じて、子どもの居場所について考えて頂き、「子ども目線」の居場所を知って頂く機会にできたと考えますが、今後、子どもたちの居場所を大切にするような行動変容につながることを期待します。

また、「子ども自身がシールを選べる」という点は、保護者におおむね好評であり、子どもの意見を表明する権利についての理解の高さが感じられました。

(3) U30こがねい会議室における意見

①実施要項

テーマ	：あなたの居場所について
募集期間	：令和6年6月17日（月）～7月8日（月）
募集対象	：①市内在住・在勤・在学で、おおむね15歳から29歳までの方 ②住民基本台帳より、対象年齢の市民50名、追加で100名を抽出、案内状を送付 （①及び②で計30人募集）
開催日時	：令和6年7月20日（土） ：13：30～15：30（適宜16：00ごろまで延長）
開催場所	：小金井市役所第二庁舎8階801会議室
参加人数	：29名（6チームに分かれてグループ協議を実施）

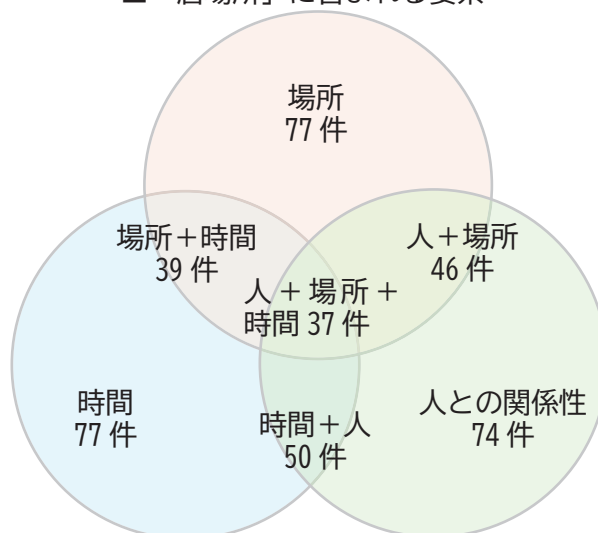


②実施結果

○あなたの「居場所」にはどんな要素が含まれますか。

参加者それぞれが自分の「居場所」を発表し、「人」「場所」「時間」のうちどの要素を含んでいるかを話し合ってもらい、その結果を集計しました。

■「居場所」に含まれる要素



○ワークショップの名前決め

今回のワークショップの名称について全6チームに提案してもらい、全員に6案の中から最も良い名前を選んでもらったところ「U30こがねい会議室」が最多でしたので、本ワークショップの名称として採用しました。

○ワークショップに参加して感じたこと、感想など

意見をカテゴリ化して概観した結果、「居場所についての理解が深まった」が19件、「他者の理解につながった」が10件、「ワークショップを楽しめた」が7件、「交流の機会となった」が3件あり、そのほかには、「頻度を高めて欲しい」「現状の小金井市の改善点を出していく時間も欲しかった」という意見もありました。

○チームとして発表したいこと、市に聞いて欲しい意見など

意見として多かったものは、自由に勉強できるスペースが欲しいという要望と、イベント等を主催して交流できる場を作って欲しいという要望でした。

また、既存施設への要望としては、フリーWi-Fiの強化、おむつ替えスペースの設置、駐輪場の無料化、創作やパフォーマンスをする場などが欲しいという要望などがありました。

第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

③ワークショップ後のアンケート調査

○「居場所」を良くするアイデア

若者同士の交流があることといった意見が多くありました。これには、若者が自由に気軽に集まれる、といった物理的で常設といった性質のものだけでなく、祭りやイベントといったテンポラリーに行われるものへの要望も多くありました。また、まちづくりに参加したい、様々な世代とも交流したい、同世代のつながりが小金井に留まる理由になる、といった意見もありました。

勉強する場所が欲しいという意見が一定数ありましたが、一人でこつこつ勉強したい、静かに勉強するスペースが欲しいという要望があった一方、教え合うことができる勉強スペースが欲しい、ほどよい雑音のあるスペースで勉強したいという意見もありました。

○このワークショップに参加した感想など

全体的な意見として多くの参加者に楽しんでもらえたようです。良かった点としては、様々な人と意見を言い合える、共有できる、新しい見方ができるようになった、といった考え方についての点、同世代・他世代と交流できる、参加者みんないい人で良かった、うなずいて話を聞いてくれたことが嬉しかったなど、人との関わりについての点などが多くありました。

同じようなイベントをやって欲しいという要望は、直接的な表現のあるものだけで 28 件中9件ありました。またやって欲しい理由としては、交流の機会として楽しかったという理由の他に、まちづくりに意見を言いたい、参加したいという理由もありました。

④実施結果からわかること

今回のワークショップは、参加者にとっておおむね好評で、交流の機会となったこと、他人と理解しあうことができたこと、などが好まれる理由として多くあり、更に、また実施して欲しいという意見の中には、まちづくりに意見を言いたい、まちづくりに参加したい、といったものもありました。こども大綱には、こどもや若者が意見を表明しやすい環境づくりの目的として、自己実現の後押しと社会参加への意欲を持ってもらうことが示されており、今回のこの機会は、その目的の達成と目指す結果に一定の成果があったことがうかがえます。更に、居場所に対する理解が深まった、という意見も多いことから、今回の機会を通じて、居場所に対する多様な価値観を持ち、地域での居場所を獲得する力を身に付けてもらう効果があったことがうかがえます。

参加者の物理的な居場所や勉強する場所への要望は多様なものとなっていました。例えば勉強するのであれば一人静かな場所が良いだらうなどといった既成概念に囚われず、市域のさまざまな場所を居場所や勉強場所として捉え、整備していくことが若者の利益につながっていくことがわかりました。

物理的な居場所だけではなく、イベントなどのテンポラリーな居場所を求める声も多くありました。また、イベントなどを通じて、同世代や異世代、地域との交流をし、ともにまちづくりをしていき、地域に愛着を持つことで小金井市に長く住んでいきたいといった要望もあるようです。今回の参加者である若者は、進学や就職などによる故郷や家族、友人との別離などを経験し、人や地域とのつながりを考える時期にあることが考えられます。若者に対して、地域とのつながりを確保する観点からイベントを推進していくことで、若者当人の充実につながるとともに、まちづくりに参加し、小金井市に長く住み続けてくれる市民となることにつながることが考えられます。

コラム1 本町小学校6年生に意見を聴く方法について聞きました！

「市役所は、どのような取り組みをして市民の願いを実現しているのか」を学ぶ社会科の授業でお話をしてきました。その中で、これから皆さんの意見や考えを聴いて、計画を作ったり、計画通りに進んでいるか確認する時に、どのような方法で意見を聴く、または意見を表明するのがよいかアンケートを実施し、5つの選択肢の中から自分ができそうなことを選んでもらい、合わせて選んだ理由も教えてもらいました。

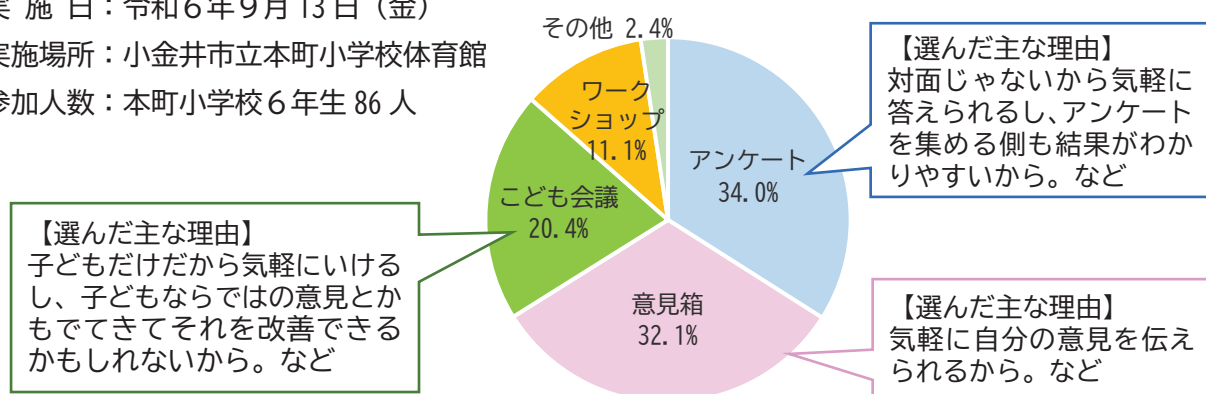
どの方法もそれぞれの利点が挙げられました。今後はそれらの方法を活用して、様々な子どもたちの気持ちに配慮し、利点を生かした多様な方法で意見聴取に努めていきます。

【実施概要】

実施日：令和6年9月13日（金）

実施場所：小金井市立本町小学校体育館

参加人数：本町小学校6年生 86人



コラム2 小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会（当初は（仮称）中学生サミットとして実施）

子どもの意見聴取に必要な取組を検証するために、中学生たちが議論し意見を発表するイベント「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」（中学生サミット）を開催しました。

市内の中学生が実行委員となり、ファシリテーター（大学生等）の支援を受けながら、議論と発表に向けた進め方を中学生自身が検討しました。

令和5年度は市内在住在学の30人が参加し、「私たちのまち・学校をどうしたいか」をテーマにグループごとに熱い議論が行われ、子ども主体のイベントを創りたい、施設を誰でも楽しく利用できるようにしたいなどの意見発表が行われました。

【実施概要】

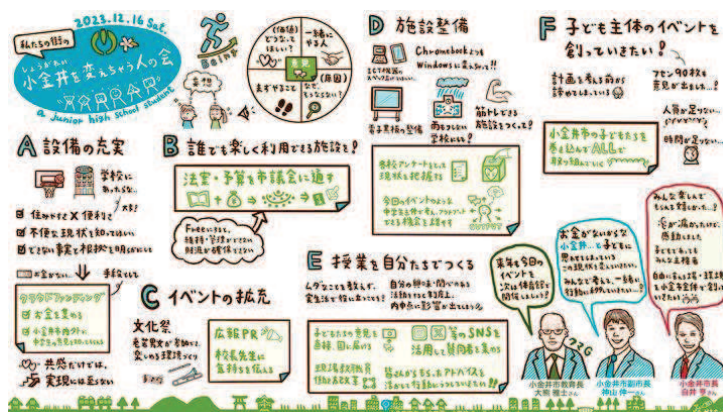
実行委員会開催日：令和5年10月29日、同年11月18日、同年12月3日（計3回）

開催日：令和5年12月16日

開催場所：小金井市立小金井第一小学校

参加対象：市内在住在学の中学生

参加人数：30人（中学生実行委員メンバー7人含む）



6 成果指標の状況

項目	成果指標	対象	R5 目標値	R5 現状値	達成度
計画全体	市の子育て環境や支援に満足している人の割合	未就学保護者 小学生保護者	50%以上 50%以上	41.3% 41.2%	 
	自分のことが好きだと思う子どもの割合	小学生 中高生年代	— 70%以上	87.0% 73.0%	 
	困ったときの相談相手がいる子どもの割合	中高生年代	90%以上	84.7%	
基本目標1 子どもの安心・安全を守ります	子どもの権利が守られていると思う人の割合	未就学保護者	65%以上	79.9%	
		小学生保護者		87.7%	
		中高生年代保護者		87.0%	
		中高生年代		74.2%	
基本目標2 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます	子どもが自然、社会、文化などの様々な体験をしやすいと思う人の割合	未就学保護者 小学生保護者 中高生年代保護者	65%以上	70.7% 65.0% 52.4%	  
	家や学校以外でここに居たいと感じる場所がある子どもの割合	小学生	—	69.7%	
		中高生年代	90%以上	56.0%	
基本目標3 子どもを生ま育てる家庭を支援します	妊娠、出産、子育ての不安や悩みを相談できる人や場所がある人の割合	未就学保護者	98%以上	93.1%	
基本目標4 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します	今後の暮らしに不安のあるひとり親家庭の割合	ひとり親保護者	80%以下	83.4%	
基本目標5 地域の子育て環境を整えます	子どもがのびのびと遊べる環境が整備されていると思う人の割合	未就学保護者	60%以上	70.4%	
		小学生保護者		60.4%	
		中高生年代保護者		48.3%	
基本目標6 地域の子育て環境を整えます	地域での子育て支援活動が充実していると思う人の割合	未就学保護者	60%以上	35.5%	
		小学生保護者		37.3%	

第3章 基本理念・視点

1 基本理念

「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、今までの計画の基本理念の考え方を継承しつつ、子どもを主体としての考え方を加えた新たな基本理念を設定します。

小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことにより
子どもの権利が保障され、子どもの幸福を実現する

子どもが本来的に持っている潜在力を発揮し、主体的に自分の人生を切り開く力を身に着け、自尊心を持ちながら成長し、自分らしく生きていくことが子どもの幸福につながるものと考えます。

子どもの存在は、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たち※の未来です。

※ 小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指します。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子育ち・子育ての状況があることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育ち」と「子育て」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあることを明らかにしています。

また同条例には、前文として子どもの思いが記されています。

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため「こども基本法」がつくられました。同法は、子どもたちが社会に主体的に関わる機会を増やし、子どもの声が政策決定に反映される社会を目指しています。子どもたちの権利や最善の利益を重視する「こどもまんなか」の視点へ、価値観の社会変革を起こすものと期待されます。

そこで、以上の点を踏まえ、市は子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進し、市民、団体及び事業者等と連携して次のとおり取り組みます。

【方向性】

- 私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、豊かな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、子どもが様々な人とのふれあいや豊かな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、子どもが豊かな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、その実現を支えていきます。
- 私たちは、妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、子育ての孤立感をやわらげることができるよう、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、豊かなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えていきます。
- 私たちは、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されずに、一人ひとりが夢や希望をもって育つよう、生活や取り巻く環境に応じて支えていきます。
- 私たちは、未来に向かって育っていく子どもとともに豊かな地域社会を作り、私たちのまちの子育ち・子育て環境を切れ目なく整えていきます。
- 私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育ち・子育てを見守り、支えていきます。

《 参考 》

小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年3月12日条例第11号）

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気が付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切になるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

2 基本的な視点と目標

子どもの育ちをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために、主体ごとの3つの基本的な視点と6つの基本目標をたて、子育ての主体である子どもへの支援、子育ての主体である家庭・保護者への支援、これらを支える地域を主体とした環境づくりや支援を引き続き推進していきます。

基本的視点1 子どもが心豊かに成長できる

あらゆる場面で子どもの権利と最善の利益を考慮し、子どもの安心・安全を守るため早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実させるとともに、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。さらに、子どもや若者の意思が尊重される体験や子どもの居場所・交流の場の充実を図るなど、豊かな体験と仲間づくりを支援することで、すべての子どもが心豊かに成長できるよう目指します。

基本目標1 子どもの最善の利益が守られている

基本目標2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる

基本的視点2 子育て家庭が子育ての喜びを感じられる

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、様々なニーズに応じた支援をします。さらに、ひとり親家庭、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）とその家庭、外国籍の子どもとその家庭などにも、きめ細やかな支援を推進することで、すべての子育て家庭が子育ての喜びを感じられるよう目指します。

基本目標3 子育て家庭が必要な支援につながっている

基本目標4 子育て、子育て家庭の困難が軽減されている

基本的視点3 地域で子育て・子育てを支え、まちが笑顔であふれる

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備することで、地域の様々な人々の関わりにより、子育て家庭が安心して、楽しく、豊かな子育て・子育てができることで、笑顔があふれるまちを目指します。

基本目標5 地域社会が子育てを見守り支えている

基本目標6 地域社会が子育てを見守り支えている

第3章 基本理念・視点

■計画の基本的視点と成果指標

基本理念、基本的視点及び重点施策の達成状況や施策の効果を測るために、評価指標を設定します。基本的視点の評価指標については、以下のとおり定め、いずれも現状値からの増加をめざします。

次期『のびゆくこどもプラン 小金井』の策定時においては、今期目標の達成状況や施策の効果についての評価・分析を行い、PDCA サイクル※を継続します。

なお、成果指標「子どもの権利が守られていると思う割合」については、子どもの権利について理解されたうえで向上することが望ましく、「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知度にも着目しながら評価・分析していきます。

■成果指標の現状と目標

	成果指標	対象	R5 現状値	R10 目標値
基本的視点1	自分のことが好きだと思う割合	小学生 中高生年代	87.0% 73.0%	増加
	家や学校以外で居たいと感じる場所がある割合	小学生 中高生年代	69.7% 56.0%	増加
	子どもの権利が守られていると思う割合	小学生 中高生年代	— 74.2%	増加
基本的視点2	子育てを楽しんでいると思う割合	未就学保護者 小学生保護者 中高生年代保護者	— — —	—
	子育て環境や支援に満足している割合	未就学保護者 小学生保護者	41.3% 41.2%	増加
	子どもの権利が守られていると思う割合	未就学保護者 小学生保護者 中高生年代保護者	79.9% 87.7% 87.0%	増加
基本的視点3	地域の子ども・子育て支援に関わりたいと思う割合	未就学保護者 小学生保護者 中高生年代保護者	— — —	—
	地域の子育て支援活動が充実していると思う割合	未就学保護者 小学生保護者	35.5% 37.3%	増加

※ 計画（P：Plan）－実施（D：Do）－評価（C：Check）－改善（A：Action）の4段階を繰り返すことで、計画の進行管理を適切に行い、事業成果を継続的に改善していく仕組み（第6章に掲載）

3 施策の体系

小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことにより
子どもの権利が保障され、子どもの幸福を実現する

基本的視点	基本目標	重点施策
1 子どもが心豊かに成長できる	1 子ども之最善の利益が守られている	1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します
		1-2. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます
		1-3. 児童虐待防止等の対策とヤングケアラー支援を行います
		1-4. いじめや自殺を防止し、薬物の乱用や犯罪等から子どもを守るネットワークづくりを進めます
	2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる	2-1. 子ども・若者の意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します
		2-2. 子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会を応援します
		2-3. 子ども・若者の居場所と交流の場を充実します
		2-4. 子ども・若者の社会的自立に向けて応援します
2 子育て家庭が子育ての喜びを感じられる	3 子育て家庭が必要な支援につながっている	3-1. 母子保健（関連）事業を充実します
		3-2. 子育てに関する相談・支援・情報提供を充実します
		3-3. 多様化する保育等ニーズに対応し、子育て環境を充実します
		3-4. 子育て家庭の経済的負担の軽減、及び就労を支援します
	4 子育ち、子育て家庭の困難が軽減されている	4-1. ひとり親家庭を支援します
		4-2. 特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します
		4-3. 外国籍の子どもと家庭を支援します
		4-4. 家庭での子育ち、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 地域で子育ち、子育てを支え、まちが笑顔であふれる	5 地域社会が子育ちを見守り支えている	5-1. 子どもが安心して学べる環境を作ります
		5-2. 子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくりま
		5-3. 子育ち、子育てしやすい生活環境等を整備します
		5-4. 地域の緑と環境を守ります
	6 地域社会が子育てを見守り支えている	6-1. 地域の子育てネットワークを整備します
		6-2. 誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します
		6-3. 地域の公共施設の活用を進めます

第3章 基本理念・視点

■社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）のイメージ

妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を構築し、地域・企業・大学等と連携して、子ども・若者を支援するネットワークづくりを進めていくとともに、自らの道を歩む子ども・若者を応援することで、未来を担う次世代の育成に取り組みます。

	妊娠・出産	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～17歳	18歳～
居場所・ 参加支援		様々な遊びや体験、意見表明、若者未来応援、就労支援				
		子育てひろば・親子あそびひろば		学童保育所、児童館、フリースクール		
教育・保育			幼稚園	小学校	中学校・高校	専門学校・大学等
		保育所等	学童保育所			
子育て支援		ファミリー・サポート・センター				
		児童発達支援センター				
健康・保健	こども家庭センター					

支援

子ども・子育て家庭

見守り支える

「人と人、人と資源をつなげる」



4 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

(1) 子どもの権利の尊重 <基本目標1 関連>

小金井市では子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまちをつくることを目指すため、平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定、また、令和4年4月1日には、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済や子どもの権利に関する普及啓発を行う「子どもオンブズパーソン」を設置し、子どもの権利が広く保障されるよう、様々な取組を行ってきたところです。

「子どもオンブズパーソン」の設置と権利学習をはじめとする普及啓発活動により「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「子どもオンブズパーソン」の認知度は、徐々に高まっているものの、まだ1～2割程度に留まっており、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくっていくためには、子どもも大人も、条例や子どもの権利についての認知を高め、理解を深める必要があります。

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことが保障されなければなりません。

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、国及び地方公共団体は、子ども施策の策定・実施・評価に当たって子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められていることから、子ども・若者の意見を市政に反映させるための仕組みづくりを進め、社会の一員として地域に関わる主体性を育むことが必要です。

【方向性】

市民一人ひとりが子どもの権利について理解し、子どもの置かれている環境等にかかわらず、その権利が尊重され、将来にわたって生き生きと健やかに安心して暮らせるまちの実現を目指します。

1. 子どもの権利や「子どもオンブズパーソン」の普及啓発を推進します。

- 子どもの権利に関する学習を推進し、子ども自身が権利の主体であることへの理解を深めます。
- 保護者をはじめとする大人への理解を深める取組を行っていくことで、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくることを目指します。

2. 子どもの権利侵害を許さないという意識醸成と権利を保障し、子ども・若者の意見表明権を確保するための仕組みづくりを進めます。

- いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させます。
- 困難を抱えながらもSOSを発信できていない子ども・若者にアウトリーチを含めた支援を行い、権利を保障します。
- 子ども・若者が安心して意見が言える環境や子ども・若者の意見を反映させるための仕組みをこの間、取り組んできた「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」等を参考に整え、自分の意志が尊重され、存在が認められる経験をすることで、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにつなげます。
- 子ども・若者の意見表明をサポートする人材の育成・活用を進め、子ども・若者が自分の意見

や考えを安心・安全に表すことができる環境づくりに努めます。

3. 児童虐待防止等の対策とヤングケアラー支援を行います。

国は、すべての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指すとし、虐待に至った親にも様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要があるとしています。

また、新たな課題として、家族の世話を担う子ども・若者の中に、遊びや勉強などの成長・発達に必要な時間が取れなかったり、自立に向けた準備等の時間が取れず、重い負担を抱えるケースがあり、「ヤングケアラー」としてその支援が急務とされています。このような子ども・若者への支援を強化するため、子ども・若者育成支援推進法が令和6年改正・施行され、「ヤングケアラー」が明記されたほか、国や地方公共団体、関係機関による支援が求められています。

このような状況を踏まえ、次の取組を推進していきます。

- こども家庭センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等により設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の調整機能と地域の連携によるつながりを強化し、児童虐待の予防及び早期発見と、養育困難家庭の支援を進めていきます。
- 学校等を通じたアンケート調査などによりヤングケアラーの把握を図るとともに、「小金井市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、18歳未満のヤングケアラーの支援に努めます。また、18歳以上の若者への移行期や、保護者等の抱える多様な問題の狭間に支援の切れ目が生じないよう、重層的支援体制の整備を図ります。

4. いじめ・自殺の防止、薬物の乱用や犯罪等から子どもを守ります

人権を侵害し、心身だけではなく将来にまで大きな影響を残す可能性があるいじめの防止や、大切な命を守るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教育相談を充実するとともに子どものSOSに早期に気づくことが必要です。

薬物の乱用や犯罪等から子どもたちを守るため、関係機関・団体と地域等が相互に協力・連携することが必要です。このような状況を踏まえ、次の取組を推進していきます。

- 「小金井市いじめ防止基本方針」に基づき、小金井市いじめ問題対策連絡協議会等において、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制のもと、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本とし解決に向けての取組を推進します。
- 「第2次小金井市自殺対策計画」に寄り添ったいのちを支え合うまち「小金井」に基づき、児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるように、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、子どもに関わる機関がSOSに早期に気付き、ネットワークによる早期支援の強化を図ります。
- 薬物などの犯罪や誘惑のない、子ども・若者が健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携し、犯罪や非行、薬物の乱用のない安全で安心な地域社会づくりを推進します。

（２）地域における子ども・若者の居場所づくりの推進 ＜基本目標２関連＞

子どもの居場所のあり方については、「のびゆくこどもプラン 小金井」（第２期小金井市子ども・子育て支援事業計画）の策定経過において、小金井市子ども・子育て会議からの集中的に議論を行う機会を設けるべきとの意見に基づき、子どもの居場所部会（小金井市子ども・子育て会議の委員で構成）が設置され、令和２年１０月２１日から令和３年７月１６日までの間、計７回にわたり議論されました。

令和３年８月９日付けで小金井市子ども・子育て会議会長から小金井市長宛てに行われた子どもの居場所部会審議内容についての報告を受け、小金井市はその審議内容を踏まえ、令和３年９月１５日付けで「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」を定め、子どもの居場所に関わる事業を展開してきました。

今後は「こども基本法」（令和５年４月施行）に基づき、子どもだけでなく、若者も加えた子どもの居場所を検討していく必要があります。

【方向性】

「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」に基づき、これまでの子どもの居場所づくりを継承するとともに、新たに若者の視点を加え、以下の取組を進めます。

１．子ども・若者の活動場所の拡大に取り組みます。

- 「新・放課後子ども総合プラン」による放課後の居場所づくりの充実
- 子ども食堂などの子どもの居場所づくり事業団体への補助など、多様な居場所づくりの推進
- 地域での子どもの居場所及び若者によるその居場所での関わりの拡大、ＮＰＯ・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討

２．子ども・若者の居場所の推進体制を整備します。

- 子ども・若者の居場所に関するネットワークづくり
- 子どもの居場所事業における若者の参加
- 中間支援体制の充実（※）

（※）中間支援体制とは、令和３年８月９日付けで小金井市子ども・子育て会議会長から小金井市長宛てに行われた子どもの居場所部会審議内容についての報告の中で使われていた言葉であり、地域の行政や金融機関、ＮＰＯ、企業等の 地域の多様な主体がお互いのメリットを生かすとともに、互いの不足要素を補い合いながら協力・連携し、安定して継続的に「地域づくり活動」を支援するような体制を指します。

(3) 子育て支援サービスの充実 <基本目標3関連>

母親の就業率の上昇、パートタイム就労からフルタイム就労への移行が急速に起こっている一方、住民組織・町会・PTA・子ども会・老人会などの地域活動が低下しており、人々のつながりが希薄化しています。就学前児童及び小学生児童の保護者アンケート調査によると、子育ての不安や悩みを相談できる「友人や知人」及び「祖父母等の親族」がいる人の割合が5年前に比べて減少し、「いない・ない」人の割合が増加しています。子育てしやすい環境を整え、家庭が出産、育児に抱いている不安を解消する必要があります。また、DXの推進により、行政手続の簡略化を図る必要があります。

保健医療の分野においても、子どもの心身の健やかな成育のみならず、妊産婦や保護者の健康保持、育児不安の軽減などメンタルヘルスへの支援も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。すべての子育て家庭に対して、子育てに関する情報提供・相談・支援等の充実とともに、親子の健康面のサポートや出産・育児に不安を抱いている家庭等への適切な支援を一層充実させていく必要があります。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、地域社会から孤立した「孤育て」の進行が心配される社会環境を受け、子育て期を地域で支える家庭支援サービスの一層の充実も必要とされています。

多様化する保育等ニーズの対応においては、子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえ、地域の施設に通える体制の整備を進めて参ります。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援

小金井市は、妊娠期、出産・子育て期を通して、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、関係機関をコーディネートしていく必要があります。

令和4年6月の児童福祉法の改正によりこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となったことを受け、小金井市では、妊娠期から子育て期にわたる支援を行う子育て世代包括支援センター（母子保健事業）と、児童虐待防止等の機能を担う市区町村こども家庭総合支援拠点（児童福祉事業）を統合し、令和6年4月、新たに子ども家庭部こども家庭センターを設置しました。

こども家庭センターでは、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行い、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を進めていきます。

2. 子育て相談・家庭支援サービス等の充実

令和5年4月に施行された「こども基本法」の基本理念に基づき、地方自治体には、地域で子育てを支える、家庭支援サービスの一層の充実が期待されています。小金井市においても、核家族世帯、共働き世帯等が増加し、緊急時に子どもの預け先がない保護者の割合も増加しています。地域で誰もが安心して子育てができる環境づくりを進めるため、小金井市でこれまで取り組んで来た家庭支援サービスの一層の充実とDXの推進、社会状況の変化を踏まえた新たな取組を進めていきます。

3. 多様化する保育等ニーズへの対応

小金井市ではこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育所の新設や定員

拡充等に取り組み、保育ニーズについては、令和5年度及び令和6年度において待機児童数はゼロを達成したため、量の拡充については、今後の保育ニーズの動向を見ながら検討します。小金井市は、子どもの最善の利益を保障するため、地域全体の保育の質の維持・向上を図ります。

小金井市内の学童保育所は、保育所利用者の成長に伴うニーズの移行に加え、保護者の就業状況の変化に伴う新たなニーズの高まりから、大規模化している状況です。今後、母親の就業状況の変化に伴い、学童保育のニーズはさらに増加することが予想されることから、人口の変化と利用率の高まりを勘案しながら、不足なく学童保育のサービスを整備していく必要があります。

①多様化する保育ニーズに対して、多様なサービスを展開します。

- 保育ニーズに応じた多様なサービスの提供
- 既存施設（保育施設等）に対する認定こども園への移行支援などの取組
- 保育ニーズに合わせた延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等の実施と充実
- 保育現場の保育者一人ひとりの自らの資質や専門性の向上

②多様化する教育（幼稚園）ニーズに対して、多様なサービスを展開します。

- 教育（幼稚園）ニーズに応じた多様なサービスの提供
- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設（幼稚園等）に対する認定こども園や新制度幼稚園への移行支援などの取組

③学童保育のニーズの高まりに注視しつつ、受入体制の拡充に取り組めます。

- 引き続き民間活力を活用した、民設民営学童保育所の設置を推進します。
- 学校施設等の公共施設の併用利用も含め、検討を行い、放課後の子どもの居場所について充実を図ります。
- 入退所システムの導入により、児童の速やかな安全確認を日々行い、円滑な運営に努めます。

4. 生活困窮家庭への支援

国の報告によると、令和3年の直近の子どもの相対的貧困率は11.5%であり、17歳以下の子どものうち8.7人に1人が相対的貧困の状態にあります。国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策推進法」を施行するとともに、同年8月には子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。また、令和元年には、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。更に、令和5年12月に発表されたこども大綱では、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱とともに子どもの貧困対策に関する大綱を取り込み、基本的な方針や重要事項等が一元的に定められるようになりました。

小金井市ではこれまでに、子どもの教育や生活支援、保護者の就労支援、家庭の経済的支援等子どもの貧困対策に係る取組を行い、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」では子どもの貧困対策計画を含むものとしておりましたが、本計画でも継続して子どもの貧困解消対策計画を含むものとし、子どもの貧困の解消に向けた対策に取り組んで参ります。

(4) 支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化 <基本目標4 関連>

少子高齢化、核家族化、情報化等を背景とした価値観の多様化が進む一方、貧困や格差の広がりから、社会の仕組みから取り残されていく人たちの問題が深刻化しています。一方、平成28年の児童福祉法等の一部改正では、児童の権利に関する条約に基づき、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることなどが理念として明確化されました。また、全国的に要支援・要保護児童や特定妊婦が増える中、親子関係の構築に向けた支援の充実が求められるとして、令和4年の同法等の一部改正により、地域子ども・子育て支援事業に子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3事業が創設されました。

このような状況を踏まえ、ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させ、貧困・障がい・養育困難などに対しては地域や関係機関とも連携しつつ、課題に応じた支援策を強化していく必要があります。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

1. ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭に至る過程は様々であり、ひとり親家庭になる前と後の心配事も変わる傾向があることがニーズ調査から見て取れます。個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、関係機関との連携により相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、自立を支援するための基盤づくりとして、就業や資格取得の支援を強化し、ひとり親が安心して生活を営むことができる環境を整えます。

2. 特別に支援が必要な子どもに対する支援

近年、発達障がいには早期の発見や療育支援が大切との考えが広がっています。成長発達過程にある子どもに対しては、成長による変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の理解への支援とともに、相談支援機関等における適切な支援が必要です。

小金井市では、平成25年10月に小金井市児童発達支援センター「きらり」を開設、18歳未満の子どもと家族を対象に、地域で安心して暮らせるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業など、さまざまな支援を行っています。

令和5年7月には、医療的ケアを必要とする子どもたちとその家族が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の支援を受けることにより、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的として医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対して必要な支援を行っています。

今後も、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）の保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面において関係機関と継続して連携できるよう、支援策を強化していきます。

3. 子育て・子育てに困難を抱える家庭への支援

子育てに負担や悩みを抱え、援助を必要としている家庭には、地域や親族から孤立し、支援が届きにくい場合があります。孤立的な状態が継続することで、事態の悪化や膠着を招く可能性もあることから、継続的できめ細かい支援を心がける必要があります。

令和4年の児童福祉法の一部改正により、世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3事業が創設された家庭支援事業には、子どもや保護者、その家族等を含む、社会的な支援を充実させることで、子育て家庭を支えていくという、大きな役割が期待されています。

第3期子ども・子育て支援事業計画において、新規3事業を含む子育て・子育てに困難を抱える家庭への支援整備に取り組んで参ります。



(5) 地域の子育ち支援ネットワークの整備 <基本目標5 関連>

小金井市など首都圏への人口集中を背景として都市化の進展が見られ、暮らしの変化は、地域のつながりの希薄化、共働き家族の増加、兄弟姉妹の数の減少等子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきました。また、個人の意識の多様化等から子育て世代にも複合化したニーズが生まれてきており、また、子どもの社会的孤立・孤独や貧困等、様々な社会的問題が発生しています。

子どもは家庭の中だけでなく、多様な地域との関わりの中で育つ存在であることから、子どもが地域との多様な関係性を持ち、自分らしく過ごせる多面的な環境を整備することが重要です。性別や障がいの有無、家庭の経済環境、文化的背景などに影響されることなく、すべての子どもたちのありのままの存在が社会に受け止められ、自分らしく生きることができる社会を地域ぐるみで創ることが求められます。

【方向性】

子ども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、子ども・若者や子育て当事者を支えます。

子どもたちの健やかな成長と明るい未来を支えるためには、市民の共感と参画、及び教育や福祉・保健などの縦割りの政策ではなく分野を横断した地域包括の取組が必要です。子どもたちの将来にわたる幸せを理念とする「こどもまんなか」社会の実現性を高めます。

(6) 地域の子育て支援ネットワークの整備 <基本目標6 関連>

家庭内において負担が特定の誰かに偏ることなく、男女ともに協力しながら育児に参加することは、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備していくといった観点から重要なことです。これらを実現するためには、子育て家庭が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の下、子育てしていけるよう、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開し、更に地域の人々が育児や子育ての役割、育児休業等に対する理解を深めるよう周知・啓発し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

【方向性】

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を継続する意向の人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

固定的な性別役割分担の意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることで、子育て当事者がともに、子どもと過ごす時間をつくることができます。自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組みます。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにします。

企業や地域社会、子育てを終えた方々や子育てしていない方々も含めて、皆が参加して、子ども・若者や子育てをめぐる問題はまちの未来に関わるという意識を持ち、子どもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていきます。

第4章 施策の展開

第1節 子どもが心豊かに成長できる（基本的視点1）

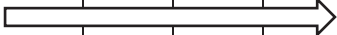
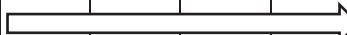
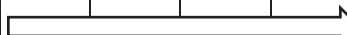
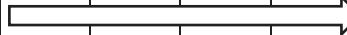
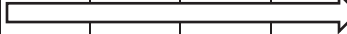
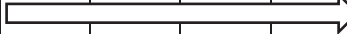
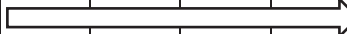
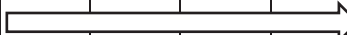
目標1 子どもの最善の利益が守られている

1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

子どもの権利で一番大切なことは、その命と心を守ることです。児童虐待やいじめ、犯罪は、命の危険やその後の心理的な後遺症など様々な権利侵害につながります。悩みやつらい気持ちを抱えながら周囲に相談できずにいる子どもの声を社会全体で受け止める必要があります。

子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、「第3次明日の小金井教育プラン」に基づき人権教育を実施している市内小中学校とも連携しながら、子どもの権利がいかにされる社会環境づくりを進め、相談体制を充実し、子どもにやさしい地域づくりを子どもとともに進めます。また、子どもの安心・安全を守るため、他機関とも相互連携した迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済窓口を充実します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもオンブズパーソン (児童青少年課) <重点事業>	子どもの気持ちを尊重し、子ども自身が「もう大丈夫」と思えるようになること、自ら課題を解決できるようにすることを大切にしながら、相談・救済に取り組む、子どもの権利に関する普及啓発活動を行う。	「子どもオンブズパーソン」についての（市民）認知度（％）	子ども 9.5 (中・高校生世代のみ) 大人 17.1						子ども 25.0 大人 20.0
2	虐待対応事業 (こども家庭センター) <重点事業>	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。	虐待相談件数（件）	1,862	維持					
			ケース検討会開催回数（回）	42	維持					
3	スクールカウンセラーの配置 (指導室)	悩みなどを気楽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。必要に応じ他機関と連携を図る。	相談回数(回)	12,570	維持					
4	巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 (指導室)	いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーが定期的に巡回し、家庭や関係機関との連絡調整を行う。	相談件数(件)	328	維持					
			訪問回数(回)	721	維持					
5	教育相談事業 (指導室)	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭や他機関と連携しながら、子どもが抱える様々な問題に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。	相談件数(件)	1,951	維持					
6	子ども（子育て総合）相談 (こども家庭センター)	子どもの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、子育てのサポートなどを行う。	こども家庭センターでの小学生以上の子どもに関する相談延べ件数（件）	2,895	漸増					

コラム3 子どもオンブズパーソンを設置しました

小金井市は、平成21年に多摩26市で初めて「子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例は、平成6年に日本政府が批准した国連の「子どもの権利条約」の理念をもとにしており、「すべての子どもが生き生きと健やかに、安心して暮らせるまち小金井」を目指しています。策定経過では、保護者や子どもたちへのアンケート調査の実施、市民会議や子ども会議の開催、パブリックコメント等を実施することにより、市民の意見を取り入れています。

特に、条例の前文は、公募の子どもたちで構成された子ども会議の意見に基づいてまとめられ、「愛情」「意思」「環境」をキーワードに子どもの願いが込められています。

一方、条例制定から10年が経過した令和元年に、市立小学校4年生から中学校3年生の全校児童生徒を対象としたアンケート調査を実施し、以下のような実態が明らかになりました。

- ・半数の子どもは悩みがあるときに誰かに相談できているが、8人に1人は相談したいけれどできないと感じている。
- ・4割の子どもは嫌なことがあったと記憶しており、そのうちの3割は嫌なことがあっても我慢している。
- ・既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではない。
- ・学校と家庭以外に知り合いがいない子どもが3人に1人いる。

これらの調査結果を受けて、子どもが気軽に相談でき、ワンストップで困りごとに寄り添った対応ができる相談・救済機関の必要性が認識され、令和4年に「子どもオンブズパーソン」が設置されました。



■子どもオンブズパーソンの役割は主に以下の3つです：

- 1 相談に対する助言・支援:子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言・支援を行うとともに、子どもの意思を尊重した解決を目指すことで権利の救済につなげます。
- 2 申立て等に基づく救済活動:相談・支援で解決しない場合、子どもの最善の利益を第一に考慮し、救済の申立て等により関係機関等に調査・調整を行い、協力や改善を求めます。
- 3 子どもの権利の普及啓発:子どもの権利に関する啓発活動を行い、市民や関係機関に対して理解を深める努力をしています。

これらの役割を通じて、「子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる」ことを目指しています。



子どもオンブズパーソンとは

子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるために設置された、子どものための相談・救済機関です。友だちのこと、家族のこと、塾や学校でのこと、自分のこと、どんなことでも相談できます。

詳細はこちら⇒

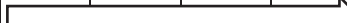
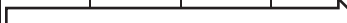


1-2. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

虐待や差別（いじめ）の背景の一つとして子どもの権利への意識の低さが指摘されています。子どもの最善の利益を守るためには、周りの大人はもちろん、子ども自身が権利の主体であることに気付く必要があります。子どもの権利を広く普及させることで、子どもを児童虐待やいじめ等の人権侵害から守るとともに、子ども自身が権利を理解し、他者にも権利があり、互いに尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

子どもの権利についての理解を深めることができるよう、周知や理解促進のための活動に取り組み、子どもの権利を大切にする意識の向上を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）						
				R5	R7	R8	R9	R10	R11		
1	子どもの権利学習の推進 （児童青少年課） ＜重点事業＞	子ども自身が子どもの権利について理解を深めるための取組を実施する。	権利学習の実施	実施	継続						
2	子どもの権利についての意識啓発の強化 （児童青少年課） ＜重点事業＞	「（仮称）子どもの権利の日」など、子どもの権利について市民全体で考えるきっかけをつくるとともに、保護者をはじめとする大人への啓発・周知を行う。	更なる啓発・周知の実施	－	検討	実施	継続				
3	人権教育の推進 （指導室）	各小中学校で人権教育教材（人権教育プログラム等）を活用し、各教科・総合的な学習の時間等すべての教育活動において人権教育の推進を図る。各小中学校から人権教育推進委員を選出し、市で年3回の研修を行う。	小中学校における人権教育の実施	実施	継続						
4	子どもの権利の地域における学習支援 （公民館）	子どもの人権講座など、市民の学習会の支援を行う。	子どもの人権講座の実施	実施	維持						

1-3. 児童虐待防止等の対策とヤングケアラーの支援を行います

虐待や養育困難によるネグレクト等の子どもの権利侵害を防ぐためには、未然防止と早期の対応が有効です。早期に対応することで、権利の侵害を最小限に食い止め、子どもを命の危険から守ることができます。そのためには、問題に遭遇した子どもを早期に発見することが重要ですが、核家族による子育て家庭の密室化など、問題が表面化しづらい実態も増えています。そのような中、権利擁護の観点から民法等の一部改正に伴い児童福祉法等（令和4年12月施行）が改正され、親権者等による体罰の禁止に加え懲戒権の規定が削除されました。学校と家庭、地域社会が連携し、体罰などによらない子育ての普及啓発などによる虐待の未然防止と、早期発見により子どもの命と心を守ります。

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係、進路等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況にあります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、本人の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

第4章 施策の展開

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	虐待防止啓発事業 (こども家庭センター) ＜重点事業＞	子どもが相談できる窓口を周知するとともに、体罰などによらない子育てなどの相談を行う。また、要保護児童対策地域協議会での虐待防止マニュアルの活用や構成機関への巡回訪問を行う。	児童虐待防止キャンペーンの実施	実施	維持					
			要保護児童対策地域協議会構成機関への巡回訪問回数（機関数）	75	維持					
2	ヤングケアラーの相談 (地域福祉課・こども家庭センター)	こども家庭センター及び福祉総合相談窓口による相談の実施	相談件数（件）	—	実施					
3	ヤングケアラーの実態把握 (こども家庭センター・指導室) ＜重点事業＞	ヤングケアラーを早期に把握するため、関係機関と連携し実態把握を行う。	実態把握の実施	—	検討	実施	継続			
4	ヤングケアラーへの理解・促進 (地域福祉課・こども家庭センター) ＜重点事業＞	ホームページ等で周知・啓発を行うとともに、要保護児童対策地域協議会及び重層的支援体制整備事業の会議体を活用し、関係者へ周知・啓発を行う。	要保護児童対策地域協議会での周知	—	実施		継続			
			重層的支援体制整備事業の会議体での周知							
5	ヤングケアラー支援における関係機関連携体制の構築 (地域福祉課・こども家庭センター) ＜重点事業＞	要保護児童対策地域協議会及び重層的支援会議との連携方法の検討・整備	関係部署による支援体制の検討	—	検討	実施	継続			

1-4. いじめや自殺を防止し、薬物の乱用や犯罪等から子どもを守るネットワークづくりを進めます

いじめは子どもの心身を傷つけるだけでなく、子どもの将来にまで大きな影響を残す恐れがあります。小金井市では「小金井市いじめ防止対策推進条例」（令和3年4月施行）を制定し、「小金井市いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止に取り組んでいます。学校と家庭、地域社会が連携し、いじめを未然に防止する地域ぐるみのネットワークづくりを推進していきます。

小金井市が行った「こころの健康に関するアンケート結果（令和5年7月）」によると、今後、必要な自殺対策について、「子どもの自殺予防」をあげる人の割合が最も高くなっています。小金井市では、「第2次小金井市自殺対策計画」（令和6年3月）を策定し、子ども・若者にかかわる自殺対策の推進を重点施策に掲げています。地域の大人や学校関係者等での見守りや支援体制の強化を図り、計画的に推進していきます。

子どもを狙う犯罪は、全国で後を絶ちません。禁止薬物やネットポルノなど、知らないうちに巻き込まれる犯罪もあります。子ども自身の危機回避能力を育成するほか、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で犯罪の起こりづらい環境をつくります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	いじめ等の防止対策 (指導室)	いじめや虐待、非行など何かに問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるように地域と連携を図る。また、いじめ等が起こらないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援体制の構築に努める。	学校、家庭、地域が連携したいじめの防止等の活動の実施	実施	継続					
			いじめ等の状況についての実態調査の実施	実施	継続					
			いじめ問題対策委員会の開催回数（回）	2	維持					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
	同（地域福祉課）		民生委員・児童委員による 学校訪問事業での訪問学 校数（校）	14	14					
	同（こども家庭セン ター）		要保護児童対策地域協議 会での情報交換と支援	実施	維持					
2	第2次小金井市自殺 対策計画の計画的推 進（健康課）	第2次小金井市自殺対策計 画を基に計画掲載事業と連 動させることにより、子ど も・若者に関わる自殺対策の 推進を図ります。	自殺対策推進本部による 進行管理・評価・改善の実 施	実施	継続					
3	子どもを犯罪から守 る防犯対策 （地域安全課）	ボランティアによる市内パ トロールなど、子どもが安心 して過ごせるまちづくりを 行う。学校、保育所や学童保 育所などで防犯対策に努め る。	パトロール実施回数（回）	203	維持					
			こがねい安全・安心メール 配信件数（件）	341	維持					
	同（学務課）		小学校通学路への防犯カ メラの設置、小・中学校新 1年生への防犯ブザーの 貸与	実施	維持					
	同（児童青少年課）		児童館及び学童保育所 において訓練・研修会等を実 施	実施	継続					
4	子どもを見守る家 （カンガルーのポケ ット） （指導室）	登下校時の不審者に対す る一時的緊急避難所として「子 どもを見守る家」の設置を促 進する。	登録件数（件）	1,016	維持					
5	セーフティー教室 （指導室）	薬物、インターネットを利用 する際に起きる被害、加害、 不審者対策等について学び、 危険回避・犯罪防止等の能力 を育成する。	セーフティー教室、薬物乱 用防止教室、情報モラル教 育の実施	実施	継続					
6	薬物乱用防止の普及 啓発 （健康課）	地域の関係機関との連携や 支援により、思春期の子ど もに対する啓発を行う。	東京都薬物乱用防止小金 井地区推進協議会が行う 啓発事業の支援	実施	継続					

目標2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる

2-1. 子ども・若者の意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します

こども基本法では、子ども施策の基本理念として、全ての子どもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に 参画する機会が確保されること」、及び「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され ること」が掲げられています。子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくこと が求められています。子ども施策を策定、実施、評価するにあたって、施策の対象となる子ども等の 意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けら れています。

著しい社会変化の中、予測困難な未来を生きる子どもたちに必要なのは、能動的に考え、行動でき る原動力となる自分への自信です。社会の中で自分の意見が尊重され存在が認められることで、積極 的に挑戦しようという自信が身につきます。自分で考え、あるいは行動したことが現実反映された 体験は貴重です。声を聴かれにくい、意見表明への意欲や関心を積極的に表すことができない子ども がいることにも配慮し、安心して意見表明できる場やボランティア活動等を通じた社会参加の機会を 提供し、意見反映の機会を提供します。

第4章 施策の展開

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	児童館における意見箱の設置 (児童青少年課)	子どもや若者の考えや意見を表明できる場を作り、尊重する。児童館内への意見箱の設置や子ども主体による児童館事業を実施する。意見表明の場として各学校生徒会による意見交換会を実施する。	意見箱への投書数（通）	122	漸増					
2	じどうかんフェスティバル (児童青少年課)		子どもの意見を反映した「じどうかんフェスティバル」の実施	実施	継続					
3	中学校生徒会による意見交換会 (指導室)		中学校生徒会による意見交換会の実施	実施	継続					
4	YAサポーター (公民館)	小学校高学年から 25 歳くらいまでの若者が公民館で実施する講座の企画段階から参画し、若者自身の問題意識等に基づく主体的な学びを行う。若年のうちから公民館に親しむことにより、学びが循環する地域づくりにつなげる	若者自主講座の実施	実施	継続					
5	多様な声を施策に反映させる工夫の実施 (各課)	子ども・若者が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に際し多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。	子ども・若者に関わる各種計画の策定・進捗確認や事業実施等における意見聴取の実施	実施	継続					
6	子どもや若者の意見表明のサポート (各課)	子どもや若者が安心・安全に意見が言いやすい環境を整える。	子どもや若者の意見表明をサポートする人材の育成・活用	－	検討	実施	継続			
7	子どもや若者の意見反映 (児童青少年課・各課)	子どもや若者の意見を反映させるための仕組みを創出し、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高める。	市政運営に子どもや若者の意見を反映させるための仕組みの創出	－	検討	実施	継続			
8	ボランティア活動への参加 (児童青少年課)	中・高校生ボランティアの参加を得る。また、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもの参加意欲を高める。	中・高校生ボランティア登録・参加者数（人）	184	維持					
	同（指導室）		ボランティアカードの小学校5・6年生及び中学生への配布	実施	継続					

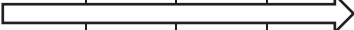
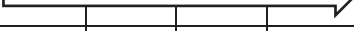
2-2. 子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会を応援します

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点です。例えば、子どもが遊びに没頭し、身体の一部感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

将来、子どもたちが自立し、社会の中で自己実現していくためには、子どものころに多種多様な出会いや体験を経験することが大切です。自然環境に恵まれた地域性を最大限に生かし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で自立に必要な力を身につけられるよう、子どもの体験活動を支援していきます。

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長するために、豊かな経験や仲間との交流を通して、自分と相手の個性を相互に尊重することを学ぶ必要があります。行政、家庭、学校、地域が連携しながら、子どもが様々な体験の機会を得たり、社会の一員としての関わりを経験できるよう、取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもの体験事業 (公民館)	「子ども体験講座」などを行う。 ※対象学年…講座による	子ども体験講座の実施	実施	維持					
	同(生涯学習課)	清里の自然を生かした様々な体験教室を行う。 ※親子参加、夏・冬開催	清里山荘自然体験教室参加人数(人)	67	維持					
	同(経済課・農業委員会)	※対象学年…小学校による	学童収穫体験事業参加児童数(人)	1,822	維持					
	同(児童青少年課)	野外事業(「わんぱく団」、「わんぱく号」)を実施する。	わんぱく団活動参加人数(人)	60	維持					
			わんぱく号参加人数(人)	311	維持					
	同(図書館)	※対象学年…小学5年生から中学3年生	小・中学生の1日図書館員・職場体験学習者数(人)	51	維持					
2	各種スポーツ事業 (生涯学習課)	親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「少年少女野球教室」「ジュニアサッカーフェスティバル」「親子体操教室」などを実施する。体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。	少年少女野球教室、ジュニアサッカーフェスティバル、親子体操教室、水泳教室などの延べ参加者数(人)	265	維持					
3	図書館事業 (図書館)	子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。(おはなし会・おたのしみ会・工作会)	おはなし会参加人数(人)	1,183	漸増					
			おたのしみ会参加人数(人)	112	維持					
			夏休み工作会参加人数(人)	56	維持					
4	はけの森美術館教育普及活動 (コミュニティ文化課)	はけの森美術館の展覧会の開催にかかる関連企画及び教育普及活動としてのワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業などを通し、子どもが美術を中心とする芸術活動に出会い、体験し、ゆたかな感性を育むことに努める。	ワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業等の延べ実施回数(回)	23						25

※上記の他に、学校では、教育課程の中で演劇鑑賞や音楽発表会、移動教室など様々な機会を通した体験活動を推進しています。

第4章 施策の展開

2-3. 子ども・若者の居場所と交流の場を充実します

核家族や地域社会でのふれあいの機会が減少する中で、子どもや若者、子育て家庭の不安や孤立感を軽減するため、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場が求められています。

子どもが一人で安心して過ごせたり、ゆるやかな交流の中で気の合う仲間づくりができるよう、子どもの生活圏を踏まえた子どもの居場所と交流の場を充実します。

子ども・若者の居場所と交流の場の充実にあたっては、家庭・地域・教育関係者・行政が協働して進めるための仕組みづくりに取り組むとともに、多様な子どもの課題への対応や担い手のあり方等について、関係者により継続的な検討を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）						
				R5	R7	R8	R9	R10	R11		
1	子どもの居場所づくりの推進 (子育て支援課・児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの居場所に関するネットワークづくりを進める。	子どもの居場所に関するネットワークづくり	実施	継続						
		子どもの居場所に関する指針を踏まえ、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりを推進する。どの家庭も孤立せず、地域とつながるように、地域全体で家庭を支援する環境を整備する。	子どもの居場所づくり事業補助金補助支給団体数（団体）	10	漸増						
2	児童館事業 (児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの健全育成として、小学生対象のグループ活動などのほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などについて、開館時間の延長も行い実施する。児童館事業の在り方について継続して検討する。	来館者数（人）	88,479	漸増						
			開館延長時の利用者数（人）	22,682	漸増						
3	冒険遊び場事業 (児童青少年課)	自然の中で子どもが自由な発想で自由に遊べる場（プレーパーク）を提供する。	プレーパーク来場者数（人）	15,629	漸増						
4	校庭、公園等遊べる場の整備等 (環境政策課)	子どもから高齢者までの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場の確保と環境づくりを行う。	子どもから高齢者までが参加できる公園イベントの実施	－	継続						
	公園内遊具の点検・修理		実施	継続							
	遊び場開放延べ参加者数（人）		854	漸増							
	登録団体開放延べ参加者数（人）		54,246	維持							
5	子どもの公共施設の利用 (公民館)	公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	子どもの公民館ロビー利用の促進	ロビー開放	継続						
	同（生涯学習課）		総合体育館・栗山公園健康運動センターでの中学生以下の利用者数（人）	27,154	漸増						
6	中高生の余暇活動支援 (児童青少年課)	中・高校生世代の余暇活動を支援し、居場所と交流の場を提供する。	児童館夜間開館事業延べ参加者数（人）	887	漸増						
	バンド室利用延べ人数（人）		220	漸増							
	同（公民館）		Y A広場の実施	実施	継続						

※上記の他に、施策 5-2 において子どもの地域交流の場の事業を掲載しています。

2-4. 子ども・若者の社会的自立に向けて応援します

青年期は、進学や就職など新たな環境に身を置き、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、社会的自立に向けて歩み出す時期です。自らの価値観や生き方を確立しようとする一方、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援などが求められています。若者の自立を応援するため以下の施策に取り組みます。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮するべきとする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、一人一人個々の状況を捉え学校内外に多様な学び、個性や特性に応じた学びの環境づくりについて、家庭、地域、学校、教育関係者、行政と連携して取り組みます。

こども家庭センターや児童館、福祉総合相談窓口など、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたり、ニートやひきこもりの状態にあたりする若者やその家族に対する切れ目ない相談体制の充実を図ります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）				
				R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	教育支援センター※ 「もくせい教室」 (指導室)	不登校児童・生徒それぞれの状況に応じた支援を行うことで心の居場所とし、自分らしさを発見し、社会的に自立していくことを目指す。	入所人数（人）	139	維持				
2	不登校等児童・生徒への支援 (指導室)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家にいつでも相談できる環境を整備し不登校状態にある子を支援するためのアウトリーチを含めた活動を行う。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置人数	35	維持				
3	子ども（子育て総合）相談 (こども家庭センター)	子どもの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、子育てのサポートなどを行う。	こども家庭センターでの中・高校生等の若者に関する相談延べ件数（件）	—	漸増				
4	思春期相談 (児童青少年課)	思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。	児童館における思春期相談の実施	実施	継続				
5	福祉総合相談窓口 (地域福祉課)	ひきこもりの方・ご家族の相談をはじめ、生活上のさまざまな不安等の相談に応じ、関係機関と連携し、支援を行う。	ひきこもり等若者に関する相談の実施	実施	継続				
6	若者支援における支援体制・連携体制の構築 (関係各課)	若者の社会的自立に向けた支援体制の在り方及び連携体制の検討・整備を行う。	関係部署による支援体制の検討	—	検討		準備	実施	継続
7	就労準備・社会参加支援事業 (地域福祉課)	地域の社会資源を活用した就労準備・就労体験ができる社会参加支援事業を実施する。	事業参加者数（人）	—	実施	継続			

※教育支援センターは不登校児童・生徒それぞれの状況に応じた支援を行うもくせい教室です。今後、もくせい教室、教育相談所、特別支援教育業務を集約し、教育相談等の総合窓口設置を方針とする（仮称）小金井市教育支援センター構想とは異なるものです。

第2節 子育て家庭が子育ての喜びを感じている（基本的視点2）

目標3 子育て家庭が必要な支援につながっている

3-1. 母子保健（関連）事業を充実します

妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない母子保健体制と関係機関コーディネート体制を強化し、安心して生み育てることができる保健環境を整備します。特に、未熟児、多胎児、病気を持つ子どもなどの子育てに困難を感じる保護者に対しては丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図っていきます。あわせて、次世代の子どもの心身の健康を見据えた保健対策に取り組んでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	両親学級(母性科) (こども家庭センター)	妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、妊婦とそのパートナーを対象とした教室を開催する。	平日コース（ひまわりクラス）参加者延べ人数（人）	67	維持					
			土曜日コース（たんぽぽクラス）参加者延べ人数（人）	490	維持					
2	新生児等聴覚検査 (こども家庭センター)	新生児期に聴覚検査を行い、早期に聴覚の障がいを見出して適切な支援につなげる。	新生児等聴覚受診者数（人）	715	漸増					
3	乳幼児健康診査 (こども家庭センター)	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、乳幼児の心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行う。また、必要に応じて経過観察健康診査などを行う。	3～4か月児健康診査受診率（％）	97.7	漸増					
			6～7か月児健康診査受診率（％）	91.3	漸増					
			9～10か月児健康診査受診率（％）	90.8	漸増					
			1歳6か月児健康診査受診率（％）	95.9	漸増					
			3歳児健康診査受診率（％）	97.5	漸増					
4	予防接種事業 (健康課)	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、感染性の病気の発生やまん延を防ぐため、法令に基づき定期予防接種等を行う。	五（四）種混合接種率（％）	105.5	漸増					
			二種混合接種率（％）	72.7	漸増					
			麻しん風しん（第Ⅰ期）接種率（％）	94.4	漸増					
			麻しん風しん（第Ⅱ期）接種率（％）	91.9	漸増					
			日本脳炎接種率（％）	90.4	漸増					
			不活化ポリオ接種率（％）	0	漸増					
			B C G接種率（％）	106.7	漸増					
			ヒブ接種率（％）	99.9	漸増					
			小児用肺炎球菌接種率（％）	99.5	漸増					
			子宮頸がん接種率（％）	58.3	漸増					
			水痘接種率（％）	88.2	漸増					
			B型肝炎接種率（％）	102.2	漸増					
			ロタ接種率（％）	100.1	漸増					
			おたふくかぜ接種率（％）	86.4	漸増					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）				
				R5	R7	R8	R9	R10	R11
5	小児医療の充実 (健康課)	小児救急医療を確保し、 充実を図る。また、休日準 夜間診療の体制を維持す る。	365日24時間の小児医療救 急体制の確保	実施	継続				
6	母子保健健康相談事 業 ①乳幼児保健相談 ②乳幼児健康相談 ③出張健康相談 (こども家庭センタ ー) <重点事業>	育児不安の解消を図るた め、保健師等に気軽に相 談できる場を確保し、育 児支援を行う。	乳幼児保健相談利用者数 (人)	438	漸増				
			出張健康相談利用者数(人)	829	漸増				
7	乳幼児歯科保健指導 (こども家庭センタ ー)	乳幼児のむし歯予防や、 からだ全体の健康づくり の一環として、歯科保健 指導、予防処置などを行 う。	むし歯予防教室実施者数 (人)	119	漸増				
			歯科健康診査実施者数(人)	410	漸増				
			歯科予防処置実施者数(人)	175	維持				
8	栄養個別相談・栄養 集団指導 (こども家庭センタ ー)	離乳食やアレルギー食、 食生活等の子どもの成長 に関する食の悩みについ て、栄養士との相談の場 を提供する。また、食に興 味を持ち、つくる楽しさ、 食べる楽しさを意識して もらうため、親子でつく れる料理の紹介をする。	栄養個別相談利用者延数： (人)	900	維持				
			栄養集団指導参加者延数 (人)	1,230	維持				
9	子どもへの食育の推 進 (こども家庭センタ ー)	子どもの発達段階に応じ た食に関する情報提供な ど、地域、学校、子ども関 係機関、事業者など、幅広 い分野において食育に関 する取組を行う。また、食 育推進会議や食育推進検 討委員会を開催し、事業 の円滑な推進を実施す る。	離乳食教室(1回食・2回食・ 回食・完了食)参加者数(人)	374	維持				
			乳幼児食育メール配信登録 者数(人)	1,397	維持				
			子どもクッキング参加者数 (人)	44	維持				
	同(健康課)		栄養講習会(親子クッキン グ教室)参加者数(人)	6	維持				
	同(保育課)		食育計画及び年間行事計画 を作成し、食育事業を実施 している保育園数(園)	23	漸増				
	同(児童青少年課)		食事や栄養をテーマにした 子育て相談会参加人数(人)	154	維持				
			食事会・料理教室参加人数 (人)	2,725	維持				
	同(指導室)		食育年間指導計画を作成 し、食育を推進している小 中学校数(校)	14	維持				
	同(学務課)		地場野菜を献立に取り入れ た給食を実施している小中 学校数(校)	14	維持				
10	両親学級(育児科) (こども家庭センタ ー)	妊娠、出産、育児などに 関し、必要な知識の普及 や情報の提供、さらに親同 士の交流や仲間づくりな ど支援を行うため、乳幼 児と保護者を対象とした 教室を開催する。	エンジェル教室参加者延べ 人数(人)	295	維持				
			カルガモ教室参加者延べ人 数(人)	128	維持				
			未熟児(病児を含む)、多胎 児に対する新生児訪問実数 (件)	25	維持				
11	育児に困難を持つ家 庭への支援 (こども家庭センタ ー)	未熟児、多胎児、病児を持 つ子どもと保護者が、情 報や手段が得られること で、育児の困難さを軽減 できるように、家庭訪問 などの継続的な個別相談 や親子同士が交流できる 場を提供する。	乳児・幼児に対する保健師 訪問実数(件)	226	維持				
			個別継続支援実施延べ数 (件)	676	維持				

第4章 施策の展開

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
12	多胎児家庭移動支援事業 (こども家庭センター)	0歳、1歳、2歳を迎える多胎児家庭に対し、育児状況や困りごと等相談支援を実施するとともに、経済的負担の軽減を図るため、移動に要する経費として、ギフト券を提供する。	相談およびギフト券発行数（件）	38	維持					
13	子育て中の保護者グループ相談 (こども家庭センター) <重点事業>	育児に強い不安や困難を感じている保護者を対象に、子育てや自分についての思いを話したり、必要な情報や支援を見つける場を関係機関と連携し、提供する。また、育児に関する日ごろの悩み相談や保護者同士の交流を必要とする保護者の継続支援を行う。	育児不安親支援事業延べ参加人数（人）	27	漸増					
			保護者グループ延べ参加人数（人）	17	漸増					
14	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 (こども家庭センター)	低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診料（1万円）を助成する。	利用者数（人）	-	実施	継続				

□子ども・子育て支援事業（第5章にて掲載）

- （１）利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）
- （２）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- （３）妊婦健康診査事業
- （４）産後ケア事業

3-2. 子育てに関する相談・支援・情報提供を充実します

子育てについての不安や負担の軽減を図るためには、必要な時に必要な情報が得られることや、気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。

子育て関連情報の発信のほか、子育てや子育てに関する情報交換・相談ができる場や、子育ての仲間づくりの場の充実により、子育てに関する精神的負担の軽減に努めます。

また、小金井市における子どもの貧困は、必ずしも見えやすい形ばかりではありません。相談しやすい体制や多層的な居場所づくり、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援などで、見えにくい貧困にも寄り添う体制を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子育て情報の提供 (子育て支援課) <重点事業>	市報、ホームページ、SNS、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびーの！」と連携し、子育て情報の提供を行う。	市報、ホームページ、SNS、子育てに関する総合冊子を活用した情報提供	実施	継続					
			子育て支援サイト「のびのびーの！」との連携	実施	継続					
2	子育て総合相談 (こども家庭センター) <重点事業>	こども家庭センターを窓口とした、子どもや子育てに関する総合相談、情報提供。関係機関と連携し、他の支援機関や子育て支援ネットワークづくりに繋げる。	相談件数（件）	6,013	維持					
3	育児支援ヘルパー事業	産前・産後の妊産婦を介助する方がいない家庭を	育児支援ヘルパー派遣件数（件）	75	漸増					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
	(こども家庭センター)	対象に、ヘルパーを派遣し、母体保護及び子育ての負担軽減を図る。	育児支援ヘルパー派遣時間数(時間)	1,479.5	漸増					
4	子育て施設の地域支援事業(保育課)	育児不安の軽減のため、保育所において保育所等体験、出産を迎える親の体験学習を実施する。また、学童保育所では空き時間を利用して子育てひろば事業を実施する。	保育所等体験(園)	21	漸増					
			出産を迎える親の体験学習(園)	11	漸増					
	同(児童青少年課)		子育てひろば事業(学童ひろば)の実施	実施	継続					
5	民生委員・児童委員の活動(地域福祉課)	子どもや妊産婦、ひとり親家庭などの総合相談、利用できる制度や施設、サービスの紹介。判断、治療、処遇を必要とする問題については、関係機関との連携を図りながら速やかな対応を行う。	子ども関係相談・支援件数(件)	318						350
6	子育ての仲間づくり事業(児童青少年課)	孤立化を防ぎ、仲間づくりを促進するため、親子のふれあい、親同士、子ども同士の交流を促進する。	幼児グループの実施	実施	継続					
7	子育て講座の開催(生涯学習課)	妊娠、出産から思春期の家庭教育まで、ライフステージに応じた子育てなどに関する知識の普及や情報提供、保護者同士の交流や仲間づくりなどを行う。	思春期子育て講座の実施	実施	継続					
			家庭教育学級の実施	実施	継続					

□子ども・子育て支援事業（第5章にて掲載）

- (1) 利用者支援事業（地域子育て相談機関を含む）
- (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (6) 地域子育て支援拠点事業
- (7) 病児保育事業
- (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））

3-3. 多様化する保育等ニーズに対応し、子育て環境を充実します

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が親族や地域からの支援を受けにくくなっています。これにより、育児に対する不安や孤立感が増し、育児の負担が保護者に集中することが多くなっています。就学前児童及び小学生児童の保護者へのアンケート調査によると、日頃子どもをみてもらえる親族や知人がいない保護者が約3割となっており、5年前と比べて増加しています。また、女性の就業率の増加や働き方の変化により、子育て家庭それぞれのニーズも多様化しています。アンケート調査に回答した就学前児童の保護者のうち約6割の母親が、また、小学生児童の保護者のうち約4割がフルタイム就労しており、それぞれ5年前と比べて増加していることから、保育サービスのニーズが高まっていることがわかります。

小金井市ではこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育所の新設や定員拡充等に取り組み、待機児童は解消されていますが、今後も保育のニーズの高まりに注視する必要があります。また、市内の学童保育所は、保育所利用者の成長に伴うニーズの移行に加え、保護者の就業状況の変化に伴う新たなニーズの高まりから、大規模化している状況です。今後、母親の就業状況の変化に伴い、学童保育のニーズはさらに増加することが予想されることから、人口の変化と利用率の高まりを勘案しながら、不足なく学童保育のサービスを整備していく必要があります。

□子ども・子育て支援事業（第5章にて掲載）

- 幼児教育・保育の量の確保と質の向上
- (9) 延長保育事業（時間外保育）

第4章 施策の展開

- (10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業（再掲）
- (11) 一時預かり事業（トワイライトステイを含む）
- (12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

3-4. 子育て家庭の経済的負担の軽減、及び就労を支援します

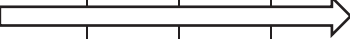
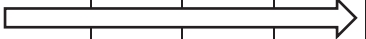
子どもの貧困問題に対する社会的関心は高まりつつあります。子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。

子育て家庭の経済的負担軽減のための各種施策を実施します。

また、就労を希望する子育て家庭を支援するため、求人・就労に関する情報提供や再就職の支援を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） （保育課） <重点事業>	私立幼稚園等に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	14,839	維持					
			受給資格者における受給者数の割合（%）	100	維持					
2	施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） （保育課） <重点事業>	一定の基準を満たす認可外保育施設に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	2,799	維持					
			受給資格者における受給者数の割合（%）	100	維持					
3	保育所等における副食費の補助 （保育課）	保育所等在籍する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、副食費の補助を実施する。	受給者数（人）	44	維持					
			受給資格者における受給者数の割合（%）	100						
4	乳幼児・義務教育就学児・高校生等の医療費の助成 （子育て支援課）	病気やけがにより、健康保険が適用される医療行為や薬剤提供を市内在住の児童が受けた場合に、自己負担すべき額から通院一回あたり200円を控除した額を助成する。（乳幼児は自己負担なし）	乳幼児対象児童数（人）	6,900	維持					
			義務教育就学時対象児童数（人）	9,436	維持					
			高校生等対象児童数（人）	2,673	維持					
5	愛育手当 （子育て支援課）	公的補助のない保育園等類似施設に在籍している満3歳から満5歳までの保育費補助等を受けていない幼児の保護者に手当を支給する。	受給者数（人）	14	維持					
6	小金井市奨学資金 （庶務課）	成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに、修学上必要な学資金を援助する。	高校生等受給者数（人）	30	維持					
			大学生等受給者数（人）	5	維持					
7	就学援助制度 （学務課）	経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いが困難な保護者に対して、教育費の一部を援助する。	小学生等受給者数（人）	380	維持					
			中学生等受給者数（人）	201	維持					
8	雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 （経済課）	子育てをしながら早期の就職を希望する方に、関係機関と連携し、パンフレット等を配布する。また、「こがねい仕事ネット」を通じ市内外の求人と就労に関する情報提供をする。	関係機関のパンフレット等の配布	実施	継続					
			「こがねい仕事ネット」を通じての求人と就労に関する情報提供	実施	継続					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）				
				R5	R7	R8	R9	R10	R11
9	再就職の支援 (経済課)	関係機関と連携し、就職相談会、面接会、セミナーを実施するとともに、パンフレット等各種労働情報の提供を行う。	就職相談会、面接会、セミナー参加者数(人(延べ))	288	維持				
10	女性のための再就職支援講座 (企画政策課)	再就職を希望する女性への支援を行う。	再就職支援講座参加者数(人)	16					30

□子ども・子育て支援事業（第5章にて掲載）

（14）実費徴収に係る補足給付を行う事業

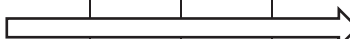
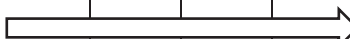
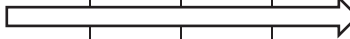
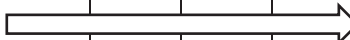
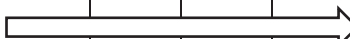
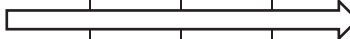
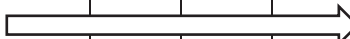
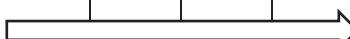
目標4 子ども、子育て家庭の困難が軽減されている

4-1. ひとり親家庭を支援します

子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えているひとり親家庭に対して、相談や生活支援等のきめ細やかな取組を実施します。また、経済的な自立に向けたプランの作成や子どもの生活や教育を支える養育費の取決めの費用補助など、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

ひとり親家庭ならではの不安に対しては、3-2において、親子の居場所づくりの観点からも支援します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）				
				R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 (子育て支援課)	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣する。	周知や広報等の実施	実施	継続				
			利用世帯数（世帯）	1	漸増				
2	ひとり親家庭の相談支援事業 (子育て支援課) <重点事業>	母子・父子自立支援員を配置し、経済上や生活一般に関する相談や自立に必要な支援を行う。	相談件数（件）	456	維持				
3	母子生活支援施設への入所支援 (子育て支援課)	児童(18歳未満)の養育が十分にできない母子家庭に対し、経済的事情にかかわらず、母子生活支援施設への入所支援を行う。	必要とする世帯が利用できる相談支援体制の維持	実施	継続				
4	養育費確保のための支援 (子育て支援課) <重点事業>	養育費の取決めを行うひとり親に公正証書作成等経費などを補助する。	養育費確保支援事業補助金申請件数（件）	6	漸増				
5	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の母又は父が就職する際に有利な資格の取得を推進するため、給付金を支給し経済的負担の軽減を図る。	母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給件数（件）	3	維持				
			母子及び父子家庭高等職業訓練給付金支給件数（件）	1	漸増				
			ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支給給付金支給件数（件）	0	漸増				

第4章 施策の展開

4-2. 特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します

特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）の保育や教育ニーズに応えるためには、きめ細かな配慮と十分な支援体制が必要となります。

保育所や学童保育所において、受入れ体制の充実に努めます。また、個々の特性を踏まえ、一人ひとりの子どもの発達を支援するために、子どもの障がいや特別ニーズの早期発見・早期対応、児童発達支援センターにおける事業実施、特別支援教育の環境整備などに取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	認可保育所での特別支援保育（保育課） <重点事業>	保育所の全園で、可能な限り特別な配慮が必要な児童（医療的ケア児を含む）の保育を行う。	公立保育園の障がい児入所人数（人）	33	維持					
			民間保育園の障がい児入所人数（人）	86	維持					
2	学童保育所での障がい児保育（児童青少年課） <重点事業>	学童保育所全所で障がい児の保育を行う。	希望人数に対する受入者数の割合（％）	100	維持					
3	障がい児の緊急・一時預かり（保育課） <重点事業> 同（自立生活支援課）	保護者の病気などで障がいのある子どもの一時的な預かりを必要とした場合、保育所や障がい者の施設で一時的に預かりを行う。	保育所での障がい児の緊急・一時預かりの実施	検討	検討					
			都型短期入所利用者数（障がい児のみ）（人）	2						3
			短期入所事業利用者数（人）	25	25					
			日中一時支援事業利用者数（人）	6						7
4	障がいの早期発見（乳幼児健康診査）（こども家庭センター）	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援につなげる。	経過観察健康診査延べ人数（人）	33	維持					
			発達健康診査延べ人数（人）	12	維持					
			心理経過観察健康診査延べ人数（人）	201	維持					
5	児童育成手当（障害）（子育て支援課）	障がいのある20歳未満の子どものいる保護者等に手当を支給する。	障害手当対象児童数（人）	57	維持					
			障害・育成手当対象児童数（人）	11	維持					
6	小中学校特別支援学級（指導室）	知的障がいや情緒障がい、難聴・言語障がい等のある子どものため、特別支援教育の環境整備を行う。	個々の障がいに応じた指導の実施のため 個別指導計画を作成した割合（％）	100	維持					
7	児童発達支援センター事業（自立生活支援課）	心身の発達に特別な配慮が必要な子どもとその家族に対して、ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するため、児童発達支援センター「さらり」で必要な相談、指導及び訓練等を実施する。また、子育て関係機関への巡回指導を実施する。	相談支援事業相談件数（初回）（件）	210						202
			親子通園事業利用者数（人）	28						33
			外来訓練事業利用者数（人）	150						151
			子育て関係機関への巡回指導の実施	70						69
8	医療的ケア児連絡調整体制整備事業（自立生活支援課）	医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、関連機関との連絡調整を行うための体制を整備する。	連絡調整会議の実施	2	2					
9	医療的ケア児支援コーディネート事業（自立生活支援課）	医療的ケア児と家族を支援し、相談支援、関連機関との連携を行う。	登録数	20	20					

4-3. 外国籍の子どもと家庭を支援します

外国籍の子どもが、日常生活や学習を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣するとともに、外国籍の家庭に対する支援を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）						
				R5	R7	R8	R9	R10	R11		
1	各国の言語による情報提供 (広報秘書課)	外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。	「外国人ガイドブック」配布部数（部）	200	維持						
	同（学務課）		編入学等について市ホームページ翻訳機能により外国語で情報提供	実施	継続						
	同（ごみ対策課）		ごみ・リサイクルカレンダーに外国語説明を掲載	実施	継続						
2	外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 (保育課)	外国籍の幼児が円滑に教育・保育施設等を利用できるように、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う。	外国籍の幼児の利用支援の実施	実施	継続						
3	日本語指導補助員の派遣業務 (指導室)	外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣する。	利用者数（人）	20	維持						
4	市立公園及び環境学習館での交流イベント (環境政策課)	外国をルーツとする子どもが主体となり、地域交流につながるイベントを実施する。	交流イベントの実施	－	検討	実施	継続				
5	生活日本語教室 (公民館)	市内在住・在学（中学生以上）の外国の方を対象に生活日本語教室を開催する。	生活日本語教室の実施	実施	継続						

4-4. 家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします

家庭での子育て、子育てが困難な子どもが、適切な環境で育ち自立していけるように、きめ細やかな支援を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	里親制度の紹介と周知 (こども家庭センター)	保護者がいないか、保護者がいても養育できない子どもを家庭的雰囲気の中で育てる制度。制度の周知を図る。	養育家庭体験発表会参加者数（人）	19	継続					

□子ども・子育て支援事業（第5章にて掲載）

- (15) 養育支援訪問事業
- (16) 子育て世帯訪問支援事業
- (17) 児童育成支援拠点事業
- (18) 親子関係形成支援事業

第3節 地域で子育て、子育てを支え、まちが笑顔であられる (基本的視点3)

目標5 地域社会が子育てを見守り支えている

5-1. 子どもが安心して学べる環境をつくります

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。

子どもは地域との多様な関わりの中で育つ存在であることから、子どもたちが地域との多様な関係性を持ち、自分らしく過ごせる多面的な環境を整備することで、すべての子どもが生きる力を育み、可能性や個性を伸ばせるように、安心して学べる環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備(指導室)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の仕組みと地域創生のための地域学校協働活動の仕組みを連携させた子どもたちの成長を支える環境づくりを行う。	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の実施		実施	継続	→			
2	学校図書館活動(指導室)	小中学校図書館に学校図書館補助員を配置し、図書の整理、貸し出し、検索照会サービス、読書指導などを行うことにより学校図書館活動の充実を図る。	貸出数(冊)	小学校	236,437	維持	→			
	同(図書館)			中学校	16,630	維持	→			
			学級文庫貸出団体数(団体)		127	維持	→			
			調べ学習貸出団体数(団体)		16	維持	→			
3	国際性を育む教育(指導室)	外国人英語指導員の配置による外国語教育、外国文化との交流、国際理解教育を行う。	実施時間数(1学級あたり概算)(時間)	小学校	18.35	維持	→			
				中学校	6	維持	→			
				特別支援学級	6	維持	→			
4	特別支援教育(指導室)	発達障がいがあり、集団生活に適應しにくい子どもが、在籍校や特別支援学級で適切な指導を受けることで、周りの子どもたちとの良好な関係が築けるよう支援する。	特別支援教育研修会実施回数(回)		5	維持	→			
			特別支援学級推進委員会実施回数(回)		8	維持	→			
5	子どもの学習支援事業(地域福祉課)	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯において、家庭状況等により支援が必要な子どもに対し、家庭訪問による学習支援を行う。	実施人数(人)		10	10	→			
6	市立公園等での花壇・菜園事業(環境政策課)	不登校児童・生徒が公園で花壇や菜園の維持管理に関わり、地域の方等との交流を通じて、心の居場所を創出するとともに、新たな興味関心を高めることを目指す。	不登校児童・生徒と地域の方等との交流イベントの実施		—	検討	実施	継続	→	

5-2. 子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります

子どもたちが生きる力を育んでいくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。

そのために、異年齢交流、子ども週間行事などを通じて、地域社会における学習と交流を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）						
				R5	R7	R8	R9	R10	R11		
1	異年齢交流 (保育課)	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の大人と交流できる場を設ける。	育児体験受入れ園数（園）	13	維持						
	乳幼児との交流事業ボランティア参加者数（人）		24	維持							
2	子どもが参加できる行事の促進 (児童青少年課)	子ども週間行事等を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、健全な遊びや学びの場を設け、子どもの創意工夫による地域活動を促進する。	子ども週間行事参加者数（人）	1,431	維持						
	同（各課）		子ども関連行事の後援・共催等（件）	—	維持						
3	各種催し物における、中高生ボランティアの受入 (児童青少年課)	子ども週間行事などで中高生ボランティアの受入を実施する。	子ども週間行事ボランティア受入者数（人）	55	維持						
4	地域諸団体への活動支援 (児童青少年課)	青少年健全育成地区委員会や子供会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。	補助金交付事業実施団体数（団体）	7	維持						

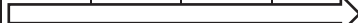
5-3. 子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるように、公共施設や遊び場、道路環境の整備に努めます。また、子どもにやさしいまちは、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるまちであるとの理念に基づき、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐための取組を進めていきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）						
				R5	R7	R8	R9	R10	R11		
1	ユニバーサルデザインのまちづくり (自立生活支援課)	ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことによって、誰もがゆたかに暮らし「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。	障がい特性の理解促進研修参加者数（人）	42							
	同（ごみ対策課）		路上喫煙マナーアップキャンペーン実施回数（回）	7	維持						
2	子どもにやさしい自然環境の整備 (環境政策課)	市民に身近なみどりである公園等や、国分寺崖線（はけ）のみどり、湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。	公園等や国分寺崖線（はけ）のみどりを活用した環境イベントの実施	実施	継続						
3	幹線道路の整備 (都市計画課)	すべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行う。	市内都市計画道路（幹線街路）整備率（％）	48.8	漸増						

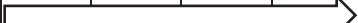
第4章 施策の展開

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
4	子どもが通る道の安全確保 (交通対策課)	子どもが安全に過ごせるよう、学区にとらわれず、通学路周辺の安全確保を行う。	市内小学校の通学路点検	9校	維持					
	同（保育課）	幼稚園、保育所等の散歩コースの点検を行う。	市内幼稚園、保育所等の散歩コース点検	実施	継続					
5	交通安全教育の推進 (交通対策課)	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止を図る。	交通ルールの広報の実施	2回	維持					
			自転車交通安全教育の実施	2回	維持					
	同（指導室）		全小中学校で交通安全教育を実施	実施	継続					
6	だれもが遊べる公園づくり (環境政策課)	だれもが居ていいと思える場所となるように、人や地域をつなげる役割を持つ理解のある地域人材との連携により、障がいのある方や外国ルーツの方の理解の増進を図り、インクルーシブデザインに配慮した遊具や菜園の活用を図る。	障がいのある方や外国ルーツの方の理解増進イベントの実施	—	検討	実施	継続			

5-4. 地域の緑と環境を守ります

子どもだけではなく、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるよう、環境意識の向上や3R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用）の推進を通じて、緑と環境を次世代に引き継いでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	環境問題の意識向上や環境学習 (環境政策課)	普及啓発事業として環境フォーラムや環境施設見学会等、さまざまな環境イベントを開催する。	環境イベントの実施	実施	継続					
2	発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた啓発事業 (ごみ対策課)	3R推進に向けた広報媒体の作成、出張講座などを行う。	小中学校、保育園等への出張講座の実施	実施	継続					

目標6 地域社会が子育てを見守り支えている

6-1. 地域の子育てネットワークを整備します

共働き世代の増加、核家族化、都市化などにより、地域社会意識も希薄化し、子どもを取り巻く環境は大きく変貌しました。一方、防犯や災害時の地域協力体制など、顔の見える地域づくりの重要性が見直されています。5-2で子どもも地域の一員として参加する取組を進めるとともに、地域の一員として尊重され、役割を果たすコミュニティを目指し、地域の子育てネットワークづくりに取り組み、安心して子育てができる、子どもが安心して過ごせる地域環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子育て支援ネットワーク (子育て支援課) <重点事業>	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、相互援助と情報発信を行う。	子育て・子育て支援ネットワーク協議会参加団体数(団体)	119	漸増					
2	子育てグループへの活動支援 (子ども家庭センター)	市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化を図りながら、活動への支援を行う。	支援した自主グループ数と参加者数(団体数/人)	2団体 155	維持					
3	ボランティアセミナー (生涯学習課)	国分寺市、小平市、小金井市と東京学芸大学が連携し地域や学校等で活躍するボランティアを養成する講座。ボランティア活動スタートへのサポート、スキルアップを目指す。	ボランティアを養成する講座の延べ参加者数(人)	575	維持					

6-2. 誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します

性別に関わらず誰もが個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。

家庭内において育児負担が一方に偏ることなく、相互に協力しながら子育てし、それを職場や地域社会が応援し、支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等の意識醸成を図り、働き方や家庭・地域での役割を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	人権尊重、男女平等やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発(企画政策課)	人権尊重と男女平等の意識づくり、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発を行う。	こがねいパレット参加者数(人)	21						45
			男女共同参画シンポジウム参加者数(人)	28						45
2	父親向け交流事業の推進 (子ども家庭センター)	子ども家庭センター親子あそびひろばや児童館の子育てひろばにおいて、父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の育児参加を促進する。	子ども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での父親交流事業の実施	実施	継続					
	同(児童青少年課)		児童館の子育てひろばでの父親交流事業の実施	実施	継続					

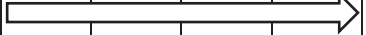
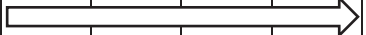
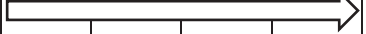
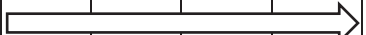
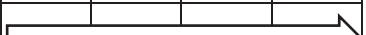
※上記の他に、第4章及び第5章掲載の多くの事業が関係しています。

第4章 施策の展開

6-3. 地域の公共施設の活用を進めます

子どもや子育て中の保護者だけではなく、誰もがゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現していくため、地域の公共施設の活用を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子育てに配慮した公共施設の改善 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子連れで外出しやすいよう公共施設の環境を整備する。市の施設については、おむつ替え、授乳スペースを設置する等、子育てに配慮する。	赤ちゃん休憩室事業の実施	実施	継続					
			移動式赤ちゃん休憩室貸出件数（件）	3	漸増					
2	小中学校のスポーツ開放 (生涯学習課)	地域住民のスポーツ、レクリエーションの場として、小中学校の体育施設を開放し、市民の健康増進を図る。	スポーツ開放校利用者数（人）	3,065	維持					
			一中クラブハウス利用者数（人）	7,605	維持					
			南中テニスコート夜間開放利用者数（人）	128	維持					

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の考え方

1 国における教育・保育提供区域の考え方

提供区域とは、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲です。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 小金井市における教育・保育提供区域の設定

（1）教育・保育提供区域

小金井市は、4 k m四方と入り組みが少ないコンパクトな地形であることが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。

なお、今後も施設整備にあたっては、既存施設との調和・全体とのバランスを図りつつ、利用者のニーズ・利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業それぞれの現状の提供体制及び利用状況のほか、(1)に記載のとおりコンパクトな地形であること、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となることを踏まえ、市内全域を1区域とします。事業実施にあたっては、現状の提供体制との調和・全体とのバランスを図りつつ、地域の状況や利用者のニーズ・利便性を考慮しながら実施していきます。

第3節 項番	地域子ども・子育て支援 18 事業	重点施策 (第4章)	提供区域
(1)	利用者支援事業（※地域子育て相談機関を含む）	3－1 ※（1）の一部は 3－2の施策	市内1区域
(2)	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）		
(3)	妊婦健康診査事業		
(4)	産後ケア事業		
(5)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	3－2	
(6)	地域子育て支援拠点事業		
(7)	病児保育事業		
(8)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）		
(9)	延長保育事業（時間外保育）	3－3	
(10)	放課後児童健全育成事業（学童保育）		
(11)	一時預かり事業（トワイライトステイを含む）		
(12)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
(14)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	3－4	
(15)	養育支援訪問事業	4－4	
(16)	子育て世帯訪問支援事業		
(17)	児童育成支援拠点事業		
(18)	親子関係形成支援事業		

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

（1）認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (教育認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

（2）教育・保育施設の分類について



(3) 計画期間の年齢別児童数の推計

小金井市では、市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針である基本構想を策定するにあたり、施策の方向性の前提となる「小金井市人口ビジョン」を令和3年に策定しました。ここでは令和3年の策定時推計と実績の乖離について補正を行い将来の人口を推計しています。

計画期間中の児童人口は、近年の出生数の減少から減少傾向にあるものと見込まれます。

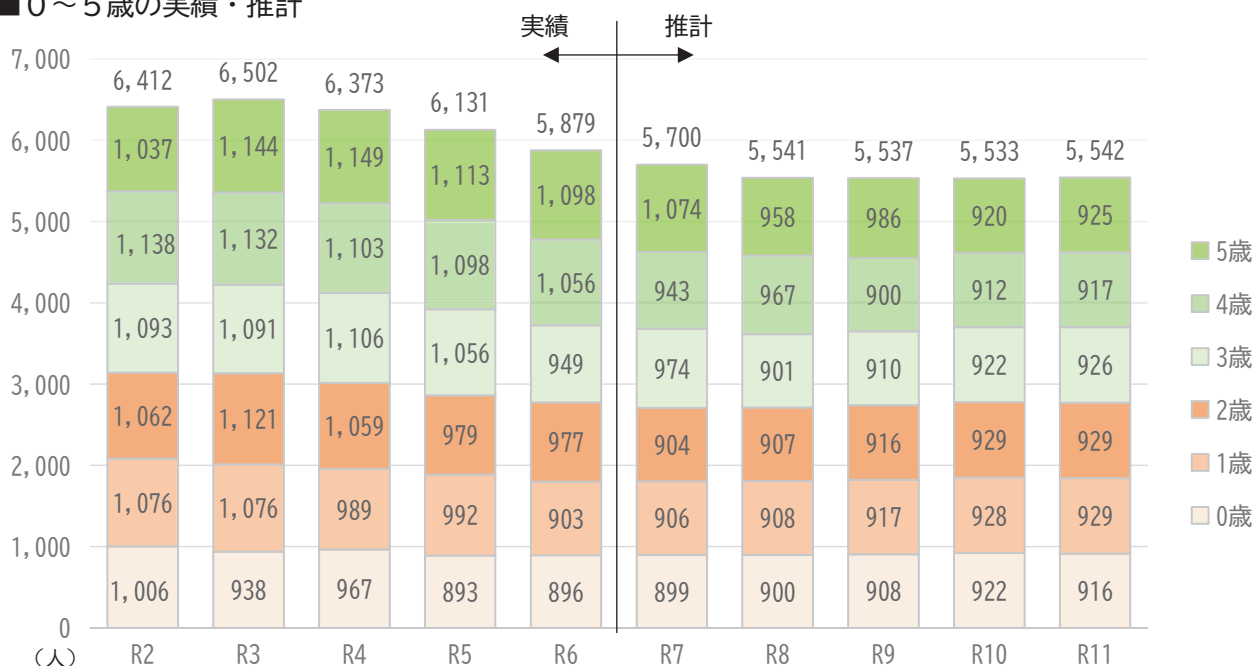
(単位：人)

	実 績					推 計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	1,006	938	967	893	896	899	900	908	922	916	2.2%
1歳	1,076	1,076	989	992	903	906	908	917	928	929	2.9%
2歳	1,062	1,121	1,059	979	977	904	907	916	929	929	-4.9%
3歳	1,093	1,091	1,106	1,056	949	974	901	910	922	926	-2.4%
4歳	1,138	1,132	1,103	1,098	1,056	943	967	900	912	917	-13.2%
5歳	1,037	1,144	1,149	1,113	1,098	1,074	958	986	920	925	-15.8%
6歳	1,040	1,085	1,158	1,156	1,114	1,106	1,081	967	997	925	-17.0%
7歳	1,041	1,058	1,110	1,170	1,166	1,128	1,119	1,096	982	1,006	-13.7%
8歳	987	1,038	1,067	1,113	1,168	1,165	1,126	1,122	1,099	981	-16.0%
9歳	983	1,004	1,055	1,070	1,127	1,184	1,180	1,142	1,138	1,111	-1.4%
10歳	976	999	1,008	1,056	1,091	1,132	1,190	1,188	1,150	1,143	4.8%
11歳	968	994	1,019	1,003	1,060	1,102	1,144	1,203	1,201	1,159	9.3%

	実 績					推 計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	1,006	938	967	893	896	899	900	908	922	916	2.2%
1-2歳	2,138	2,197	2,048	1,971	1,880	1,810	1,815	1,833	1,857	1,858	-1.2%
3-5歳	3,268	3,367	3,358	3,267	3,103	2,991	2,826	2,796	2,754	2,768	-10.8%
小計	6,412	6,502	6,373	6,131	5,879	5,700	5,541	5,537	5,533	5,542	-5.7%
6-8歳	3,068	3,181	3,335	3,439	3,448	3,399	3,326	3,185	3,078	2,912	-15.5%
9-11歳	2,927	2,997	3,082	3,129	3,278	3,418	3,514	3,533	3,489	3,413	4.1%
合計	12,407	12,680	12,790	12,699	12,605	12,517	12,381	12,255	12,100	11,867	-5.9%

(各年4月1日)

■ 0～5歳の実績・推計



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

（１）１号認定（満３歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
1 必要利用定員総数	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
幼児期の学校教育の利用希望が強い	75	70	69	67	67
上記以外	1,115	1,046	1,024	1,001	998
2 確保の内容	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
特定教育・保育施設	151	151	151	151	151
確認を受けない幼稚園	519	519	519	519	519
市外の幼稚園	520	446	423	398	395
過不足（２－１）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

■確保策推進等についての考え方

小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の定員数の合計は1,164人となっています。幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の一部は市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園・保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりを進め、円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応します。また、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えるとともに、既存の幼稚園に対する認定こども園制度に関する情報提供・周知に努めます。

さらに、幼稚園利用ニーズに対する更なる対応や、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要もあります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

(2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	1,800	1,709	1,702	1,685	1,702
2 確保の内容	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
特定教育・保育施設	2,226	2,226	2,226	2,226	2,226
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	47	47	47	47	47
過不足（2-1）	473	564	571	588	571

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

① 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	257	257	259	263	261
2 確保の内容	345	345	345	345	345
特定教育・保育施設	302	302	302	302	302
地域型保育事業	23	23	23	23	23
認可外保育施設	20	20	20	20	20
過不足（2-1）	88	88	86	82	84
保育利用率	38.4%	38.3%	38.0%	37.4%	37.7%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

② 3号認定（1歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	585	590	598	609	614
2 確保の内容	627	627	627	627	627
特定教育・保育施設	547	547	547	547	547
地域型保育事業	46	46	46	46	46
認可外保育施設	34	34	34	34	34
過不足（2-1）	42	37	29	18	13
保育利用率	69.2%	69.1%	68.4%	67.6%	67.5%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

③ 3号認定（2歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	659	664	674	687	690
2 確保の内容	702	702	702	702	702
特定教育・保育施設	625	625	625	625	625
地域型保育事業	40	40	40	40	40
認可外保育施設	37	37	37	37	37
過不足（2-1）	43	38	28	15	12
保育利用率	77.7%	77.4%	76.6%	75.8%	75.6%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

■確保策推進等についての考え方

令和5年度及び令和6年度に待機児童数ゼロを達成しました。共働き家庭等の増加に加え、幼児教育・保育の無償化の開始によって、今後も引き続き一定の保育ニーズがあるものと見込まれるため、引き続き保育ニーズの動向を注視してまいります。

保育定員の確保数については、定員に空きが生じている年齢もあり、新規開設は行わず、今後、各年齢の定員数に対し柔軟に対応できるよう計画数を見込みます。

3 幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。また、より一層、質の向上を図るためには、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要であると同時に、幼稚園教諭、保育士の処遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が重要です。

小金井市では、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、令和3年3月「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定し、保育の質のガイドラインと今後の保育施策の方向性が示されました。

(1) 保育の質の維持・向上

すべての子どもが健やかに成長できるよう、「小金井市すこやか保育ビジョン」に基づき、保育士の資質の向上に向けた研修の実施・充実のほか、保育の質のガイドラインの活用や第三者評価受審の促進などを図ることで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

(2) 保育士の確保及び処遇の改善

保育の質の維持・向上や待機児童の解消のためには、保育士の確保が優先課題ですが、保育士の有効求人倍率は、東京都においては特段に高く、保育所における保育士確保が非常に厳しい環境となっています。

小金井市として、国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策を最大限、活用を図るほか、東京都社会福祉協議会等が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。また市においても、各施設に対する保育士確保策の支援の充実を検討していきます。

(3) 幼保小の更なる連携

子どもの成長は、家庭から幼稚園・認定こども園・保育所、小学校へと続いていきます。

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。小金井市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、幼保小の更なる連携を推進していきます。

(4) 外国につながる子どもへの支援

小金井市においても、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもが増えることが想定されます。

外国につながる子どもが幼児教育・保育等を円滑に利用できるよう、利用に関する情報アクセスの向上や施設に対する支援について検討していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では18の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【基本型】

子どもとその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

基本型には、実施日数などの要件により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3つの実施形態があります。

〔対象者〕 妊産婦及び18歳未満の子どもと子育て家庭

【特定型】

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

〔対象者〕 妊産婦及び未就学児童と子育て家庭

【こども家庭センター型】

こども家庭センターとは、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、従来の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことを目的として設置されることが市町村の努力義務とされた機関です。

母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として運営することにより、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行います。

〔対象者〕 妊産婦及び18歳未満の子どもと子育て家庭

【妊婦等包括相談支援事業型】

妊産婦・その配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ等、妊婦のための支援給付事業と効果的に組み合わせ、伴走型相談支援を行う事業です。

〔対象者〕 妊産婦とその配偶者等

第5章 子ども・子育て支援事業計画

○地域子育て相談機関

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、地域子育て相談機関の整備が市町村の努力義務とされました。

地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ必要な助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行います。

〔対象者〕 妊産婦及び18歳未満の子どもとその家庭

■確保の内容 【基本型・特定型・こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【基本型Ⅰ～Ⅲ】 実施か所数（か所）	5	5	5	6	6
【特定型】 実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
【こども家庭センター型】 実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
○地域子育て相談機関 実施か所数（か所）	5	5	5	6	6

■量の見込みと確保の内容【妊婦等包括相談支援事業型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	2,214	2,217	2,235	2,271	2,256
確保の内容（回）	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
実施体制：市保健師等 実施機関：こども家庭センター					

■確保策推進等についての考え方

【基本型Ⅰ～Ⅲ（地域子育て相談機関を含む）】

小金井市においては、令和6年9月、こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」を、市内で1か所目の地域子育て相談機関として指定し、相談事業を開始しました。事業の開始にあたり、利用者支援事業基本型Ⅰによる事業補助を活用し、専任の地域子育て利用者支援専門員を配置しています。

今後、全ての妊産婦、子どもと子育て世帯が、気軽に相談できる身近な相談機関として、市内の地域子育て支援拠点や子育て支援を行う施設・事業所において、利用者支援事業の枠組みによる補助を活用した地域子育て相談機関の整備を検討し、地域で安心して子育てができる環境整備を進めていきます。

【特定型】

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施をしています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子どもと子育て家庭からの相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応を行う相談支援体制を構築します。併せて、特定妊婦や産後うつ等、特に支援が必要な方への対応や、地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

【妊婦等包括相談支援事業型】

妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援の充実のため、妊婦のための支援給付事業と組み合わせながら、切れ目ない支援の推進を図っていきます。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【対象年齢】 0歳

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	989	990	999	1,014	1,008
確保の内容(人)	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014
実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）					

■確保策推進等についての考え方

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【対象者】 妊婦

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	905	906	914	928	922
確保の内容（人）	928	928	928	928	928
実施場所：都内契約医療機関 （都外医療機関等で受診の場合は現金給付） 検査項目：計14回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診					

■確保策推進等についての考え方

妊娠届出書の提出時、妊婦の健康の保持増進を図るために、妊婦健康診査等の受診票等を配布しております。全ての妊婦が安心して出産・育児を迎えられるように、医学的検査及び医療機関での保健指導等が受けられる体制の整備を図ります。

(4) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保をし、もって子育て支援の充実を図ることを目的に実施する事業です。医療従事者が直接母のケアや育児相談等により、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

【対象者】

【産後ケア】乳児とその母で、産後ケアを必要とする方

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,143	1,143	1,154	1,172	1,164
確保の内容（人）	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
実施体制：委託で実施 実施場所：医療機関（病院）、助産院、利用者自宅（アウトリーチ）					

■確保策推進等についての考え方

利用者アンケートでの利用者の満足度が高い事業で、事業開始以降拡充を図ってきました。現在は、市内及び近隣の2機関で実施し、デイサービス型のほかに宿泊型も行っています。使いたい方が使いたい時に使えるよう、量や利便性等を考慮した環境整備が必要です。今後、アウトリーチ（訪問）型の導入や、新たな実施機関の確保による、提供体制の充実を進めていきます。

- (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）※トワイライトステイは一時預かり事業に含む
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

【対象児童】 未就学児童・就学児童

【単位】 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人／年）	604	587	587	587	588
確保の内容（人／年）	730	730	730	730	730

■確保策推進等についての考え方

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっており、事業を継続して実施していきます。0歳～1歳児の預かりや、地域での預かりのニーズに対応するため、里親ショートステイなどの実施の可能性についても研究していきます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業です。

【対象年齢】 未就学児童及びその保護者

【単位】 延べ利用者数（月間）人／月

■量の見込みと確保の内容

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人／月）			5,188	5,199	5,249	5,322	5,312
確保の内容	確保の内容	（人／月）	3,350	3,350	3,350	5,143	5,143
		（か所）	5	5	5	6	6
	児童館の子育てひろば事業	（人／月）	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719
		（か所）	4	4	4	4	4
	こども家庭センターの親子遊びひろば事業	（人／月）	1,631	1,631	1,631	3,424	3,424
		（か所）	1	1	1	2	2

■確保策推進等についての考え方

現在、国の法定事業として、児童館4館での子育てひろばと、こども家庭センターでの親子遊びひろばにより事業を実施しています。現在の量の見込みは現在の提供体制を上回っています。

また、法定事業以外の独自の取組として、学童保育所で市の独自事業として実施しているひろば事業や、市内の各認可保育園においても子育て中の親子の交流や育児相談等を実施しています。

今後は、こども家庭センター親子あそびひろばは、（仮称）新福祉会館への移設を予定しており、市の中心部への移設による利用者の増が見込まれます。また移設後にも、移設前のこども家庭センター親子あそびひろばの、児童福祉法に定められた地域子育て相談機関としての役割を維持するとともに

第5章 子ども・子育て支援事業計画

提供数の確保に加え、地域利用者やボランティア等のつながりも保つことが可能な貫井北地域におけるひろば機能の維持の方策についても検討していきます。

市内各所において、地域の子育て支援の拠点となるひろば事業を維持・充実することにより、保護者が子どもを連れて容易に利用できる地域の居場所作りを促進し、地域に根差した子育て基盤の整備を図っていきます。

(7) 病児保育事業

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

〔対象児童〕 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	3,209	3,120	3,117	3,115	3,120
確保の内容（人日/年）	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018

■確保策推進等についての考え方

現在、保育所等に入所している児童を対象に、病児・病後児保育室2施設、認可保育所における体調不良児対応型1施設が事業を実施しています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、回答者の41.5%が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答しており、一定のニーズがあることを把握しています。

今後は、各施設の運営状況及び地理的な状況を踏まえつつ、施設の増設について検討します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔対象児童〕 就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	1,460	1,446	1,402	1,362	1,300
【低学年】量の見込み	1,115	1,091	1,045	1,010	955
【高学年】量の見込み	345	355	357	352	345
確保の内容（人日/年）	1,460	1,446	1,402	1,362	1,300

■確保策推進等についての考え方

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。より多くの協力会員を確保していくため、引き続き、様々な広報活動を通じた会員募集や、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。共働き家庭の増加などによる多様なニーズにも対応して行くため、今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進め、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。また、病児・病後児預かり（病児・緊急対応強化事業）の導入などの検討も行っていきます。

(9) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔対象児童〕 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045
確保の内容（人）	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045

■確保策推進等についての考え方

認可保育所全園で延長保育を実施しており、在園児童が認定されている保育時間を超えた保育を希望する場合のニーズに対応しています。保育標準時間認定では、11時間を超えて利用する場合に延長保育となり、保育短時間認定では、8時間を超えて利用する場合に延長保育となります。延長終了時間は、市立保育所は19時まで、私立保育所は各園により19時から20時30分の間で時間が異なります。今後も既存の保育施設において継続的な実施体制の維持を図ります。

(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

子どもたちの健やかな成長を図るため、放課後等の安全安心な居場所や生活の場を提供する事業です。

① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

当該事業は児童福祉法では小学校に就学している児童を対象として定められていますが小金井市は、小金井市学童保育所条例において、小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までを対象とする経過措置を設けており、当該計画期間においては対象児童の学年を据え置いた対応を行います。

〔対象児童〕 就学児童のうち、小学校1年生～3年生（障がいのある児童は小学校4年生まで）

② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施しています。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

〔対象児童〕 就学児童

■量の見込みと確保の内容

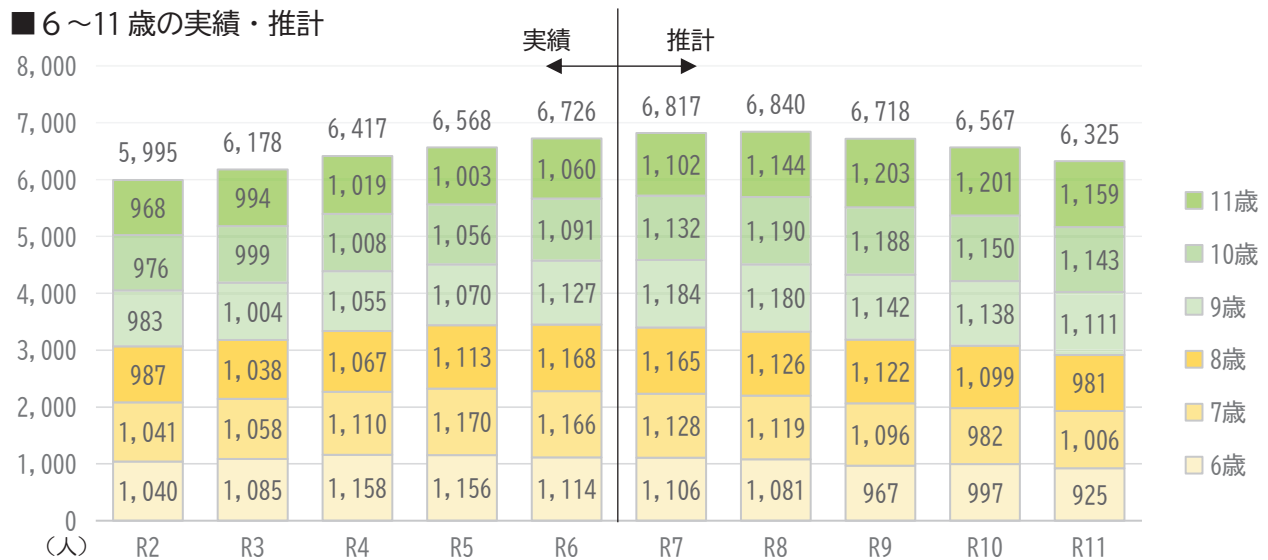
<計画期間の学齢期児童数の推計（再掲第2節1（3））>

	実 績					推 計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
6 歳	1,040	1,085	1,158	1,156	1,114	1,106	1,081	967	997	925	-17.0%
7 歳	1,041	1,058	1,110	1,170	1,166	1,128	1,119	1,096	982	1,006	-13.7%
8 歳	987	1,038	1,067	1,113	1,168	1,165	1,126	1,122	1,099	981	-16.0%
9 歳	983	1,004	1,055	1,070	1,127	1,184	1,180	1,142	1,138	1,111	-1.4%
10 歳	976	999	1,008	1,056	1,091	1,132	1,190	1,188	1,150	1,143	4.8%
11 歳	968	994	1,019	1,003	1,060	1,102	1,144	1,203	1,201	1,159	9.3%

	実 績					推 計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
6-8歳	3,068	3,181	3,335	3,439	3,448	3,399	3,326	3,185	3,078	2,912	-15.5%
9-11歳	2,927	2,997	3,082	3,129	3,278	3,418	3,514	3,533	3,489	3,413	4.1%
合計	5,995	6,178	6,417	6,568	6,726	6,817	6,840	6,718	6,567	6,325	-6.0%

(各年4月1日)

■6～11歳の実績・推計



■放課後児童健全育成事業（学童保育）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,827	1,924	1,998	2,097	2,161
	1年生	600	640	625	704	713
	2年生	543	588	629	616	689
	3年生	515	486	529	566	552
	4年生	34	40	39	39	38
	5年生	65	66	66	63	63
	6年生	70	104	110	109	106
	【低学年】計	1,658	1,714	1,783	1,886	1,954
	【高学年】計	169	210	215	211	207
平均利用人数 予測（人）※	低学年	1,326	1,371	1,426	1,509	1,563
	高学年	135	168	172	169	166
確 保 の 内 容 （人）	低学年	1,240	1,320	1,400	1,480	1,560
	高学年	0	0	0	0	0

※ 量の見込みに過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合80%を乗じた人数

■放課後子ども教室

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	開催回数（回）	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600

※天候や暑さ指数などで中止を考慮した場合

■確保策推進等についての考え方

① 放課後児童健全育成事業

現在、多くの学童保育所が定員の超過状態にあり、更なる受入れ体制の充実が、引き続き課題となっています。小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までの低学年児童のみを受入れている現状においても、既に定員超過状態にある一方、計画期間中において低学年の量の見込みは約2割増加する見込みです。

定員確保については、保育がより必要な学齢である低学年児童の受入れを最優先として行い、高学年児童の放課後の居場所等の確保については、放課後子ども教室事業や児童館事業等を活用する他、子どもの放課後の過ごし方の課題として検討していきます。

今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、民間活力や公共施設の活用等、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めます。

特に、運営にあたっては、サービスの向上を目的とした開所時間のさらなる延長並びに障がいのある児童の受入学年の拡大等、放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等についても、市民ニーズ等を踏まえ、検討します。

② 放課後子ども教室事業

放課後子どもプラン運営委員会、小学校ごとのコーディネーター、放課後子どもプラン協議会及び学習アドバイザー等の地域住民の方々の協力等も得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開校日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を行っています。今後、学校以外の場所での開催も視野に入れていきます。また、特別な配慮を要する児童への対応には、スタッフを増やすなどの必要な措置を行います。

③ 両事業の連携について

小金井市では、令和元年度までに全小学校区（校内交流型6校、連携型3校）で放課後子どもプラン協議会を設置しています。

協議会では、共通プログラムと学校施設の活用に関すること、及び放課後の子どもの居場所に関する情報共有について協議し、放課後子ども教室共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討します。合わせて、連携型で共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業担当者の連絡、情報交換を密にします。

また、放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。

教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします。

(11) 一時預かり事業（トワイライトステイを含む）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

〔対象児童〕 ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

〔単位〕 延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園等における一時預かり

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計（人日／年）	23,002	21,734	21,503	21,179	21,287
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	4,379	4,138	4,094	4,032	4,053
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	18,623	17,596	17,409	17,147	17,234
確保の内容（人日／年）	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869

■確保策推進等についての考え方

市内幼稚園等6園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定（保育の必要性あり）が見込まれる児童の幼稚園（幼児期の学校教育）希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

②保育園等における一時預かり

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日／年）	13,796	13,446	13,437	13,428	13,449
確保の内容（人日／年）	13,631	13,521	13,518	13,515	13,522
保育園の一時預かり（在園児対象型以外）	8,482	8,482	8,482	8,482	8,482
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	3,939	3,829	3,826	3,823	3,830
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210

■確保策推進等についての考え方

現在、認可保育所11園、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。特に私立の認可保育所においては、新規開設や既存施設の改修にあわせて、東京都が実施する独自の一時預かり事業（余裕活用型など）も実施しています。

他方で、近年の待機児童の解消に伴い、定期利用型については利用者数が減少してきています。

各家庭が一時預かり事業を必要とする事由は多様なことから、それらのニーズに対応できるよう、

一定の提供体制を維持していくことが必要です。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、令和6年9月から市内保育施設において事業を開始しました。衛生・安全面に配慮しつつ事業を実施していきます。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【対象児童】 保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども

【単位】 延べ利用者数（年間）人日／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計（人日／年）	－	12,672	12,672	12,672	12,672
確保の内容（人日／年）	－	12,672	12,672	12,672	12,672

■確保策推進等についての考え方

満3歳未満の未就園児の利用希望が一定程度見込まれることから、令和8年度からの本格実施に向け、利用ニーズを見極めながら、提供体制を整備していくことが必要です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保策推進等についての考え方

令和5年度から「小金井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を開始し、認可保育所等以外の多様な集団活動を用いた保育等を提供する施設の利用者に対して利用料の補助を行っています。今後も国や都の動向を踏まえ、必要な事業について検討を行います。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

各施設において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に関する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ① 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の利用世帯を対象に、食事の提供に関する費用のうち副食費について費用を助成する。
- ② 特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯を対象に、日用品、文房具等の購入に要する費用を助成する。

〔対象児童〕 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	実施	実施	実施	実施	実施

■確保策推進等についての考え方

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて、対象者に対して助成します。

(15) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門相談支援員がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

〔対象者〕 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等

〔単位〕 延べ利用者数（年間）人

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	42	42	42	42	42
確保の内容（人）	42	42	42	42	42
	実施体制：こども家庭センターケースワーカー及び専門相談支援員の派遣により実施 実施機関：こども家庭センター				

■確保策推進等についての考え方

乳児家庭全戸訪問事業や関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される、養育支援が特に必要な家庭に対して、こども家庭センターがその必要性等を判断し、こども家庭センターケースワーカー又は専門相談支援員を派遣しています。令和6年度から、家事育児への援助は、子育て世帯訪問支援事業へと移管されたため、本事業では相談支援を継続します。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援の質が保たれるよう、こども家庭セン

ターのケースワーカー及び専門相談支援員へのアドバイザー事業によるケース検討会（年6回）を継続し、ケース対応力の強化を図っていきます。

（注）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

（児童福祉法第6条の3の規定より）

（16）子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

〔対象年齢〕 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等

〔単位〕 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	365	365	365	365	365
確保の内容（人）	365	365	365	365	365
実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（4事業所）					

■確保策推進等についての考え方

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、養育支援訪問事業が保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直され、同事業において行われてきた家事・養育に係る援助や子育てに関する情報の提供その他必要な支援については、「子育て世帯訪問支援事業」として新設されました。

小金井市では、従来の養育支援訪問事業における家事・養育支援等は、市内の事業所への委託により実施してきました。法改正に伴い、家事・養育支援等を本事業へ引き継ぎ、令和6年4月1日以降も継続して事業を実施していきます。また、委託事業所への研修や連絡会の継続により、訪問支援員の質の充実に努めます。

(17) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【対象年齢】 0～17歳 ※地域の状況に応じて対象年齢を限定することも可能

【単位】 延べ利用者数（年間）人／年

■確保策推進等についての考え方

本事業については、包括的な支援を実施する機能を有するものであり、今後、対象年齢や実施場所等、実施に向けた体制の整備について検討を行っていきます。

(18) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【対象年齢】 支援が必要と認められる児童及びその保護者等

【単位】 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	78	79	79	79	79
確保の内容(人)	80	80	80	80	80
実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：親子あそびひろば運営事業者					

■確保策推進等についての考え方

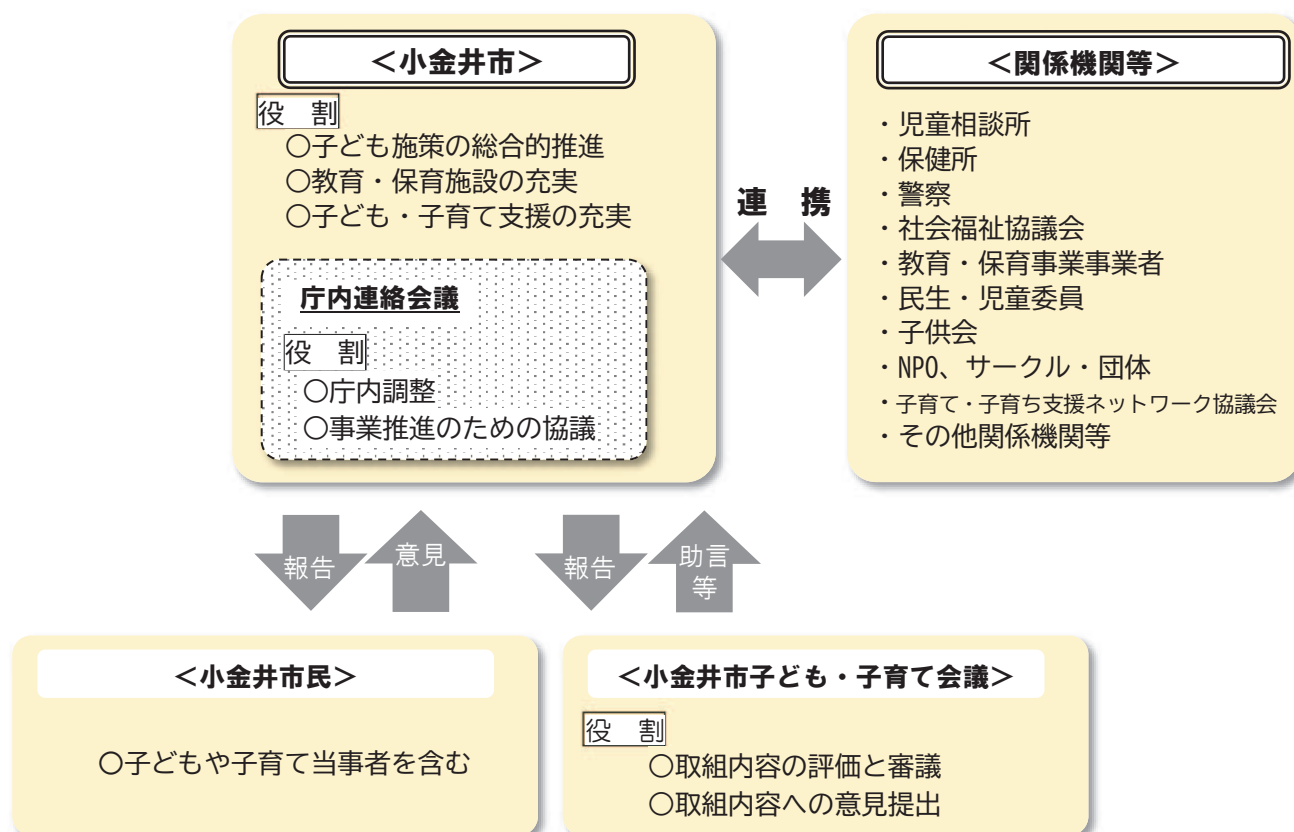
年間を通して様々なイベントやグループワークが行われ、地域の親子の集いの場として親しまれている、親子遊びひろば「ゆりかご」において、新たな委託事業として実施します。親子遊びひろばスタッフや、こども家庭センター保健師及び子ども家庭相談支援員が、事業の中で把握した、親子関係形成に支援が必要と思われる親子に利用の勧奨を行い、適切な親子関係の構築を支援します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

小金井市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関等との連携を図りつつ、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

のびゆくこどもプラン 小金井 推進体制図

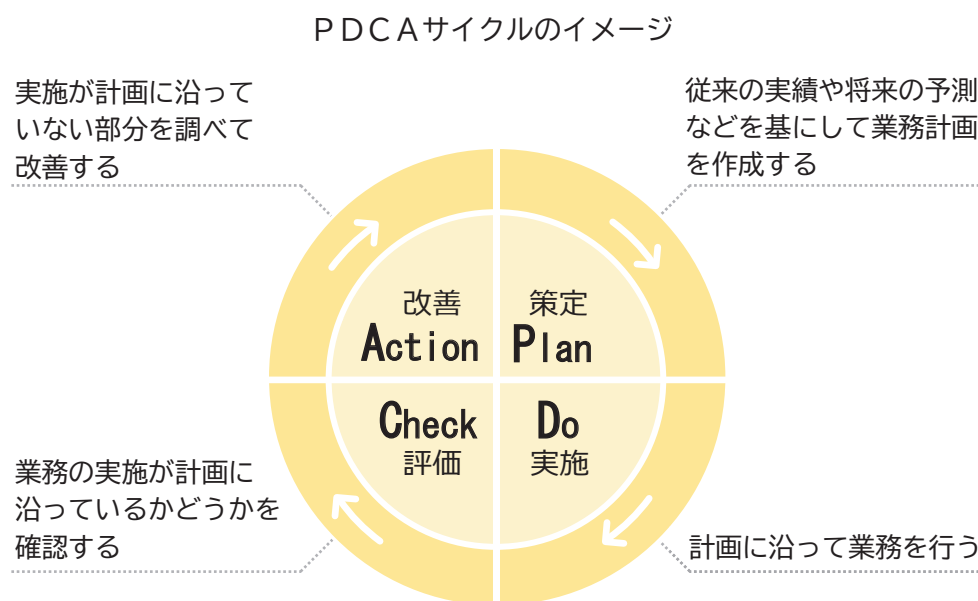


2 計画の達成状況の点検・評価

PDCA サイクルに基づき、事業の取組と成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、各事業について毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、小金井市子ども・子育て会議において第4章の重点事業及び第5章の子ども・子育て支援事業を中心に協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、こども基本法第11条に基づき、子ども施策の対象となる子どもや子育て当事者の意見を反映させるよう必要な措置を講じます。

計画期間終期には、計画全体及び基本目標について、成果指標に基づく点検・評価を行います。



- 「のびゆくこどもプラン 小金井」は、小金井市子ども・子育て会議の知見を活用し、毎年度点検・評価・公表を行います。
- 計画の実施や評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもや子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるよう必要な措置を講じます。
- 計画期間中においても、計画と実績との乖離が大きいなど計画の見直しの必要がある場合は、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。
- 計画期間終期には、ニーズ調査結果等を活用し、成果指標に基づく点検・評価を行います。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会を捉えて市民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

資料4 のびゆくこどもプラン 小金井（案）について（報告）

資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について

資料6 小金井市子どもの権利に関する条例

資料7 子育て・子育てカレンダー

資料8 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容の算出方法

資料9 関係事業一覧（小金井市子どもの権利に関する条例、子どもの貧困対策、及び子ども・若者育成支援）

資料10 用語解説

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 5人以内
 - (2) 教育又は子ども・子育て支援に関する機関又は組織に属する者 6人以内
 - (3) 学識経験者 4人以内
- 2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、当該委員のうちに、子どもの保護者である者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項の調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(子ども・子育て会議の委員)

2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき小金井市が設置する次世代育成支援対策地域協議会の委員に委嘱されている者は、子ども・子育て会議の委員とみなす。

(委員の任期に関する特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉委員	月額	11,000円
--------	----	---------

」を

「

社会福祉委員	月額	11,000円
子ども・子育て会議	会長	日額
	委員	日額
		11,000円
		10,000円

」に改める。

資料2 小金井市子ども・子育て会議名簿

令和7年3月現在

選任区分	推薦母体等	氏名	任期
学識経験者	東京学芸大学	カネコ ヨシヒロ 金子 嘉宏	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	東京学芸大学	バンバ イクコ 萬羽 郁子	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	早稲田大学名誉教授	キタ アキト 喜多 明人	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	東京都多摩府中保健所	フカイ ソノコ 深井 園子	令和5年9月1日 ～ 令和6年3月31日
		ヤスオカ ケイコ 安岡 圭子	令和6年5月1日 ～ 令和7年8月31日
教育、子ども・子育て支援機関等	民間保育園長会	ワタナベ リエ 渡邊 利恵	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	幼稚園協会	ムラタ ユミ 村田 由美	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	市立小中学校長会	ダンバラ ノブカズ 檀原 延和	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	民生委員児童委員協議会	コミネ ユウコ 小峰 優子	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	学童保育連絡協議会	ムネカタ タクミ 宗片 匠	令和5年9月1日 ～ 令和6年3月31日
		ゴトウ リツコ 後藤 律子	令和6年4月1日 ～ 令和7年8月31日
	小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会	スイツ ユキ 水津 由紀	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
公募委員	市 民	ナガイワ ソウジュ 長岩 蒼樹	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	市 民	カメヤマ クミコ 亀山久美子	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	児童の保護者	タケウチ ケイコ 竹内 敬子	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	保育施設利用児童の保護者	フクイ カナコ 福井可奈子	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日
	幼稚園利用児童の保護者	シミズ ケイジュ 清水 圭樹	令和5年9月1日 ～ 令和7年8月31日

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

年月日	実施内容・検討事項等
令和5年9月22日	第1回小金井市子ども・子育て会議 ・会長、職務代理の選出 ・子ども・子育て会議所掌事務及び次期計画策定スケジュール ・部会設置について ・令和6年4月に向けた認可保育園等の定員変更について ・民設民営学童保育所設置事業者の募集状況について（口頭報告）
令和5年11月29日	第2回小金井市子ども・子育て会議 ・のびゆくこどもプラン 小金井に係る事業について ア 子どもの遊び場等整備事業、イ （仮称）中学生サミット ・子ども・子育て会議における部会設置について ・次期計画策定に係るニーズ調査
令和5年12月16日	小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会の実施 ・中学生による議論及び意見発表
令和5年12月26日～ 令和6年1月25日	ニーズ調査（郵送及びWEB）の実施 ・対象者：就学前児童の保護者 小学生児童の保護者（小学生児童の本人を含む） 中学生・高校生年代の保護者 中学生・高校生年代の本人 ひとり親家庭の保護者
令和6年3月18日	第3回小金井市子ども・子育て会議 ・子どもの権利部会委員指名（報告） ・民設民営学童保育所の状況について ・こども家庭センターの開設について ・トワイライトステイ事業について ・次期計画策定に係るニーズ調査
令和6年4月15日	第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・小金井市子どもの権利条例及び子どもオンブズパーソンについて ・子どもオンブズパーソンに係る成果指標について
令和6年5月27日	第4回小金井市子ども・子育て会議 ・次期子ども・子育て支援事業計画について ・こどもの意見聴取について ・子どもオンブズパーソンについて ・子どもの権利部会について ・放課後児童育成事業の入所児童数等について
令和6年6月8日～ 令和6年6月9日	キッズカーニバル KOGANEI の開催 ・未就学児童～小学生児童からの意見聴取
令和6年6月19日	第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・子どもオンブズパーソンに係る成果指標について ・小金井市における子どもの意見表明に係る取組について
令和6年6月28日	第5回小金井市子ども・子育て会議 ・次期子ども・子育て支援事業計画について ・こどもの意見聴取について

年月日	実施内容・検討事項等
	・地域子育て相談機関の設置について ・子どもの権利部会について
令和6年7月10日	第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・子どもオンブズパーソンに係る指標及び子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて
令和6年7月20日	U30こがねい会議室の実施 ・15歳から29歳による議論及び意見発表
令和6年7月24日	第6回小金井市子ども・子育て会議 ・現行「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価 ・令和5年度子どもオンブズパーソン活動報告会について ・次期計画策定について
令和6年8月20日	第7回小金井市子ども・子育て会議 ・現行「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価 ・令和5年度子どもオンブズパーソン活動報告会について ・次期計画策定について
令和6年9月25日	第8回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和6年10月21日	第9回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和6年11月18日	第10回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和6年12月11日	第11回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	次期計画素案パブリックコメントの実施
令和7年3月10日	第12回小金井市子ども・子育て会議 ・病児・病後児保育事業 ・学童保育所入退所管理システム導入事業 ・親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング） ・産後ケア事業（拡充） ・低所得妊婦初回産科受診料助成事業 ・妊婦のための支援給付事業 ・「のびゆくこどもプラン 小金井」案 ・令和7年度子どもの権利部会における審議について ・利用定員の設定
令和7年3月10日～ 令和7年3月12日	小金井市子ども・子育て会議委員による次期計画案の最終確認
令和7年3月14日	小金井市子ども・子育て会議「のびゆくこどもプラン 小金井（案）」について（報告）」（※資料4参照）

資料4 「のびゆくこどもプラン 小金井（案）」について（報告）

（写）

令和7年3月14日

小金井市長 白 井 亨 様

小金井市子ども・子育て会議
会長 金 子 嘉 宏

のびゆくこどもプラン 小金井（案）について（報告）

本会議は、のびゆくこどもプラン 小金井の次期計画について、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 審議結果

のびゆくこどもプラン 小金井の次期計画（案）は別紙のとおりである。
（※別紙の添付省略）

2 特記事項

次期計画（案）に関連し、以下の意見を特記する。

次期計画（案）の策定に当たっては、子どもたちからも広く意見を聴取するために、市民提言制度（パブリックコメント）の実施時に、子ども・若者版及び子ども・若者版（ふりがなつき）を作成した。また、本会議での意見を踏まえ、市立小・中学校の協力の下、保護者宛メール配信を活用して広報した。

次期計画（案）にも含まれる子どもの権利の推進においても、子どもが意見を表す機会が大切にされること、考えや意見が尊重されることなどの意見を表す権利が重要であり、引き続き、子どもたちを含む多くの方々からの意見を聴取する方法について検討を続けながら、子ども主体の計画策定・実施を進めていただきたい。

資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について

(写)

令和6年10月21日

小金井市子ども・子育て会議
会長 金子 嘉宏 様

小金井市子ども・子育て会議
子どもの権利部会 部会長 水津 由紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」における施策の方向性1－1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況や子どもの意見表明権を確保する仕組みについて、子どもの権利の視点から検討を行うことを目的に設置され、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 子どもの権利部会における審議項目

- (1) 「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況について
 - ア 「のびゆくこどもプラン 小金井」における参考指標を設定する。
 - イ 子どもオンブズパーソン活動に関するモニタリング評価のあり方を検討する。
- (2) 子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて検討する。

2 審議結果

全3回部会を開催し、部会における審議項目について審議した結果、次のとおり取りまとめた。

- (1) 「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況について
 - ア 「のびゆくこどもプラン 小金井」における参考指標
子どもオンブズパーソンの認知度（％）

（補足）

子どもオンブズパーソンという名前だけでなく、その設置目的や活動内容について認知してもらうことが大切であり、学校現場や地域の大人に対しても認知を広げる努力をすること。

イ 子どもオンブズパーソン活動に関するモニタリング評価

自己評価を原則とする。活動内容については、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第13条の規定に基づき、毎年度市長に報告するとともに、活動報告会において市民に公表する。また、子ども・子育て会議においても報告の場を設けることとする。

（補足）

独立性を持った機関であることから、自己評価を原則とするが、その結果について意見を求め、フィードバックする仕組みができると良い。

また、こども基本法では、子ども施策の策定・実施だけでなく、評価に対しても子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないこととされていることを踏まえ、子どもからの評価を実施できるような仕組みについての検討も必要である。

- (2) 子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて

- ア 子どもが意見をいうだけで終わるのではなく、自分の意見をもって議論し、議論したことが実現までつながるような仕組み（市長に意見提言権をもつ子ども会議の新設など。）が必要。また、合わせて議論を支援する人材（アドボケイト（意見表明支援員））の養成も必要。
- イ 積極的に意見が言いづらい人や施設に入所している子ども、障がいや外国にルーツがある子どもなどの意見を聞くための仕組みについても検討していくことが必要。

3 その他全体的な提言

子どもの権利が活かされる社会環境を実現していくためには、子ども自身だけでなく、教職員や保護者をはじめとした大人たちが、子どもの権利について理解することが必要であることから、大人に対する啓発も強化していく必要があります。

また、こども基本法では、子ども施策の策定・実施だけでなく、評価に対しても子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないこととされていることから、その方法について引き続き検討を進めていく必要があります。

資料6 小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといういろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるようになり成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くようになり成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切になるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人
(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

- 2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。
- 3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることが、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

- 2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。
- 4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかれ、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

（自分らしく生きる権利）

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

（ゆたかに育つ権利）

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

（意見を表明する権利）

第10条 子どもは、自分と関係が深いことについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

（支援を受ける権利）

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

（家庭での子どもの権利の保障）

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることにに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

（育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障）

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せる

よう、適切な支援^{しえん}を特に行わなければなりません。

- 3 育ち学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、その施設^{しせつ}で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、子どもに対して、虐待^{ぎゃくたい}や体罰^{たいばつ}など、子どもの権利^{けんり}を侵^{おか}すような行為^{こうゐ}を行ってはなりません。
- 5 育ち学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設^{しせつ}での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱^{あつか}わなければなりません。
- 7 育ち学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互^{たが}いに連絡^{れんらく}し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

（地域での子どもの権利の保障）

- 第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。
- 2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境^{かんきよう}を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
 - 3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。
 - 4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設^{しせつ}の関係者、関係機関および関係団体と互^{たが}いに連絡^{れんらく}し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。
- 2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設^{しせつ}や子どもが利用する施設^{しせつ}などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。
 - 3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利^{しんが}の侵害^{がい}に関する相談と救済

- 第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利^{しんが}の侵害^{がい}について相談し、または権利^{しんが}の侵害^{がい}から救われるよう求めることができます。
- 2 市は、子どもの権利^{しんが}の侵害^{がい}に関する相談について速やかに対応します。
 - 3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置^{そち}をとります。その際には、関係機関や関係団体と互^{たが}いに連絡^{れんらく}し協力し合います。

第6章 雑則

- 第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項^{じこう}は、市長および教育委員会等が定めます。

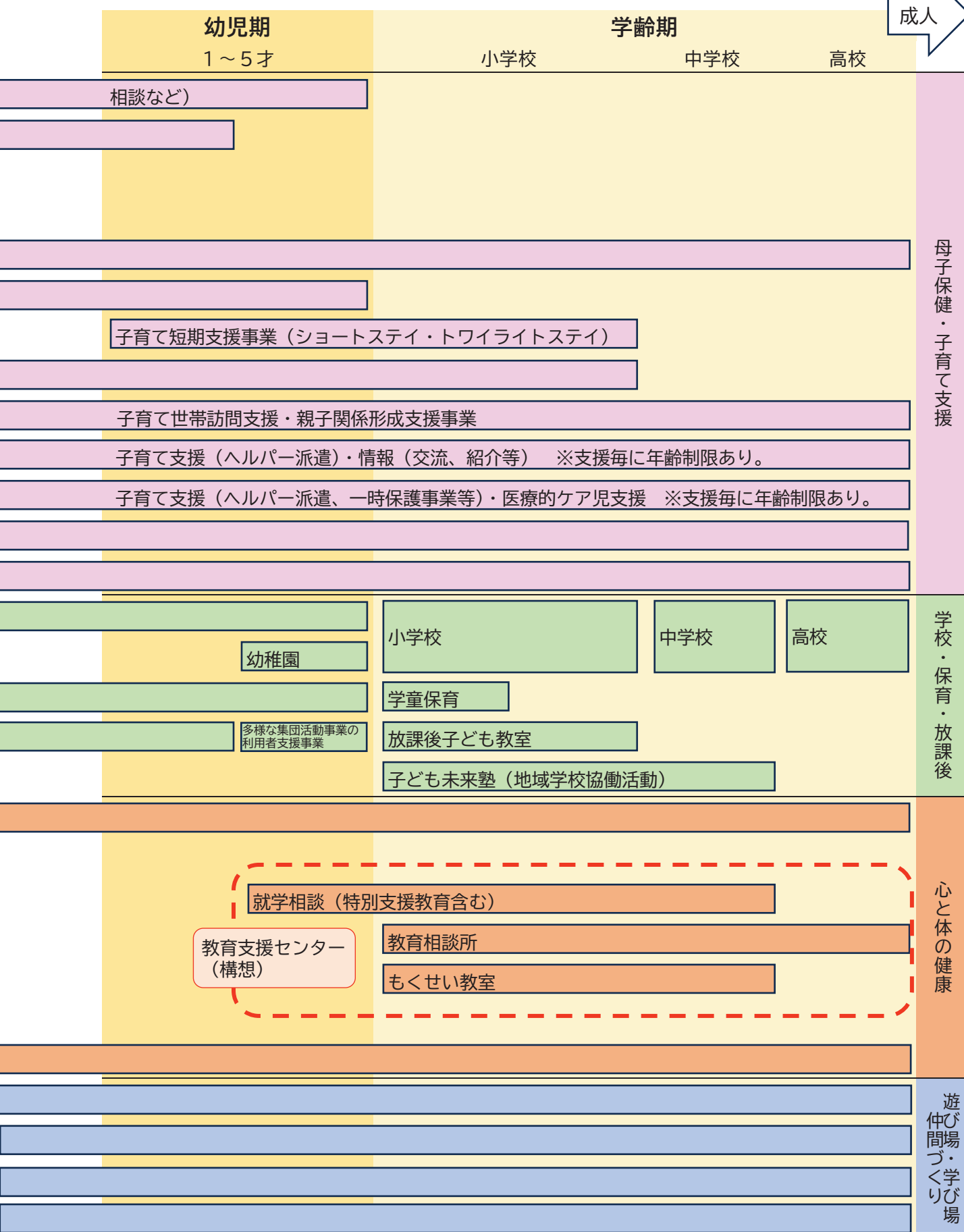
付 則

この条例は、公布の日から施行^{しこう}します。

資料7 子育て・子育てカレンダー

	妊娠	出産	乳児期			
			生後～3か月	4～6か月	7～10か月	11・12か月
母子保健・子育て支援	母子保健関連事業（両親学級（母性科・育児科）、新生児等聴覚検査、各種健診・予防接種・健康					
	育児支援ヘルパー（産前産後支援 ※多胎児家庭は3歳未満まで）					
			産後ケア事業			
	妊婦健康診査事業		乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）			
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型・特定支援型・基本型・こども家庭センター型）					
			病児保育事業・一時預かり事業（保育園在園児以外）			
			子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）			
			子育てに不安や困難を抱える家庭への支援：養育支援訪問・			
			ひとり親家庭への支援：経済的支援（手当、医療費助成等）・			
			障がいのある方への支援：経済的支援（手当、医療費助成等）・			
			医療費助成制度（乳児～高校生年代）			
		こども家庭センター				
学校・保育・放課後			保育園・認定こども園			
			延長保育事業・一時預かり事業（幼稚園在園児）			
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			
心と体の健康			児童発達支援センターきらり			
			子どもオンブズパーソン			
遊び仲間づくり・学び場	こども家庭センター親子あそびひろば(地域子育て支援拠点・地域子育て相談機関)					
	子育てひろば（地域子育て支援拠点・地域子育て相談機関）・児童館					
			プレーパーク			
	図書館・公民館・市立公園					

成人



資料8 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保内容の算定方法

1 教育・保育施設

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	次期計画数				
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
1	1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）	1 必要利用定員総数	1,424	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	189	75	70	69	67	67
		上記以外	1,235	1,115	1,046	1,024	1,001	1,446
		2 確保の内容	1,424	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
		特定教育・保育施設	189	151	151	151	151	151
		確認を受けない幼稚園	800	519	519	519	519	519
		市外の幼稚園	435	520	446	423	398	395
		過不足（2-1）	0	0	0	0	0	0

○ 「量の見込み」算出方法

- ・ 幼児期の学校教育の利用希望が強い

「家庭類型別児童数（3～5歳、2号認定ニーズ）」×「利用意向率（＝推計児童数（3～5歳）の6.3%）」

- ・ 上記以外

「2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）」にて児童人口に対する必要利用定員総数（実績）を算出後、残りの差分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」にて算出した人数を差し引いた人数とした。

○ 「確保の内容」算出方法

- ・ 特定教育・保育施設 …こどものくに幼稚園（74人）、小金井教会幼稚園（38人）、けやきの森認定こども園（39人）
- ・ 確認を受けない幼稚園…こどものくに幼稚園、小金井教会幼稚園を除く幼稚園

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	次期計画数				
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
2	2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）	1 必要利用定員総数	1,858	1,800	1,709	1,702	1,685	1,702
		2 確保の内容	2,325	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
		特定教育・保育施設	2,226	2,226	2,226	2,226	2,226	2,226
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	99	47	47	47	47	47
		過不足（2-1）	467	473	564	571	588	571

○ 「量の見込み」算出方法

- 「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）を算出後、過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.33%）を加える。

○ 「確保の内容」算出方法

令和7年度認可定員数等と同数

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	次期計画数				
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3	3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望） ① 3号認定（0歳）	1 必要利用定員総数	256	257	257	259	263	261
		2 確保の内容	351	345	345	345	345	345
		特定教育・保育施設	287	302	302	302	302	302
		地域型保育事業	32	23	23	23	23	23
		認可外保育施設	32	20	20	20	20	20
		過不足（2-1）	95	88	88	86	82	84
		保育利用率	39.3%	38.4%	38.3%	38.0%	37.4%	37.7%

- 「量の見込み」算出方法
「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.01％）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
令和7年度認可定員数等と同数

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	次期計画数				
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
4	3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望） ②3号認定（1歳）	1 必要利用定員総数	606	585	590	598	609	614
		2 確保の内容	663	627	627	627	627	627
		特定教育・保育施設	562	547	547	547	547	547
		地域型保育事業	36	46	46	46	46	46
		認可外保育施設	65	34	34	34	34	34
		過不足（2-1）	57	42	37	29	18	13
		保育利用率	66.8%	69.2%	69.1%	68.4%	67.6%	67.5%

- 「量の見込み」算出方法
「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.37％）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
令和7年度認可定員数等と同数

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	次期計画数				
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
5	3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望） ②3号認定（2歳）	1 必要利用定員総数	683	659	664	674	687	690
		2 確保の内容	746	702	702	702	702	702
		特定教育・保育施設	634	625	625	625	625	625
		地域型保育事業	41	40	40	40	40	40
		認可外保育施設	71	37	37	37	37	37
		過不足（2-1）	63	43	38	28	15	12
		保育利用率	76.2%	77.7%	77.4%	76.6%	75.8%	75.6%

- 「量の見込み」算出方法
「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.35％）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
令和7年度認可定員数等と同数

2 地域子ども・子育て支援事業（一部のみ）

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
2	乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	対象年齢 0歳	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	量の見込み(人)		989	990	999	1,014	1,008
					1,328	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014
				確保の内容(人)		実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

- 「量の見込み」算出方法
「推計児童数（0歳）」×「事業実績比率（過去5年間最大値、110.0%）」
- 「確保の内容」算出方法
「量の見込み」の最大値と同数

資料編

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3	妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	量の見込み(人)		905	906	914	928	922
				確保の内容(人)	1,184	928	928	928	928	928
					実施場所：都内契約医療機関（都外医療機関等で受診の場合は現金給付） 検査項目：計 14 回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診					

○ 「量の見込み」算出方法

「推計児童数（0歳）」×「妊娠届出数／0歳人口（過去5年平均値、100.7%）」

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画					
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
4	産後ケア事業	妊婦	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保をし、もって子育て支援の充実を図ることを目的に実施する事業	量の見込み(人)		1,143	1,143	1,154	1,172	1,164	
					482	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172	
				確保の内容(人)		実施体制：委託で実施 実施場所：医療機関（病院）、助産院、利用者自宅（アウトリーチ）					

○ 「量の見込み」算出方法

「推計児童数（0歳）」×「登録率45.4%（令和5年度登録率）」×「平均利用日数2.8日（令和5年度利用実績日数/利用実数）」

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
5	子育て短期支援 事業（ショート ステイ）	未就学児 童	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業	量の見込み(人)		604	587	587	587	588
				確保の内容(人)	730	730	730	730	730	730

○ 「量の見込み」算出方法

「家庭類型別児童数（0～5歳）」×「利用意向率」×「利用実績日数（1回あたり）」

○ 「確保の内容」算出方法

「定員数（2人）」×「年間開所日数（365日）」

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
6	地域子育て支援 拠点事業	未就学児 童	乳幼児及びその保護者が 相互の交流を行う居場所 を開設し、子育てについて の相談、情報提供を行う事 業	量の見込み（人/月）		5,188	5,199	5,249	5,322	5,312
				確保の内容（人/月）	3,950	3,350	3,350	3,350	5,143	5,143
				確保の内容（か所）	5	5	5	5	6	6
				児童館の子育てひろ ば事業（人/月）	1,892	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719
				児童館の子育てひろ ば事業（か所）	4	4	4	4	4	4
				こども家庭センター の親子遊びひろば事 業（人/月）	2,058	1,631	1,631	1,631	3,424	3,424
				こども家庭センター の親子遊びひろば事 業（か所）	1	1	1	1	2	2

○ 「量の見込み」算出方法

「家庭類型別児童数（0～2歳）」×「利用意向率」×「利用希望日数」

○ 「確保の内容」算出方法

【児童館の子育てひろば事業】

利用人数の過去5年間の最大値

【こども家庭センターの親子遊びひろば事業】

① R7～9；利用人数の過去5年間の最大値

② R10（仮称）新福祉会館への移転による地理的利用者増により、①×1.5（2,446人）

R10 移転後、貫井北地域に地域ひろばとして機能を残存。規模縮小により①×0.6（978人）

R10以降、3,424人

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
7	病児保育事業	未就学児童	児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業	量の見込み（人日/年）		3,209	3,120	3,117	3,115	3,120
				確保の内容（人日/年）	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018

○ 「量の見込み」算出方法

「推計児童数（0～5歳）」×「利用意向率（56.3%）」

○ 「確保の内容」算出方法

① しんあい保育園で実施されている体調不良時対応型：定員2名（1日）×294日（開所日数）＝588人日/年

② さくらんぼ保育室で実施されている病児保育：定員4名（1日）×243日（開所日数）＝972人日/年

③ ひよこ保育室で実施されている病児保育：定員6名（1日）×243日（開所日数）＝1,458人日/年

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））	就学児童	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	量の見込み（人日/年）		1,460	1,446	1,402	1,362	1,300
				【低学年】	1,317	1,115	1,091	1,045	1,010	955
				【高学年】	558	345	355	357	352	345
				確保の内容（人日/年）	1,875	1,460	1,446	1,402	1,362	1,300

○ 「量の見込み」算出方法

未就学児…「＝推計児童数（0～5歳）×利用率実績（過去5年間最大値 69.1%）」

低学年…「＝推計児童数（6～8歳）×利用率実績（過去5年間最大値 32.8%）」

高学年…「＝推計児童数（9～11歳）×利用率実績（過去5年間最大値 10.1%）」

○ 「確保の内容」算出方法

ファミリー・サポート・センター事業は、「一時預かり事業」と「子育て援助活動支援事業（就学後）」の確保方策として利用されるが、ファミリー・サポート・センター事業の最大確保量「[協力会員の数の見込み]×[協力会員1人当たりの活動件数（過去5年間最大値の17.4日）]」で未就学児・低学年・高学年の量の見込みを受入れることは可能であることから、

・未就学児の量の見込み数＝「一時預かり事業」の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の確保数

・低学年・高学年の量の見込み数＝子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））の確保数とする。

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
9	延長保育事業（時間外保育）	未就学児童	保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業	量の見込み（人）		1,056	1,030	1,034	1,038	1,045
				確保の内容（人）	1,056	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045

○ 「量の見込み」算出方法

「認可保育所在園児の見込数」×「延長保育利用率（3年平均、32%）」

※R2、R3はコロナの影響で極端に数値が低いため除外

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数					
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
10	放課後児童健全 育成事業（学童 保育）	就学児童	保護者が就労等により昼間 家庭にいない小学校就学児 童に対し、授業の終了後等 に適切な遊びや生活の場を 与えて、児童の健全育成を 図る事業	量の見込み(人)		1,827	1,924	1,998	2,097	2,161	
				【低学年】	1,613	1,658	1,714	1,783	1,886	1,954	
				1 年生	570	600	640	625	704	713	
				2 年生	569	543	588	629	616	689	
				3 年生	474	515	486	529	566	552	
				【高学年】	5	169	210	215	211	207	
				4 年生	5	34	40	39	39	38	
				5 年生	-	65	66	66	63	63	
				6 年生	-	70	104	110	109	106	
				確保の内容(人)	1,160	1,240	1,320	1,400	1,480	1,560	

○ 「量の見込み」算出方法

【低学年】「公立小学校児童の見込数（6～8歳）」×「前年利用（見込）率」×「過去5年実績の平均利用増加率（6歳109%、7歳97%、8歳90%）」

【高学年】「家庭類型別児童数（9～11歳）」×「平均利用意向率（＝推計児童数（9～11歳）の平均利用意向率）」

○ 「確保の内容」算出方法

R6	4月1日時点の確保数が公設1,120+民設40=計1,160	R7	1,160人+80人=計1,240人
R8	1,240人+80人=計1,320人	R9	1,320人+80人=計1,400人
R10	1,400人+80人=計1,480人	R11	1,480人+80人=計1,560人

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数					
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
11	一時預かり事業	①幼稚園 在園児 ②在園児 以外は未 就学児童	家庭において保 育を受けること が一時的に困難 となった児童に ついて、保育所 等において児童 を一時的に預か る事業	①幼稚園における一時預かり（幼稚園における在園児対象型）							
				量の見込み合計（人日/年）		23,002	21,734	21,503	21,179	21,287	
				幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	4,379	4,379	4,138	4,094	4,032	4,053	
				幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	18,623	18,623	17,596	17,409	17,147	17,234	
				確保の内容（人日/年）	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869	
				②保育園等における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）							
				量の見込み合計（人日/年）		13,796	13,446	13,437	13,428	13,449	
				確保の内容（人日/年）	12,871	13,631	13,521	13,518	13,515	13,522	
				（在園児対象型以外）保育園の一時預かり	8,775	8,482	8,482	8,482	8,482	8,482	
				子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	3,196	3,939	3,829	3,826	3,823	3,830	
				子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	900	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	

○ 「量の見込み」算出方法

①幼稚園における一時預かり（幼稚園における在園児対象型）

ニーズ調査に基づく見込み量を抜粋した。

②保育園等における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）

○ 「確保の内容」算出方法

①幼稚園における一時預かり（幼稚園における在園児対象型）

令和6年度実績数（見込）のとおりに

②保育園等における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）

・（在園児対象型以外）保育園の一時預かり …令和5年度実績－保育室

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

…「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後）」の「確保の内容」算出方法を参照

・子育て短期支援事業（トワイライトステイ） …（令和6年9月開始）「定員数（5人）」×「平均年間開所日数（242日※）」※土、日、祝日、年末年始除く平日数5年平均242.6日より

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
12	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度	量の見込み (人日/年)		—	12,672	12,672	12,672	12,672
				確保の内容 (人日/年)	—	—	12,672	12,672	12,672	12,672

○ 「量の見込み」算出方法

「必要受入れ時間数（0歳6か月から満3歳未満の推計児童数）」×「月一定時間（10時間）」

÷ 「定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（月176時間（8時間×22日））」

○ 「確保の内容」算出方法

上記 12,672 人を同数確保

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
15	養育支援訪問事業	要支援児童、特定妊婦、要保護児童	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み(人)		42	42	42	42	42
				確保の内容(人)	17	42	42	42	42	42
						実施体制：こども家庭センターケースワーカー及び専門相談支援員の派遣により実施 実施機関：こども家庭センター				

○ 「量の見込み」算出方法

「派遣人数（過去5年間最大値、42人）」

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
16	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童、特定妊婦等	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業	量の見込み(人)		365	365	365	365	365
				確保の内容(人)	312	365	365	365	365	365
						実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（4事業所）				

○ 「量の見込み」算出方法

養育訪問支援事業（育児家事支援）延べ派遣回数実績＝延べ利用人数過去5年最大値

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
18	親子関係形成支援事業	支援が必要と認められる児童及びその保護者等	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士の情報の交換等ができる場を設けるなどの必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業	量の見込み(人)		78	79	79	79	79
				確保の内容(人)	—	80	80	80	80	80
						実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：親子あそびひろば運営事業者				

○ 「量の見込み」算出方法

【[推計児童数 0～11 歳(人)]+[市人口ビジョン児童数 12～17 歳(人)の調整後の値]】×【[対象人数(※育児援助事業参加者数)]/[各年度全児童数(人)]の過去 5 年最大値】

※育児援助事業参加者数・・・こころの相談参加者延べ人数+育児不安親支援事業参加者延べ人数

○ 「確保の内容」算出方法

事業提供予定延べ人数(定員 8 人×5 回×2 ターム)

資料9 関連事業一覧（小金井市子どもの権利に関する条例、子どもの貧困対策、及び子ども・若者育成支援）

■小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧

	第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
第5条 子どもの権利の普及	1-2 1 子どもの権利学習の推進 1-2 2 子どもの権利についての意識啓発の強化 1-2 3 人権教育の推進 1-2 4 子どもの権利の地域における学習支援 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進	
第7条 安心して生きる権利	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 1 虐待防止啓発事業 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進 1-4 1 いじめ等の対策システム 1-4 2 第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進 1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-4 4 子どもを見守る家（カンガルーのポケット） 1-4 5 セーフティー教室 1-4 6 薬物乱用防止の普及啓発 2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口 3-1 2 新生児等聴覚検査 3-1 3 乳幼児健康診査 3-1 4 予防接種事業 3-1 5 小児医療の充実 3-1 6 母子保健健康相談事業 3-1 7 乳幼児歯科保健指導 3-1 8 栄養個別相談・栄養集団指導 3-1 9 子どもへの食育の推進 3-1 10 両親学級（育児科） 3-1 11 育児に困難を持つ家庭への支援 3-1 12 多胎児家庭移動支援事業 3-1 13 子育て中の保護者グループ相談 3-1 14 低所得の妊婦に対する初回参加受診料支援事業 4-1 4 養育費確保のための支援 5-3 3 幹線道路の整備 5-3 4 子どもが通る道の安全確保 5-3 5 交通安全教育の推進 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(1) 利用者支援事業 第3節 1(2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 第3節 1(3) 妊婦健診事業 第3節 1(4) 産後ケア事業 第3節 1(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節 1(7) 病児保育事業 第3節 1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 第3節 1(9) 延長保育事業（時間外保育） 第3節 1(11) 一時預かり事業（トワイライトステイを含む） 第3節 1(15) 養育支援訪問事業 第3節 1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節 1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節 1(18) 親子関係形成支援事業
第8条 自分らしく生きる権利	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会 2-1 4 YA サポーター 2-1 5 多様な声を施策に反映させる工夫の実施 2-1 6 子どもや若者の意見表明のサポート	第3節 1(15) 養育支援訪問事業 第3節 1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節 1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節 1(18) 親子関係形成支援事業

	第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
	2-1 7 子どもや若者の意見反映 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 中高生の余暇活動支援 2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	
第9条 ゆたかに育つ権利	2-1 8 ボランティア活動への参加 2-2 1 子どもの体験事業 2-2 2 各種スポーツ事業 2-2 3 図書館事業 2-2 4 はけの森美術館教育普及活動 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 中高生の余暇活動支援 2-4 1 教育支援センター「もくせい教室」 4-1 4 養育費確保のための支援 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-2 1 異年齢交流 5-2 2 子どもが参加できる行事の促進 5-2 3 各種催し物における、中高生ボランティアの受入 5-2 4 地域諸団体への活動支援 5-3 2 子どもにやさしい自然環境の整備 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(6) 地域子育て支援拠点事業 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3節1(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
第10条 意見を表明する権利	2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会	
第11条 支援を受ける権利	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-4 1 教育支援センター「もくせい教室」 2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口	第3節1(1) 利用者支援事業 第3節1(6) 地域子育て支援拠点事業 第3節1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業
第12条 家庭での子どもの権利の保障	1-1 2 虐待対応事業 1-3 1 虐待防止啓発事業 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握	第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業

	第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
第13条 育ち学ぶ施設での 子どもの権利の保障	1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 2-2 1 子どもの体験事業 2-2 3 図書館事業 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 5 子どもの公共施設の利用 4-2 1 認可保育所での特別支援保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業 4-3 2 外国製の幼児の教育・保育施設等利用支援 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に よる学校・家庭・地域が連綿依した子育て環境の整備 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(6) 地域子育て支援拠点事業 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
第14条 地域での子どもの 権利の保障	1-2 4 子どもの権利の地域における学習支援 4-3 5 生活日本語教室 5-1 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に よる学校・家庭・地域が連綿依した子育て環境の整備 5-2 1 異年齢交流 5-2 2 子どもが参加できる行事の促進 5-2 3 各種催し物における、中高生ボランティアの受入 5-2 4 地域諸団体への活動支援	
第15条 子どもにやさしい まちづくりの推進	2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会	第3節1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
第16条 子どもの権利の侵 害に関する相談と救済	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-4 4 思春期相談	

■子どもの貧困対策関係事業一覧

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
1 教育 の 支 援	(1) 幼児教育・無償化の推進及び質の向上	3-4 1 施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） 3-4 2 施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） 3-4 3 保育所等における副食費の補助	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1 (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談支援 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 5-1 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連綿依した子育て環境の整備	
	(3) 大学等進学に対する教育機会の提供	3-4 6 小金井市奨学資金	
	(4) 特に配慮を要する子どもへの支援	2-4 1 教育支援センター「もくせい教室」 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-3 2 外国製の幼児の教育・保育施設等利用支援 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 4-3 5 生活日本語教室 5-1 4 特別支援教育	
	(5) 教育費負担の軽減	3-4 6 小金井市奨学資金 3-4 7 就学援助制度 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	
2 生 活 の 支 援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	1-1 2 虐待対応事業 2-3 2 児童館事業 3-1 1 両親学級（母性科） 3-1 3 乳幼児健康診査 3-1 5 小児医療の充実 3-1 6 母子保健健康相談事業 3-1 11 育児に困難を持つ家庭への支援 3-1 12 多胎児家庭移動支援事業 3-1 13 子育て中の保護者グループ相談 3-1 14 低所得の妊婦に対する初回参加受診料支援事業 3-2 1 子育て情報の提供 3-2 2 子育て総合相談 3-2 3 育児支援ヘルパー事業 3-2 4 子育て施設の地域支援事業 3-2 5 民生委員・児童委員の活動 3-2 6 子育ての仲間づくり事業 3-2 7 子育て講座の開催 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談事業 4-1 3 母子生活支援施設への入所支援 6-1 1 子育て支援ネットワーク 6-1 2 子育てグループへの活動支援 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第3節 1 (1) 利用者支援事業 第3節 1 (2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 第3節 1 (3) 妊婦健診事業 第3節 1 (4) 産後ケア事業 第3節 1 (6) 地域子育て支援拠点事業 第3節 1 (12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3節 1 (15) 養育支援訪問事業
	(2) 保護者の生活支援	2-4 5 福祉総合相談窓口 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1 (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節 1 (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後）） 第3節 1 (10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節 1 (11) 一時預かり事業（トワイライトステイを含む）
	(3) 子どもの生活支援	1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1 (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節 1 (7) 病児保育事業 第3節 1 (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
		2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口 3-1 9 子どもへの食育の推進 4-1 4 養育費確保のための支援 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節1(11) 一時預かり事業
	(4) 児童養護施設退所者等に関する支援	4-4 1 里親制度の照会と周知	第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業
3	保護者に対する就労の支援	3-4 8 雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 3-4 9 再就職の支援 3-4 10 女性のための再就職支援講座 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談事業 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	第3節1(7) 病児保育事業 第3節1(9) 延長保育事業（時間外保育）
4	経済的支援	3-1 12 多胎児家庭移動支援事業 3-1 14 低所得の妊婦に対する初回参加受診料支援事業 3-4 1 施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） 3-4 2 施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） 3-4 3 保育所等における副食費の補助 3-4 4 乳幼児・義務教育就学児・高校生等の医療費の助成 3-4 5 愛育手当 3-4 6 小金井市奨学資金 3-4 7 就学援助制度 4-2 5 児童育成手当（障害）	第3節1(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■子ども・若者育成支援関係事業一覧

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
1 健 や か な 成 長 と 自 立 に 向 け た 支 援	(1) 基本的な生活習慣の形成と学力の向上	2-4 1 教育支援センター※「もくせい教室」 2-4 2 不登校等児童・生徒への支援 2-4 3 子ども（子育て総合）相談 2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口	第3節1(6) 地域子育て支援拠点 第3節1(7) 児童育成支援拠点事業
	(2) 豊かな人間性の育成と健全な心身の形成	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-2 1 子どもの権利学習の推進 1-2 2 子どもの権利についての意識啓発の強化 1-2 3 人権教育の推進 1-2 4 子どもの権利の地域における学習支援 2-2 1 子どもの体験事業 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業	第3節1(5) 養育支援訪問事業 第3節1(6) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(8) 親子関係形成支援事業
	(3) 時代の変化に対応できる力の養成	1-4 5 セーフティー教室 6-2 1 人権尊重、男女平等やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発 6-2 2 父親向け交流事業の推進	
	(4) 健康・安全に生活できる力の養成	1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 2-4 4 思春期相談 2-4 6 若者支援における支援体制・連携体制の構築 3-1 9 子どもへの食育の推進 5-3 5 交通安全教育の推進	第3節1(2) 乳児家庭全戸訪問事業 第3節1(3) 妊婦健診事業 第3節1(4) 産後ケア事業
	(5) 社会貢献、社会参加、自立の支援	2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会 2-1 4 YAサポーター 2-1 5 多様な声を施策に反映させる工夫の実施 2-1 6 子どもや若者の意見表明のサポート 2-1 7 子どもや若者の意見反映 2-1 8 ボランティア活動への参加	
	(6) 就業意欲と能力、職業訓練、就業支援の充実	2-4 7 就労準備・社会参加支援事業 3-4 8 雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 3-4 9 再就職の支援 3-4 10 女性のための再就職支援講座 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	
	(7) 学習の機会を確保するための多様な支援	1-1 5 教育相談事業 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業	
2 困 難 を 有 す る 子 ど も ・ 若 者 や 家	(1) さまざまな障害のある子ども・若者の支援	4-2 1 認可保育所での特別支援保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 3 障がい児の緊急・一時預かり 4-2 4 障がいの早期発見（乳幼児健康診査） 4-2 5 児童育成手当（障害） 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業 4-2 8 医療的ケア児連絡調整体制整備事業 4-2 9 医療的ケア児支援コーディネート事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
	(2) 児童虐待防止と社会的養護体制の充実	1-1 2 虐待対応事業 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-3 1 虐待防止啓発事業 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築	第3節1(5) 養育支援訪問事業 第3節1(6) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(7) 児童育成支援拠点事業 第3節1(8) 親子関係形成支援事業

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
族 へ の 支 援	(3) いじめ問題、不登校・中途退学者への支援	1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-4 1 いじめ等の防止対策 1-4 2 第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進 1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-4 4 子どもを見守る家（カンガルーのポケット） 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-4 1 教育支援センター※「もくせい教室」 2-4 2 不登校等児童・生徒への支援 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業	第3節1(17) 児童育成支援拠点事業
	(4) ひきこもり、若者無業者（ニート）の支援	1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-4 5 福祉総合相談窓口 2-4 6 若者支援における支援体制・連携体制の構築 2-4 7 就労準備・社会参加支援事業	
	(5) ひとり親家庭・生活困窮家庭などの支援	2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談支援事業 4-1 3 母子生活支援施設への入所支援 4-1 4 養育費確保のための支援 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	
	(6) 外国籍など特に困難を抱える人への支援	4-3 1 各国の言語による情報提供 4-3 2 外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 4-3 5 生活日本語教室 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	
	(7) 非行・犯罪への対策と子ども・若者支援	1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-4 4 子どもを見守る家（カンガルーのポケット） 1-4 5 セーフティ教室 1-4 6 薬物乱用防止の普及啓発	
	(8) 心と体に困難や悩みを抱える人への支援	1-4 2 第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進 4-2 1 認可保育所での特別支援保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 3 障がい児の緊急・一時預かり 4-2 4 障がいの早期発見（乳幼児健康診査） 4-2 5 児童育成手当（障害） 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業 4-2 8 医療的ケア児連絡調整体制整備事業 4-2 9 医療的ケア児支援コーディネート事業	第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業
	(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちの支援	1-3 2 ヤングケアラーの相談 3-1 1 両親学級（母性科） 3-2 1 子育て情報の提供 3-2 2 子育て総合相談 3-2 3 育児支援ヘルパー事業 3-2 4 子育て施設の地域支援事業 3-2 5 民生委員・児童委員の活動 3-2 6 子育ての仲間づくり事業 3-2 7 子育て講座の開催 4-1 4 養育費確保のための支援 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第3節1(1) 利用者支援事業 第3節1(2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 第3節1(3) 妊婦健診事業 第3節1(4) 産後ケア事業 第3節1(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節1(6) 地域子育て支援拠点 第3節1(7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 第3節1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後）） 第3節1(9) 延長保育事業（時間外保育） 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 第3節1(11) 一時預かり事業 第3節1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3節1(14) 実費徴収に係る補正給付を行う事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業
3 成 長 を 社 会 全 体 で 支 え る 環 境 整 備			

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
	(2) 家庭・地域と一体となった学校の運営	5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業	
	(3) 地域における多様な活動の場の充実	2-2 2 各種スポーツ事業 2-2 3 図書館事業 2-2 4 はけの森美術館教育普及活動 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 中高生の余暇活動支援 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 6-3 1 子育てに配慮した公共施設の改善 6-3 2 小中学校のスポーツ開放	
	(4) 地域における子ども・若者の安全対策	1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 5-3 1 ユニバーサルデザインのまちづくり 5-3 2 子どもにやさしい自然環境の整備 5-3 3 幹線道路の整備 5-3 4 子どもが通る道の安全確保 5-3 5 交通安全教育の推進 5-3 6 だれもが遊べる公園づくり	
	(5) 地域の社会環境の健全化の推進	5-4 1 環境問題の意識向上や環境学習 5-4 2 発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、再利用、再生利用）の推進に向けた啓発事業 6-2 1 人権尊重、男女平等やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発 6-2 2 父親向け交流事業の推進	
	(6) 情報通信等の社会変化への対応	6-1 1 子育て支援ネットワーク 6-1 2 子育てグループへの活動支援 6-1 3 ボランティアセミナー	

資料 10 用語解説

	用語	意味
か行	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）。 ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
か行	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。
か行	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
か行	教育機会確保法	学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに 対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律（平成28年12月公布）。
か行	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
か行	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。
か行	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
か行	小金井市いじめ防止対策推進条例	いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、小金井市、小金井市教育委員会、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための条例（令和3年4月施行）。
か行	小金井市子どもの権利に関する条例	子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指す条例（平成21年3月制定）。
か行	子どもオンブズパーソン	子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくることを目的に、子どもの権利が広く保障されるようさまざまな取り組みを行う第三者的機関。
か行	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。
か行	子ども・子育て関連3法	①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関連法律の整備法。
か行	子どもの最善の利益	児童の権利に関する条約で定められている原則の一つ。子どもに関することが行われるときは、その子どもにとっても最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のこと。
か行	こどもの貧困解消対策推進法	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもが権利利益を害され、社会から孤立することのないようにするためこどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律
か行	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、施策の基本となる事項を定めること等により、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。
さ行	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
さ行	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）

	用語	意味
さ行	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地方自治体や事業主による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした法律。 平成 27 年 3 月までの時限法であったが、令和 17 年 3 月まで再延長された。
さ行	児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
さ行	社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）	問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会的排除と規定し、これに対して社会的排除の構造と要因を克服するべく、社会参加を促し保障する一連の政策的な対応。
さ行	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業（法第 7 条）。
さ行	成育医療等基本方針	成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項などについて示すもの。
さ行	相対的貧困率	等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合。
た行	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業（法第 59 条）。
た行	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第 7 条）。
た行	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第 11 条）。
た行	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）
た行	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第 29、43 条）
な行	認定こども園	保護者が就労している、いないにかかわらず、就学前の子どもを受入れて幼児教育・保育を提供する施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。
な行	ニート	15～39 歳の非労働力人口（状況をかんがみて求職活動をしていない人など）のうち、家事も通学もしていない人。
は行	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
は行	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。
は行	放課後子ども総合プラン	小学校児童を対象に、共働き家庭の児童等に放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、全ての児童に多様な体験・活動を行うことができる環境を計画的に整備する取組。学校施設や公共施設等を活用し、学童保育所及び放課後子ども教室を一体的又は連携した実施を推進するもの。
は行	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第 19 条）。
は行	母子保健法	母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じて、国民保健の向上に寄与することを目的とする法律。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ら行	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。

のびゆくこどもプラン 小金井

令和7年3月

発 行 小金井市

編 集 子ども家庭部 子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042-387-9836

FAX 042-386-2609

E-mail s050599@koganei-shi.jp



© Studio Ghibli

小金井市イメージキャラクター
こきんちゃん